

瑞穂市 こども計画



瑞穂市
令和7年3月

こどもまんなか応援サポーター宣言

瑞穂市は、こどものために何がもっともよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」として活動することを宣言します。

瑞穂市では、「誰もが未来を描けるまち瑞穂」を将来像に掲げ、「心が通う助け合いのまち・夢あふれる希望に満ちたまち」を目指し、さまざまな子育て支援に係る施策に取り組んできました。今後も「こどもまんなか応援サポーター」として、瑞穂市の未来を担うこどもたちが、誰もが未来を描き希望を持って心豊かに成長できるよう、こどもをまんなかに据え、さらなる取り組みを推進していきます。

令和6年1月4日

ごあいさつ

こどもたちが未来に希望をもち、心豊かに成長できるよう令和6年1月に「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行いました。

こどもたちには「活躍の場」「体験の場」「発表の場」の3つの場をつくることが重要であるとの思いから、宣言を皮切りに、「一日市長体験」、全小中学校での意見交換会である「スクールミーティング」を行いました。

「瑞穂市こども計画」の中では、この3つの場を増やしていけるような施策も積極的に取り入れています。

多くの市民の皆さまには、さまざまな立場からこどもたちと関わりをお持ちいただき、こどもまんなか応援サポーター数日本一を目指していければと思っています。

本計画の策定にあたり、ご意見・ご提言を賜りました皆さま、ご尽力をいただきました「子ども・子育て会議」の皆さまに心からお礼を申し上げます。

今後もウェルビーイングみずほ～持続的な幸福の実現～に向けてまちづくりを進めてまいりますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和7年3月 瑞穂市長
森 和 之

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 こどもに関する施策の動向.....	2
3 計画の法的根拠と位置付け.....	3
4 計画の期間.....	5
5 計画策定体制とプロセス.....	5
6 SDGs との関連.....	8
第2章 瑞穂市のこども・子育てをとりまく現状	9
1 人口の推移.....	9
2 婚姻状況.....	12
3 世帯、人口動態の状況.....	13
4 女性の就労の状況.....	15
5 育児休業について.....	16
6 学校、幼稚園、保育所の状況.....	17
7 第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画の実績.....	18
8 待機児童数について.....	21
9 アンケート調査結果からみえる現状.....	23
10 こども・若者の意見.....	43
11 瑞穂市の課題.....	48
第3章 計画の基本的な考え方	51
1 基本理念.....	51
2 基本的な視点.....	52
3 計画の体系.....	53
第4章 施策の展開	55
基本目標1 親と子への切れ目のない支援.....	55
基本目標2 こども一人ひとりの成長を育む環境づくり.....	62
基本目標3 子育て家庭を地域で支える環境づくり.....	70
基本目標4 すべてのこども・若者の立場に立った支援.....	75
基本目標5 若い世代の生活基盤安定のための支援.....	81
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (第3期 瑞穂市子ども・子育て支援事業計画)	85
1 教育・保育提供区域の設定.....	85
2 量の見込みの考え方.....	86
3 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	87
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	92
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の 確保.....	122
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	122
第6章 計画の推進体制	123
1 施策の実施状況の点検.....	123
2 国・県等との連携.....	123

資料編.....	125
1 瑞穂市附属機関設置条例.....	125
2 瑞穂市子どもまんなか施策推進委員会設置要綱.....	127
3 瑞穂市子ども計画 策定経過.....	128
4 瑞穂市子ども・子育て会議 委員名簿.....	129

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

令和5年4月、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とする「こども家庭庁」が設置されるとともに、こども施策を社会全体で総合的に実施していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。また、同年12月に、こどもまんなか社会の実現を目指すための基本的な方針や重要事項等を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

本市では、瑞穂市第2次総合計画において、「心が通う助け合いのまち」や「夢あふれ希望に満ちたまち」を基本目標と掲げ、さまざまな子育て支援に係る施策に取り組んできました。

また、令和2年度から令和6年度を期間とする「第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画」では、「子どもたちとともに育つまち・みずほ～安全・安心な子育て支援の輪～」を基本理念として施策を進めてきました。

今回策定する「瑞穂市こども計画」は、こども・若者の権利が保障され、健やかに成長できるとともに、将来にわたって幸せに生活できることをめざして、必要な取り組みを進めていく計画です。この計画は、「こども基本法」に基づく市町村こども計画として策定する計画で、これまでの子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策行動計画を内包するとともに、若者世代への支援や貧困対策を含む計画として策定するものです。

2 こどもに関する施策の動向

国のこどもに関する施策は、こども基本法に基づく『こども大綱』が中心となっています。大綱では、「こどもまんなか社会」を目指すという方向性が掲げられ、すべてのこども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長でき、その権利が擁護され、将来にわたって幸せな状態で生活できる社会の実現を目指すとされています。

『こども大綱』の基本方針には、こども・若者の権利を保障して最善の利益を図ること、こどもや若者等の意見を聴くこと、こどもや若者等のライフステージに応じて切れ目なく支援すること、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにすること、若い世代の視点に立つ結婚や子育てに関する希望の形成と実現を支援すること等が記載されています。また、『こども大綱』は、ライフステージ別の重要事項として、以下のような取り組みが必要と考えています。

ライフステージ	主な取り組み
こどもの誕生前から幼児期まで	<ul style="list-style-type: none">● 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援、保育・医療の確保● こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
学童期・思春期	<ul style="list-style-type: none">● こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等● 居場所づくり● 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実● 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育● いじめ防止● 不登校のこどもへの支援● 校則の見直し● 体罰や不適切な指導の防止● 高校中退の予防、高校中退後の支援
青年期	<ul style="list-style-type: none">● 高等教育の修学支援、高等教育の充実● 就労支援、雇用と経済的基盤の安定● 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援● 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 計画の法的根拠と位置付け

(1) 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」として策定するもので、こども大綱及び岐阜県こども計画を踏まえて策定する計画です。同時に、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村子ども・若者計画、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画を含む形で策定する計画です。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、子ども・子育て支援に関する各事業の実施目標等を掲げています。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」として位置付けるとともに、瑞穂市まちづくり基本条例の理念をもとに「瑞穂市第2次総合計画」や関連する分野別計画との整合性を図りながら策定します。

こども計画の法律・計画に関する規定

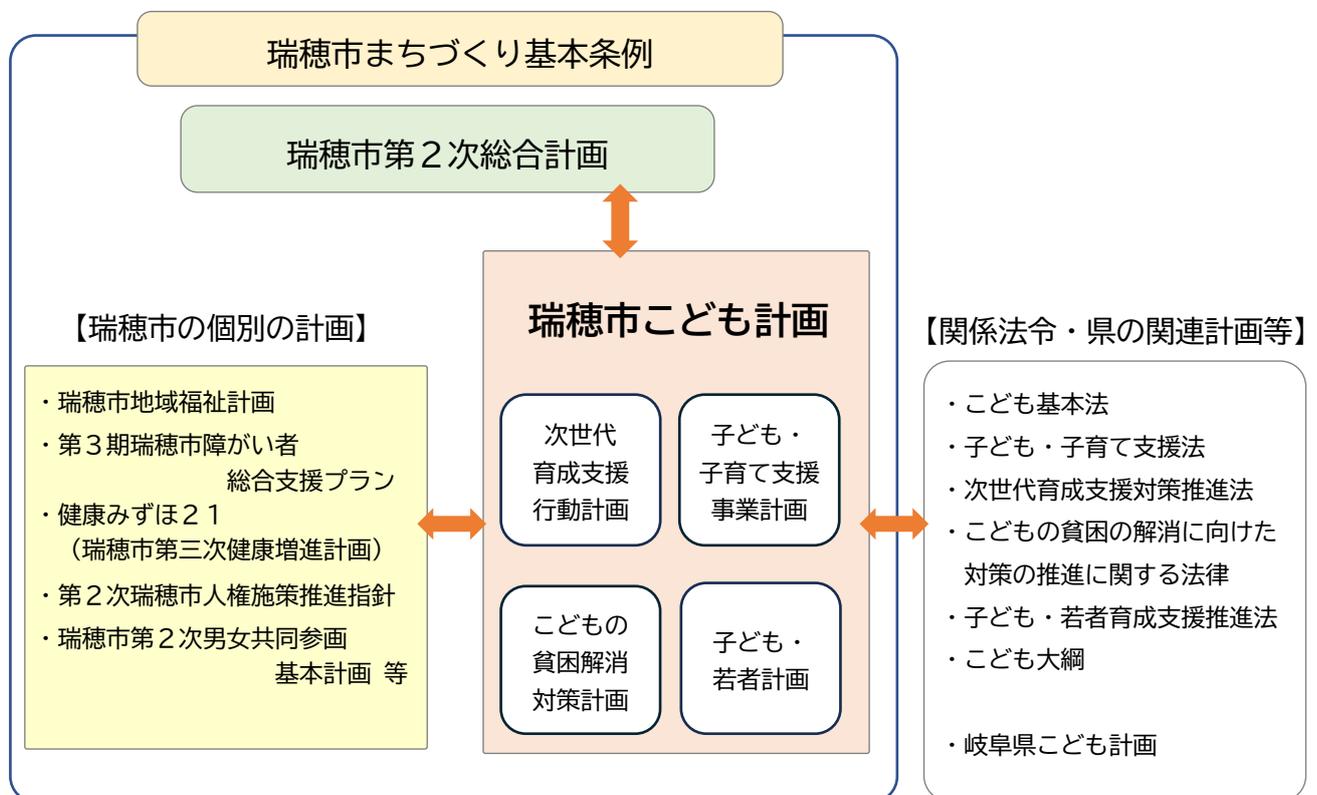
法律	市町村計画に関する規定	関係規定
こども基本法	市町村こども計画（第10条第2項） 市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> こども施策に関する大綱（第9条）について定められ、市町村こども計画はこれを勘案して策定する。 こども施策に係るこども等の意見を反映することが規定されている。（第11条）

こども計画に関連する法律・計画に関する規定

法律	市町村計画に関する規定	関係規定等	計画の範囲
次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画（第8条第1項） 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。	<ul style="list-style-type: none"> 一般事業主行動計画（常用雇用100人超の事業主）の策定。 特定事業主行動計画（国及び地方公共団体）の策定。 子育てサポート企業の認定（くるみん認定）。 	第3期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画 瑞穂市こども計画
子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画（第61条第1項） 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 記載事項（基本的記載事項、任意記載事項）が規定されている。（第61条2、3） 	
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	市町村計画（第10条第2項） 市町村は、大綱を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を定めるよう努めるものとする。		
子ども若者育成支援推進法	市町村子ども・若者計画（第9条第2項） 市町村は、大綱を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を定めるよう努めるものとする。		

瑞穂市まちづくり基本条例 ～抜粋～

条例	まちづくりの基本理念	理念の詳細内容
瑞穂市まちづくり基本条例	<p>第4条第4号 本市の将来を担う子どもが尊重され、まちづくりに参画する権利が保障されること</p> <p>第16条 市の執行機関は、子どものまちづくりに参画する機会を保障するため、子どもの年齢に応じてふさわしい形でまちづくりに参画できる機会を設けるとともに、参画しやすい環境を整えるよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来を担う子どもは特別な存在であり、その尊厳を尊重することを明確にし、子どもがまちづくりに参画できる権利を保障しています。 ・ 子どもの頃からまちづくりに参画し、地域のことを大人と一緒に考える経験を通して、今後の瑞穂市を担う子どもが「自らのまち」に対する誇りと愛着をもった市民へと育つことに繋がる考えのもと、市の執行機関は、年齢や発達段階に応じた参画方法を多様な形で用意しイベントや会議を計画したり、子どもが参画しやすい環境づくりに配慮する必要があります。



(2) 計画の対象

全ての子ども※・若者、子育て中のかた、そしてこれらを取り巻く市民、行政等を対象とします。

※ こども基本法に規定する「心身の発達の過程にある者」をいい、一定の年齢による上限を設けず、状況に応じて必要な方を支えています。法令や固有名詞等で「子供」、「子ども」等と表記されている場合を除き、「こども」と表記します。

なお、一般的に思春期及び青年期の者として「若者」の語を用いられることがあり、本計画においても分かりやすく示すという観点から、思春期及び青年期を対象とした文脈において「若者」の語を用いる場合があります。(施策によっては30代も対象とします)

4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
 なお、社会・経済情勢の変化や本市のこどもと家庭を取り巻く状況、様々な状況の変化により、必要に応じ、計画の見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
					<div style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px;"> 瑞穂市こども計画 <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援行動計画 ・第3期子ども・子育て支援事業計画 ・こどもの貧困解消対策計画 ・子ども・若者計画 </div>				
<div style="background-color: #ADD8E6; padding: 10px; border-radius: 10px; display: inline-block;"> 第2期 子ども・子育て支援事業計画 </div>									
		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> 中間 見直し </div>							

5 計画策定体制とプロセス

(1) 瑞穂市子ども・子育て会議での審議

本市における子ども・子育て支援施策をこども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、保護者代表、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「瑞穂市子ども・子育て会議」において、本計画の内容について審議しました。

(2) 瑞穂市こどもまんなか施策推進委員会での協議

庁内に「瑞穂市こどもまんなか施策推進委員会」を設置しました。また、関係部署での研究チームも併せて設置し、こどもを中心に据えた施策の提案や本計画に係る協議を委員会とともに行いました。



(3) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子育て当事者の現状やニーズを把握するとともに、こども・若者本人の意見を把握するため、アンケート調査を実施しました。調査の概要は以下の通りです。

①子育て支援に関するアンケート調査

調査対象	就学前：瑞穂市在住の就学前児童（0～5歳）の保護者 小学生：瑞穂市在住の小学生（6～12歳）の保護者
調査期間	令和6年2月29日～令和6年3月18日 （調査基準日：令和6年2月1日）
配布数	就学前：1,600人 小学生：1,800人
回収数	就学前：673人（42.1%） 小学生：719人（40.0%）
調査方法	郵送による配布・回収（Webによる回収も含む）

②子どもの生活状況に関する調査

調査対象	瑞穂市在住の小学5年生・中学2年生 不登校支援、子ども・若者の居場所づくり（みずほわくわくスクール）参加者 適応指導教室（アジサイスクール）参加者
調査期間	令和5年度：令和6年2月29日～令和6年3月29日 （調査基準日：令和6年2月1日） 令和6年度：令和6年6月14日～令和6年7月7日 （調査基準日：令和6年6月1日）
配布数	令和5年度：1,115人 令和6年度：1,169人
回収数	令和5年度：153人（13.7%） 令和6年度：864人（73.9%）
調査方法	Web調査

③子育て世帯の生活実態調査

調査対象	瑞穂市在住の小学5年生・中学2年生の保護者
調査期間	令和5年度：令和6年2月29日～令和6年3月29日 （調査基準日：令和6年2月1日） 令和6年度：令和6年6月14日～令和6年7月7日 （調査基準日：令和6年6月1日）
配布数	令和5年度：1,115人 令和6年度：1,169人
回収数	令和5年度：184人（16.5%） 令和6年度：486人（41.6%）
調査方法	Web調査

④子ども・若者調査

調査対象	瑞穂市在住のこども・若者（16～34歳）
調査期間	令和5年度：令和6年2月29日～令和6年3月29日 （調査基準日：令和6年2月1日） 令和6年度：令和6年6月14日～令和6年7月7日 （調査基準日：令和6年6月1日）
配布数	令和5年度：500人 令和6年度：120人
回収数	令和5年度：113人（22.6%） 令和6年度：60人（50.0%）
調査方法	Web調査

（4）こども・若者の意見の聴取

①スクールミーティング

調査対象	全小中学校の生徒会委員や学校の代表者
実施期間	令和6年5月8日～7月18日
調査内容	今の暮らしの感想や瑞穂市に対する要望について、こどもたちと意見交換
調査方法	ヒアリング調査

②みんなの意見でよりよい岐阜県に！（岐阜県実施）

調査対象	岐阜県内在住のこども・若者 （小学生から30代の方対象）
実施期間	令和6年5月～
調査内容	普段思っていることや感じていることをテーマ別、市町村ごとに実施
調査方法	Web調査

（5）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の皆さんから意見をうかがうため、令和7年1月17日～2月16日までの間、パブリックコメントを実施しました。



6 SDGs との関連

SDGs の視点を踏まえた計画の推進

SDGs とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標です。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むものです。

瑞穂市は、持続可能な社会の実現のために、各種計画を推進し、SDGs の達成を目指しています。「誰一人取り残さない」という考えは、瑞穂市の未来を創るこども一人ひとりの健やかな育ちを目指す本計画にも当てはまるものです。そのため、計画の推進にあたっては、SDGs に参画できる取り組みを推進し、地域や企業、関係団体などと連携しながら、こどもや子育て家庭の最善の利益が実現される社会を目指します。



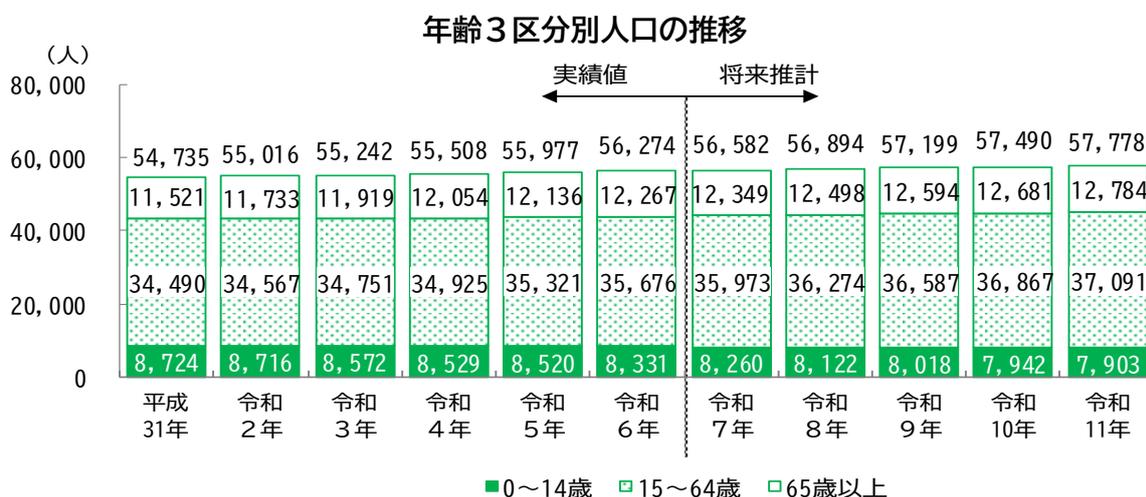
瑞穂市では SDGs により関心を持ってもらうことを目的に市章のモチーフである「稲穂」を使用し、SDGs の取り組みがたくさん実る市にしていきたいという思いでオリジナルロゴマークを使用しています。

第2章 瑞穂市のこども・子育てをとりまく現状

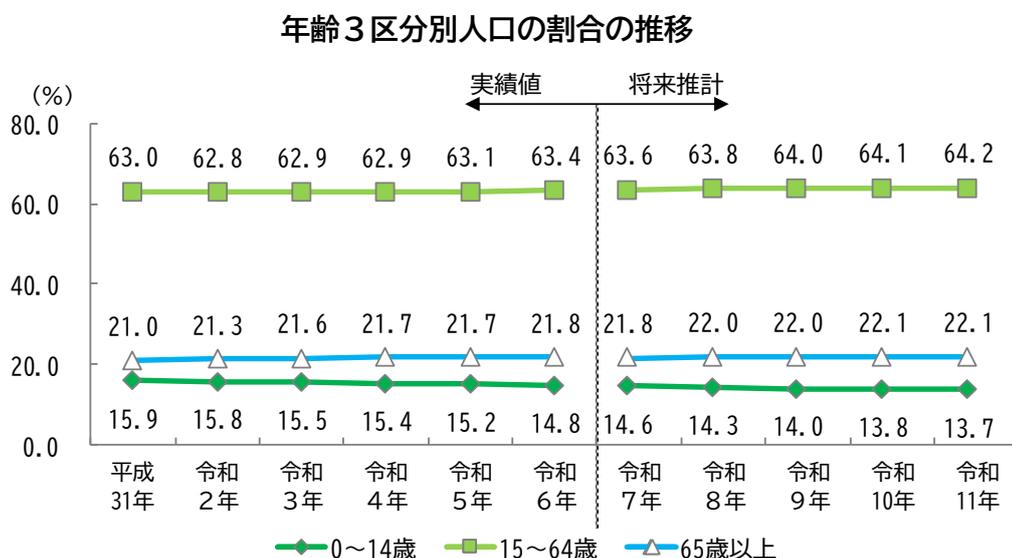
1 人口の推移

(1) 年齢3区分別人口の推移

本市の人口の推移をみると、総人口は増加傾向となっており、令和6年3月31日現在で56,274人となっています。令和7年以降も増加傾向が続くものと見込まれます。なお、年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳は、令和6年3月31日現在で8,331人と平成31年と比べて393人少なく、年齢3区分別人口の割合の推移でも減少しており、令和7年以降も減少傾向が続くものと見込まれます。



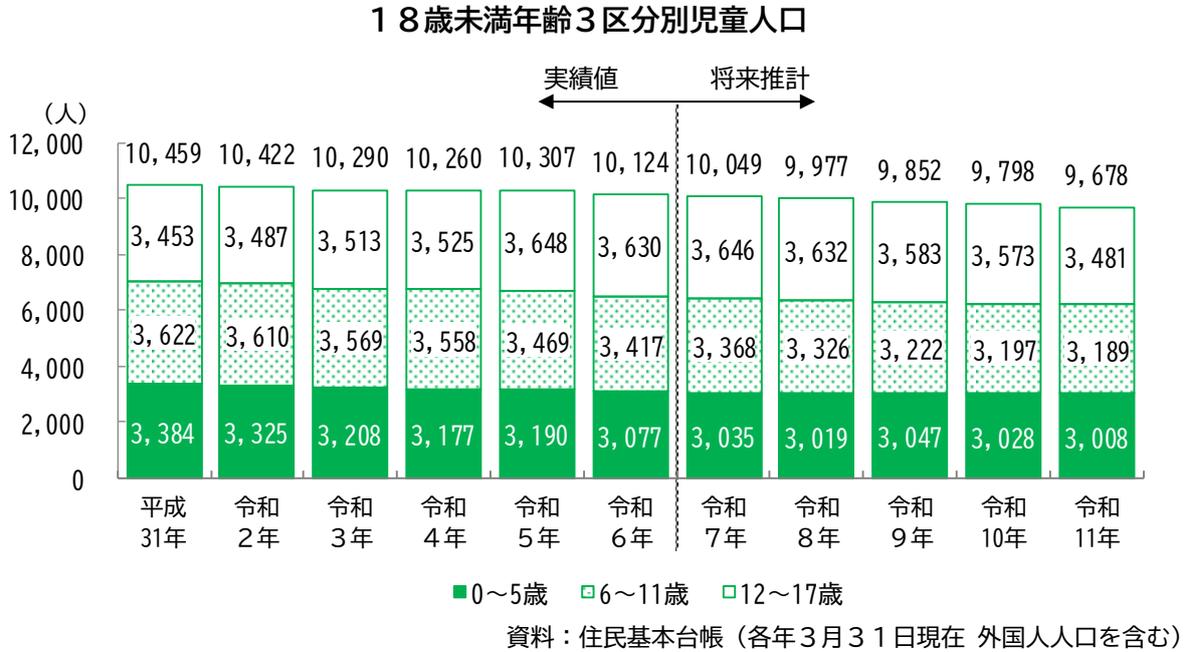
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在 外国人人口を含む）



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在 外国人人口を含む）

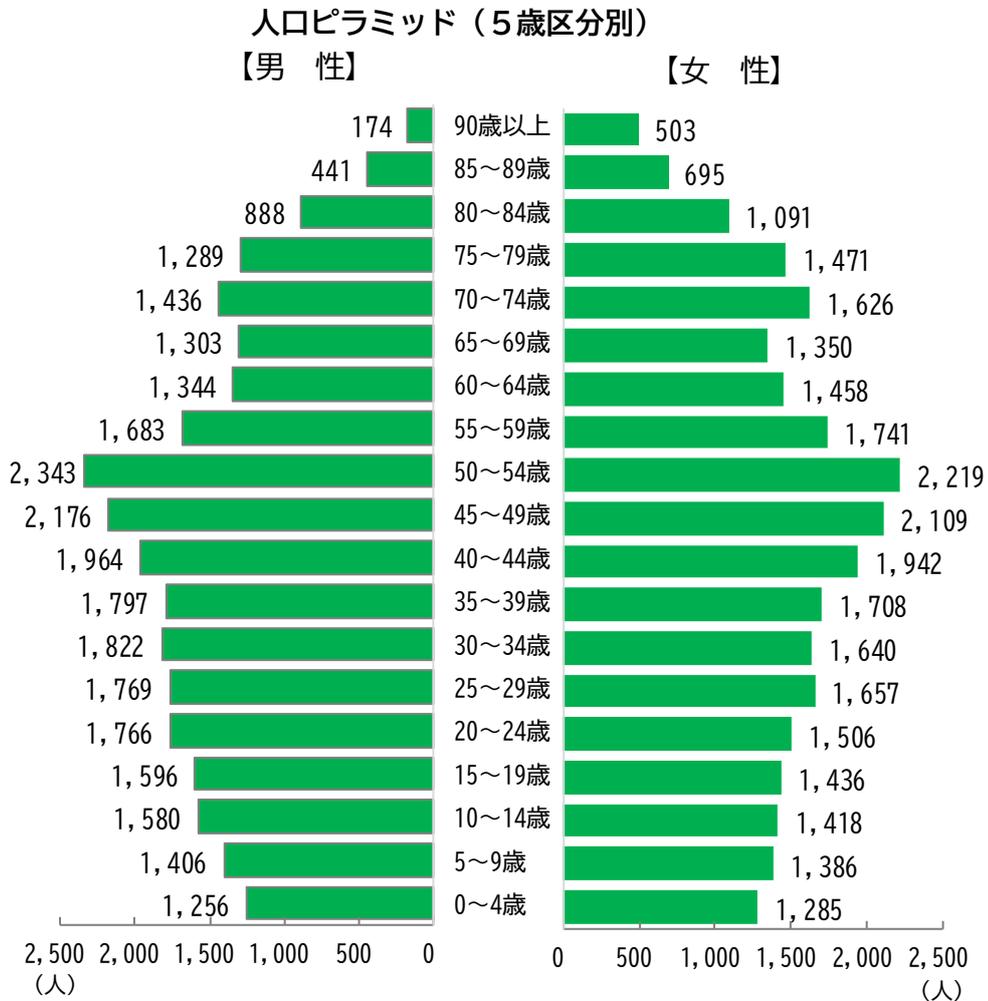
(2) 18歳未満年齢3区分別児童人口の推移

本市の18歳未満年齢3区分別児童人口の推移をみると、全体的に減少傾向となっており、令和6年3月31日現在で10,124人となっています。令和7年以降も減少傾向が続くものと見込まれます。



(3) 男女別年齢5歳区分別人口

本市の男女別年齢5歳区分別人口（人口ピラミッド）をみると、男女ともに「50～54歳」が最も多くなっています。55歳以上では男性に比べ概ね女性のほうが多く、54歳までは概ね男性のほうが多くなっています。

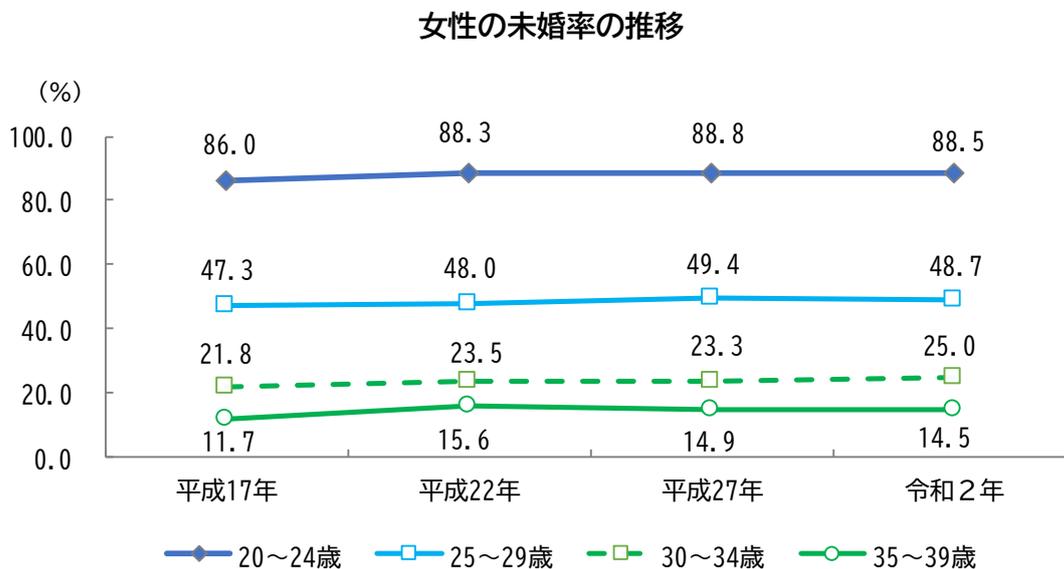
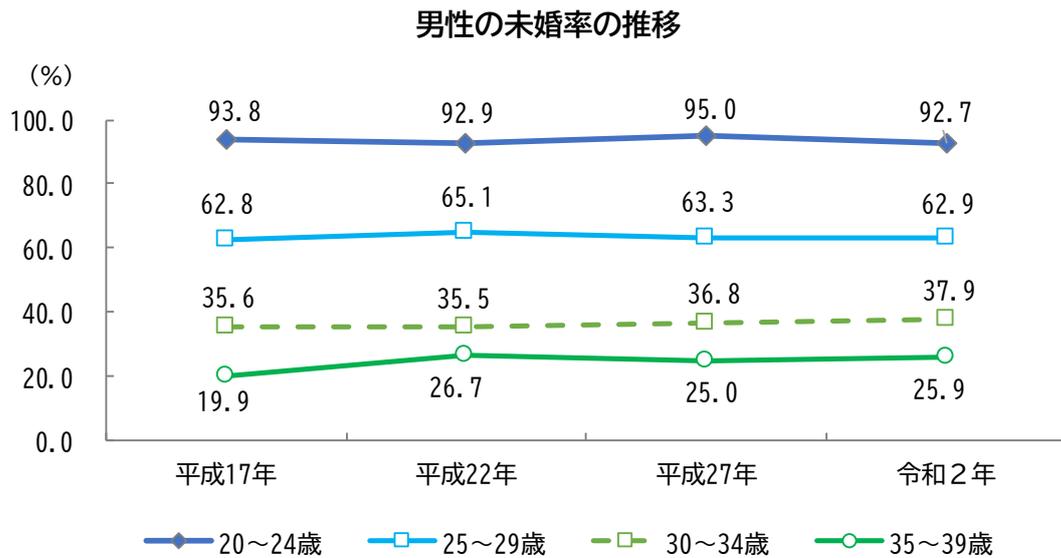


資料：住民基本台帳（令和6年3月31日現在 外国人人口を含む）

2 婚姻状況

(1) 男女別未婚率の推移

年齢5歳階級別の未婚率を男女別にみると、いずれの年齢階級でも女性より男性の方が高くなっており、特に男性の35～39歳では平成17年から令和2年の間に未婚率が6ポイント上昇しています。

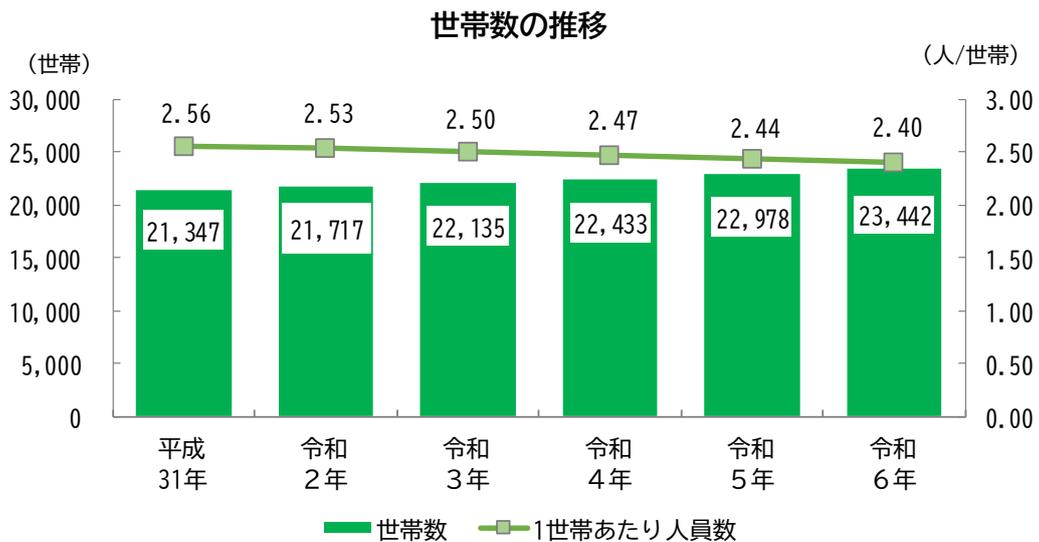


資料：国勢調査（瑞穂市）

3 世帯、人口動態の状況

(1) 世帯数、1世帯あたりの平均人員の推移

本市の世帯数をみると、増加していますが、1世帯あたり平均人員数については年々減少しており、平成31年の2.56人から令和6年では2.40人となっています。核家族や単身世帯の増加など、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。

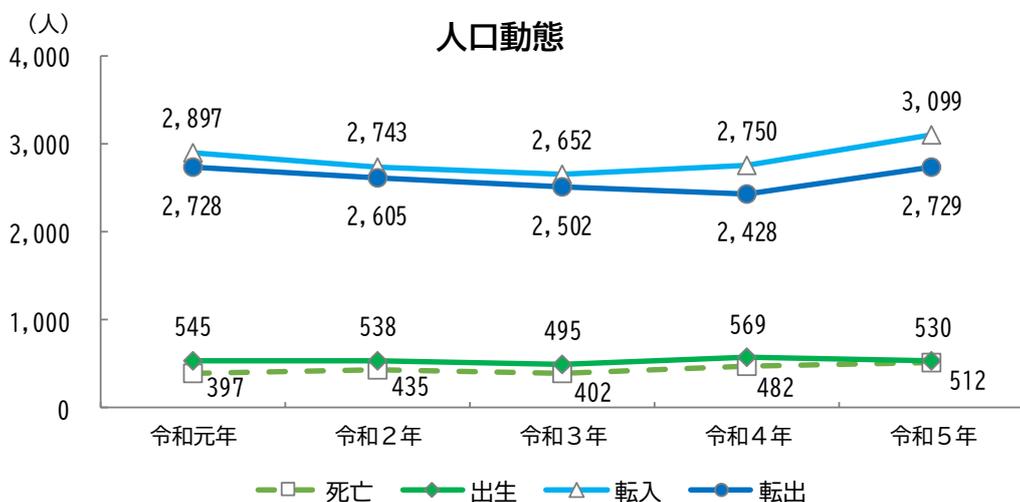


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在 外国人人口を含む）

(2) 人口動態

本市の人口動態をみると、出生数と死亡数は横ばいとなっています。

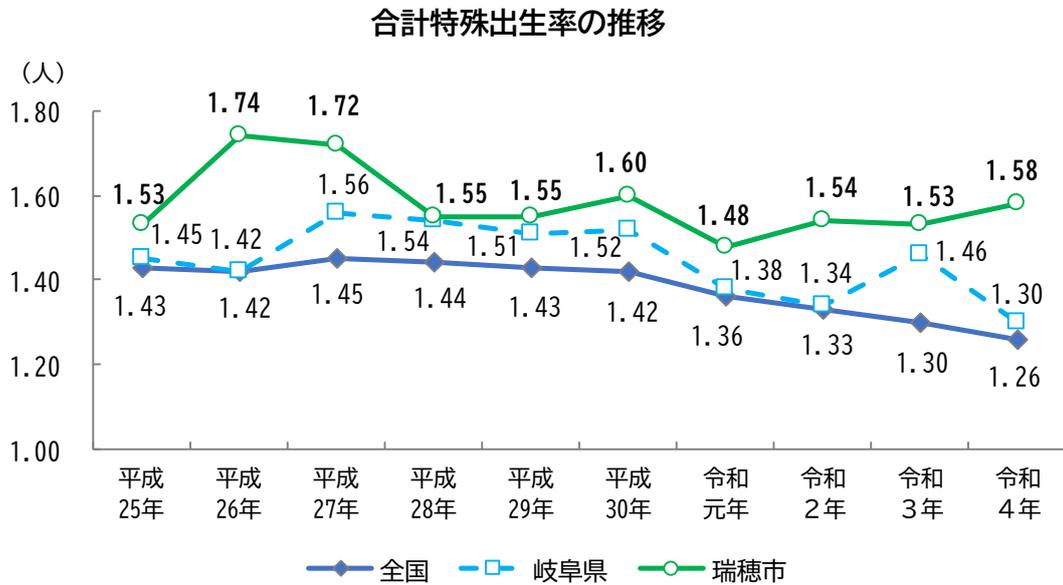
また、転入が転出を上回り社会増となっており、転入は令和3年まで、転出は令和4年までは減少傾向でしたが、その後増加しています。



資料：岐阜県人口動態統計調査

(3) 合計特殊出生率

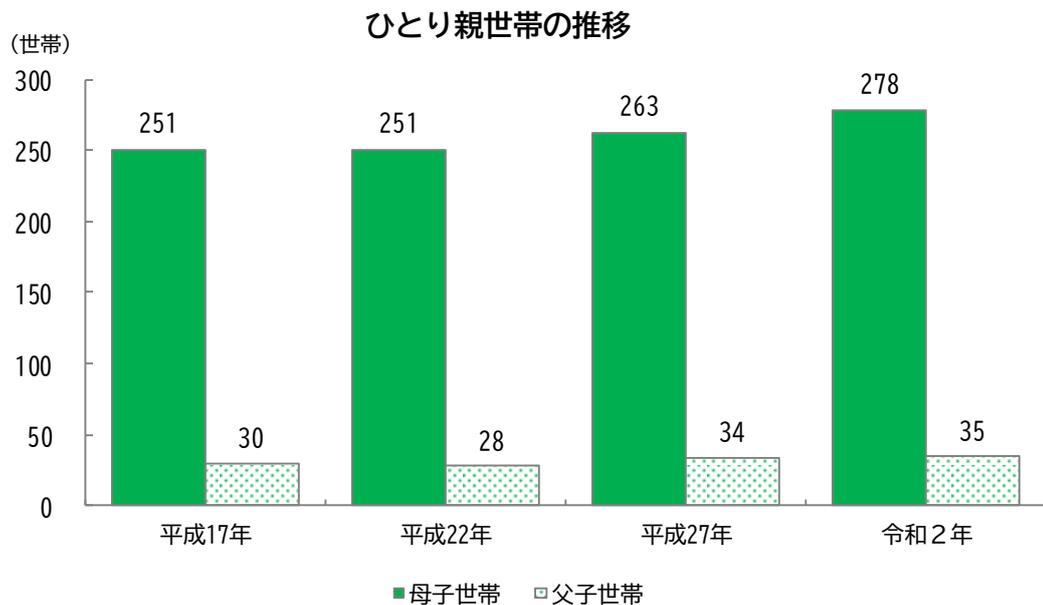
合計特殊出生率の推移をみると、平成28年～29年は岐阜県と同水準程度となっていました。平成30年以降は全国や岐阜県よりも高い水準となっています。



資料：岐阜地域の公衆衛生

(4) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移をみると、母子世帯・父子世帯ともに増加傾向にあり、平成17年と令和2年を比較すると、1.1～1.2倍程度増加しています。



資料：国勢調査（瑞穂市）

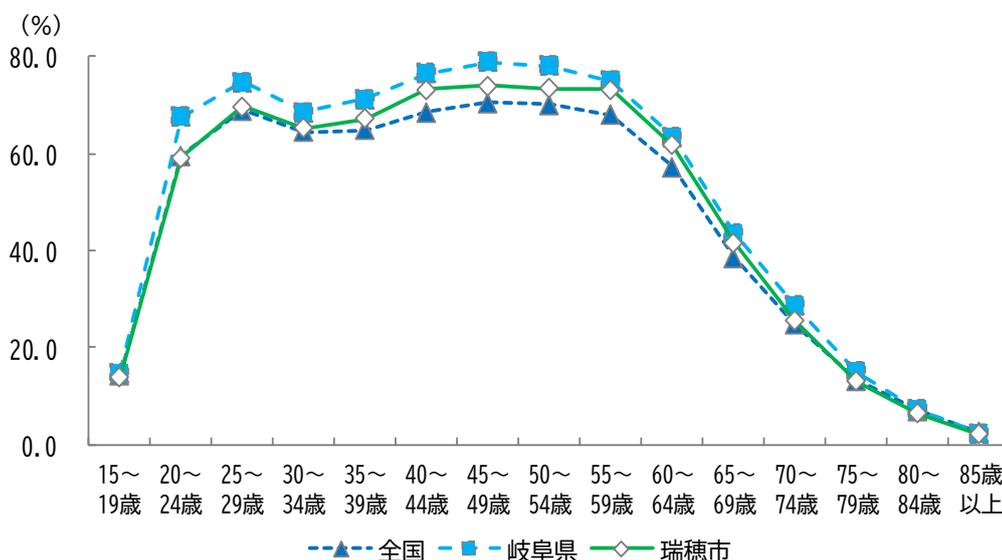
4 女性の就労の状況

(1) 就業率の推移

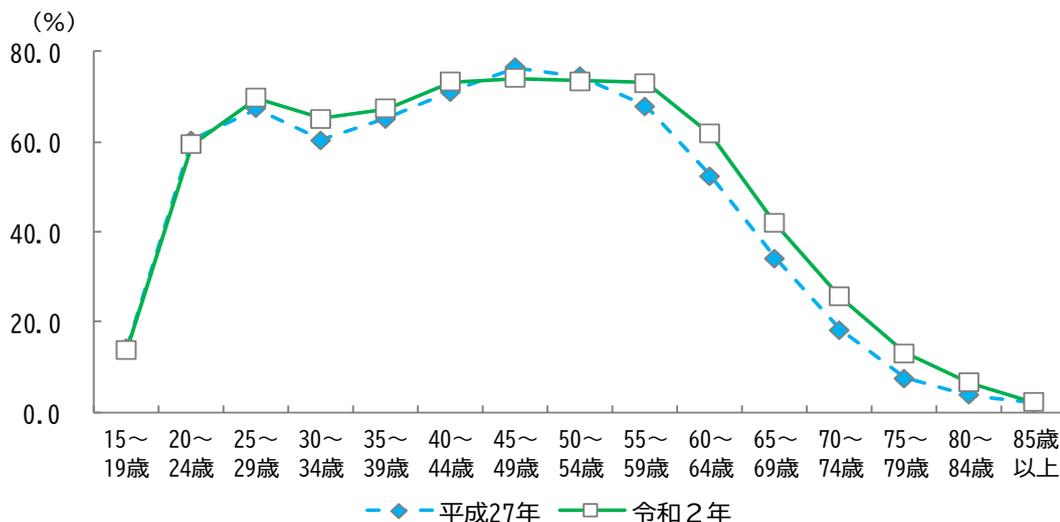
本市の女性就業率（国、県との比較）をみると、出産・育児期（一般的には25～34歳）で落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。就業率が全体的に全国より高く、岐阜県より低くなっています。

また、女性就業率（5年比較）をみると、平成27年に比べ令和2年は25～44歳で就業率が高くなり、M字カーブがゆるやかになっています。

女性就業率（国、県との比較 平成27年）



女性就業率（5年比較）



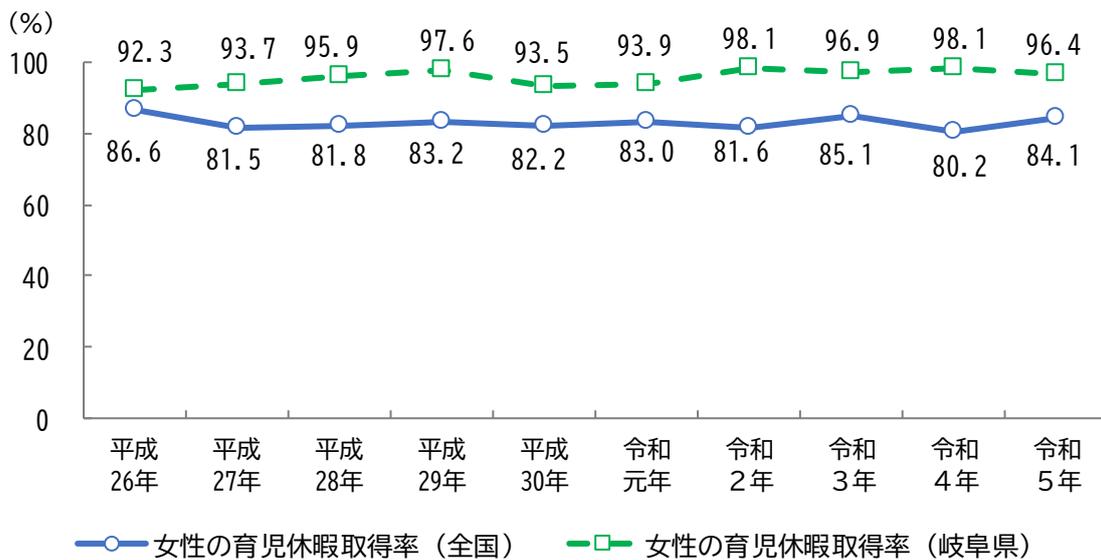
資料：国勢調査

5 育児休業について

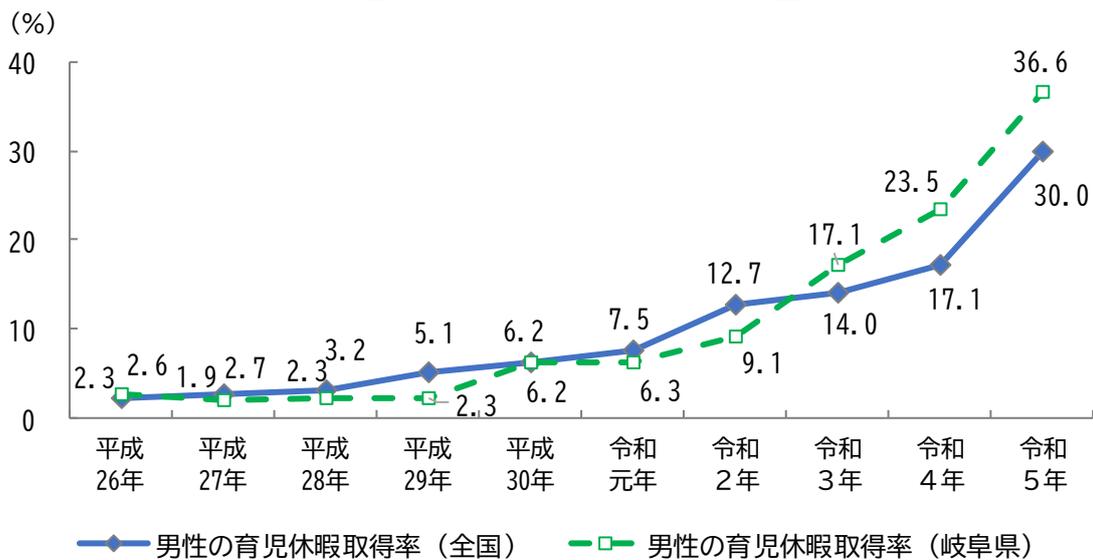
(1) 育児休業の取得について

女性の育児休業の取得率をみると、全国で毎年80%、岐阜県で毎年90%を超えており高い水準で推移しています。一方、男性の育児休業の取得率は令和2年以降増加傾向となっており、国で令和2年、県で令和3年に10%を超え、令和5年では国で30.0%、県で36.6%となっています。

女性の育児休業取得率（岐阜県・全国）



男性の育児休業取得率（岐阜県・全国）



資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」

岐阜県男女共同参画・女性の活躍推進課「岐阜県育児休業等実態調査」

6 学校、幼稚園、保育所の状況

(1) 小学校、中学校の児童・生徒数の推移

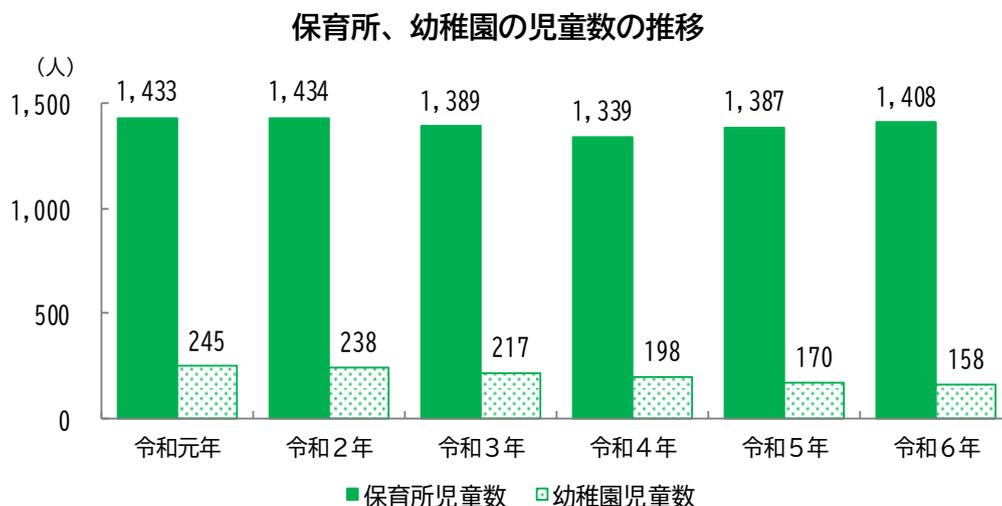
小学校、中学校の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数は微減傾向となっており、令和6年5月1日現在で3,334人となっています。中学校の生徒数は令和5年までは微増傾向でしたが、令和6年では減少しており、5月1日現在で1,743人となっています。



資料：学校基本調査ほか（各年5月1日現在）

(2) 保育所、幼稚園の児童数の推移

保育所、幼稚園の児童数の推移をみると、保育所の児童数は令和3年から減少しましたが、令和5年には増加に転じています。幼稚園の児童数は減少傾向にあり令和6年5月1日現在で158人となっています。



資料：学校基本調査ほか（保育所：各年4月1日現在、幼稚園：各年5月1日現在）

7 第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画の実績

本市は、令和2年度から、「第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援サービスの充実を図るための取り組みを行ってきました。計画で掲げた事業内容の実績は以下の通りです。

(1) 教育・保育事業

① 1号認定（教育認定：3～5歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 計画値（人）	457	449	450	450	449
② 実績値（人）	683	697	715	672	-

② 2号認定（保育認定：3～5歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 計画値（人）	1,077	1,027	978	936	911
② 実績値（人）	1,018	971	993	975	-

③ 3号認定（保育認定：0歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 計画値（人）	86	94	104	114	126
② 実績値（人）	80	60	94	112	-

④ 3号認定（保育認定：1・2歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 計画値（人）	357	359	361	369	378
② 実績値（人）	417	442	393	395	-

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①時間外保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 計画値(人)	196	194	194	195	196
② 実績値(人)	97	88	105	97	-

②放課後児童健全育成事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 計画値(人)	548	545	545	548	549
② 実績値(人)	171	541	583	621	-

③子育て短期支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 計画値(人)	14	14	14	14	14
② 実績値(人)	2	27	10	7	-

④地域子育て支援拠点事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 計画値(人)	21,257	20,689	20,136	19,598	19,075
② 実績値(人)	15,840	15,120	16,080	20,640	-

⑤一時預かり事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 計画値(人)	2,262	2,234	2,206	2,179	2,152
② 実績値(人)	4,604	4,800	4,337	4,640	-

⑥病児保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 計画値(人)	343	340	341	343	345
② 実績値(人)	97	286	407	669	-

⑦ファミリー・サポート・センター事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 計画値 (人)	1,082	935	809	699	605
② 実績値 (人)	656	778	1,027	1,446	-

⑧利用者支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 計画値 (か所)	1	1	1	1	1
② 実績値 (か所)	1	1	1	1	1

⑨妊婦健康診査

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 計画値 (人)	671	676	683	692	704
② 実績値 (人)	595	644	585	542	-

⑩乳児家庭全戸訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 計画値 (人)	559	563	569	577	587
② 実績値 (人)	482	538	561	516	-

⑪子育て世代包括支援センターの開設 (こども家庭センター)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 計画値 (人)	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
② 実績値 (人)	1,089	1,192	1,151	1,032	-

⑫養育支援訪問事業等

■相談・助言

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 計画値 (件)	50	50	50	50	50
② 実績値 (件)	52	32	30	13	-

■育児・家事支援

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 計画値 (件)	3	3	3	3	3
② 実績値 (件)	2	0	16	10	-

8 待機児童数について

(1) 保育施設の待機児童数の推移

保育施設の待機児童数の推移をみると、4月時点において、平成30年以降待機児童はありませんでしたが、令和6年に待機児童が1人となりました。また、7月時点では令和5年度以降、10月時点では令和4年度以降増加がみられ、令和6年度7月で4人、10月で7人、1月で11人となっています。

各年4月の待機児童数

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0人	0人	0人	0人	1人

待機児童は、0～2歳児の3歳未満児です。

月別の待機児童数

年度/月	4月	7月	10月	1月
令和2年度	0人	0人	5人	0人
令和3年度	0人	0人	0人	1人
令和4年度	0人	0人	4人	2人
令和5年度	0人	2人	5人	0人
令和6年度	1人	4人	7人	11人

(注) この待機児童数は国基準で定義される「保育所等利用待機児童」であり、「他に利用可能な施設があるにも関わらず特定の保育施設を希望して待機する」場合などのいわゆる潜在的待機児童は含んでいません。

このため、令和7年1月1日時点では、表の他に、99人の潜在的待機児童が保育施設の入所待ちとなっています。

(2) 放課後児童クラブ待機児童数の現状

放課後児童クラブの推移をみると、登録児童数は継続して増加しており令和2年度で566人が令和6年度には697人となっており1.2倍に増えています。利用できなかった児童数は令和2年度以降0人が続いていましたが、令和6年度は14人となっています。

放課後児童クラブ待機児童

(各年度5月1日時点)

■登録児童数

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	合計
令和2年度	199人	153人	146人	46人	14人	8人	566人
令和3年度	182人	169人	102人	65人	17人	6人	541人
令和4年度	171人	165人	132人	61人	32人	12人	573人
令和5年度	213人	164人	126人	82人	20人	16人	621人
令和6年度	233人	208人	141人	75人	38人	2人	697人

■利用できなかった児童数

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	合計
令和2年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
令和3年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
令和4年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
令和5年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
令和6年度	1人	3人	2人	1人	6人	1人	14人

	支援の単位数	利用定員
令和2年度	14	678人
令和3年度	14	678人
令和4年度	15	697人
令和5年度	17	715人
令和6年度	18	715人



9 アンケート調査結果からみえる現状

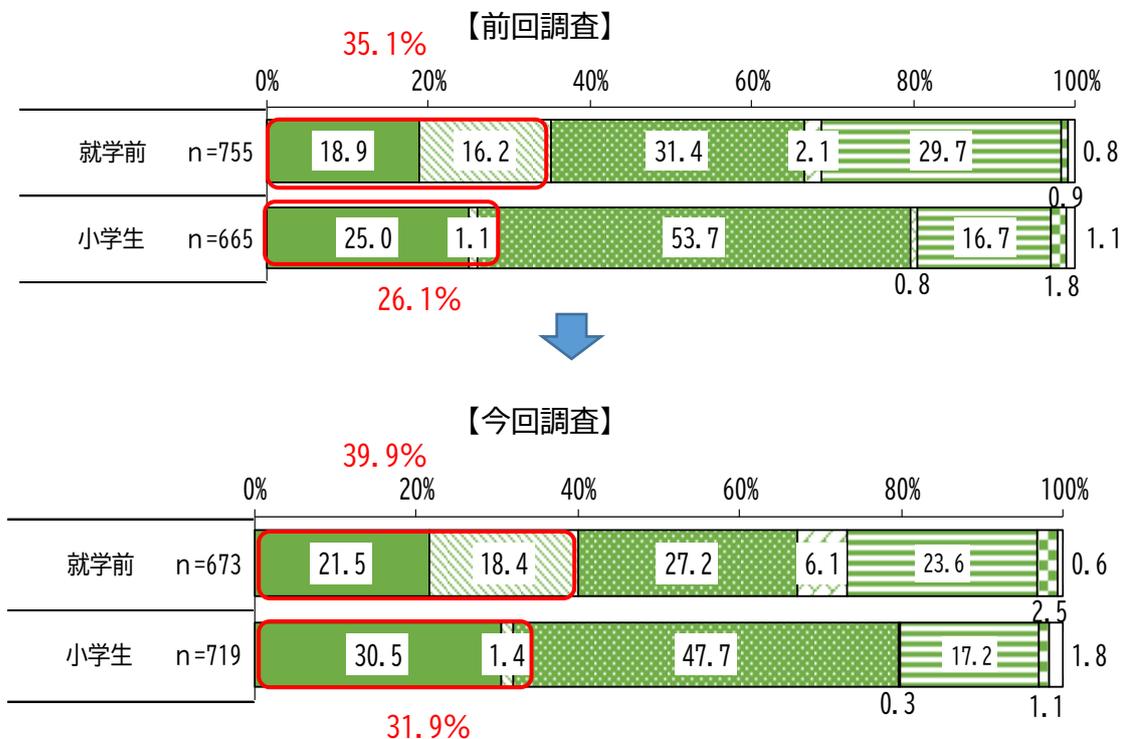
(1) 保護者の就労状況（母親）

保護者の就労状況についてみると、母親については、就学前児童、就学児童ともに「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が最も高くなっています。また、就学前児童の約7割、就学児童の約8割の母親が就労しています。

前回調査と比較すると、「フルタイム」の割合が、就学前（35.1%⇒39.9%）・小学生（26.1%⇒31.9%）ともに増加しており、フルタイムで働く母親の増加がうかがわれます。

保護者の就労状況（母親）

- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▨ フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▨ パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- 就労したことがない
- 無回答



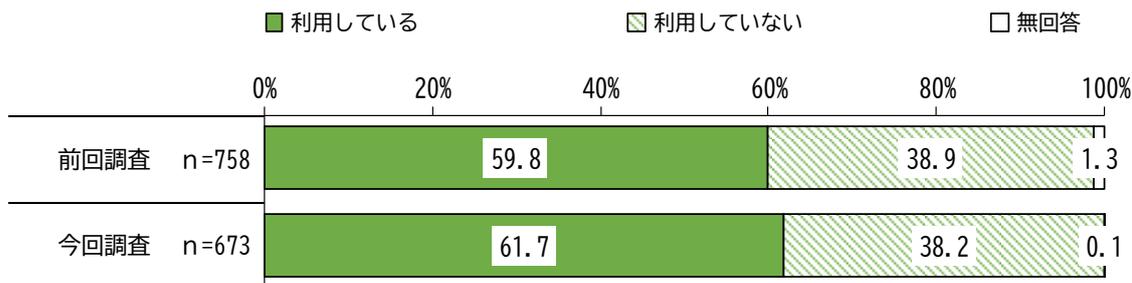
資料：瑞穂市子育て支援に関するアンケート調査【就学前・小学生】

(2) 教育・保育の利用状況と利用意向

保育サービスの利用についてみると、「利用している」が61.7%、「利用していない」が38.2%となっています。

前回調査と比較すると、大きな変化はみられません。

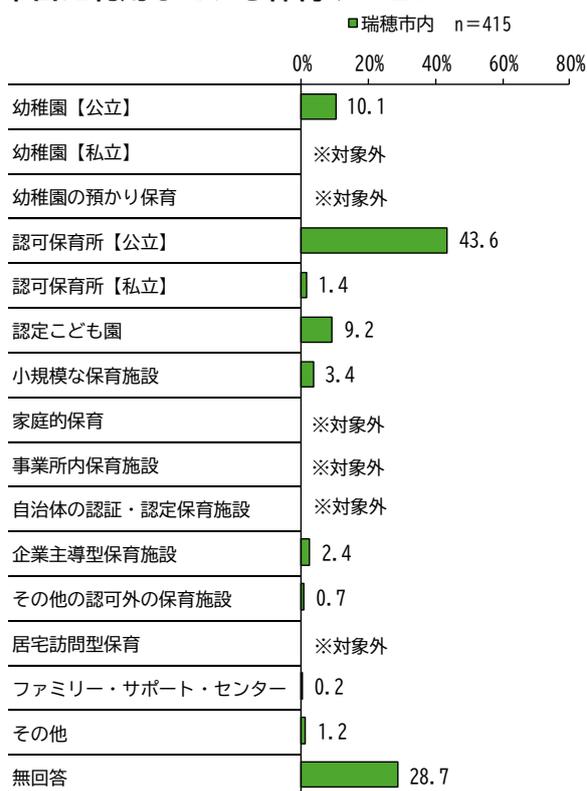
幼稚園や保育園の利用状況



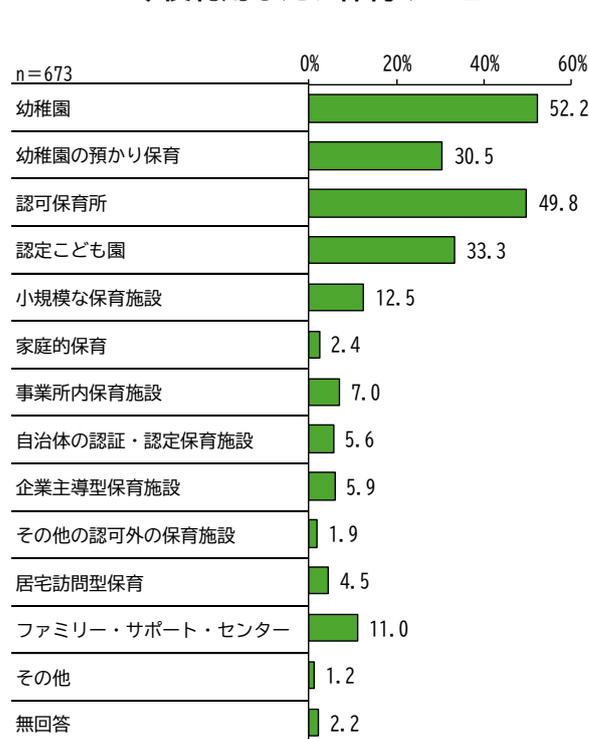
利用している保育サービスについてみると、瑞穂市内では「認可保育所」【公立・私立】が45.0%と最も高く、次いで「幼稚園」が10.1%となっています。

今後利用したい保育サービスについては、「幼稚園」が52.2%と最も高く、次いで「認可保育所」が49.8%、「認定こども園」が33.3%、「幼稚園の預かり保育」が30.5%となっています。

平日に利用している保育サービス



今後利用したい保育サービス



資料：瑞穂市子育て支援に関するアンケート調査【就学前・小学生】

(3) 放課後の時間を過ごさせたい場所について

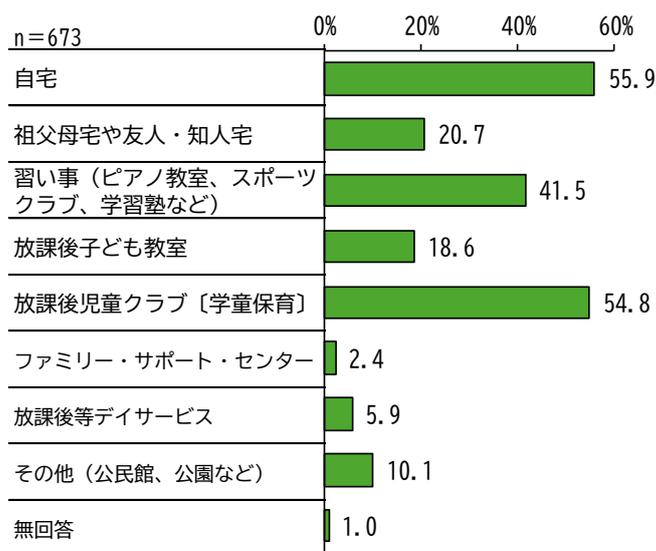
就学前児童の保護者にとって、就学後に放課後の時間を過ごさせたい場所は、小学校低学年で、「自宅」が55.9%で最も高く、次に「放課後児童クラブ〔放課後児童健全育成事業〕」(54.8%)、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(41.5%)の順となっています。

また、小学校高学年では、「自宅」が73.3%で最も高く、次に「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(54.1%)、「放課後児童クラブ〔放課後児童健全育成事業〕」(31.6%)の順となっています。

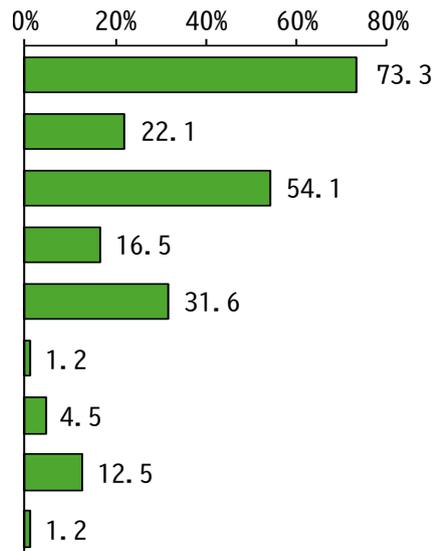
一方、小学生の保護者が就学児の放課後の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が77.3%で最も高く、次に「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(47.1%)、「放課後児童クラブ〔放課後児童健全育成事業〕」「その他(公民館、公園など)」(19.6%)の順となっています。

幼稚園や保育園の利用状況

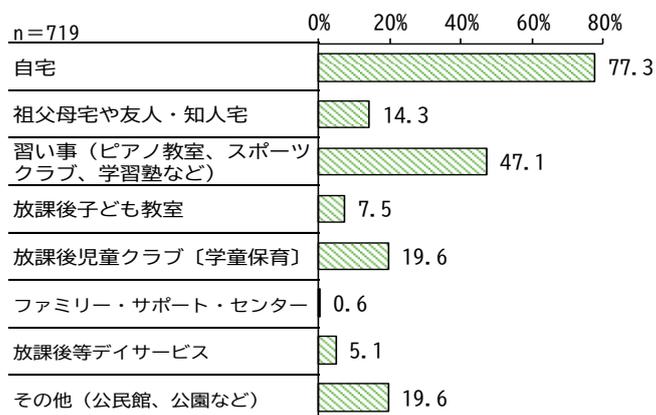
【就学前 小学校低学年】



【就学前 小学校高学年】



【小学生】



資料：瑞穂市子育て支援に関するアンケート調査【就学前・小学生】

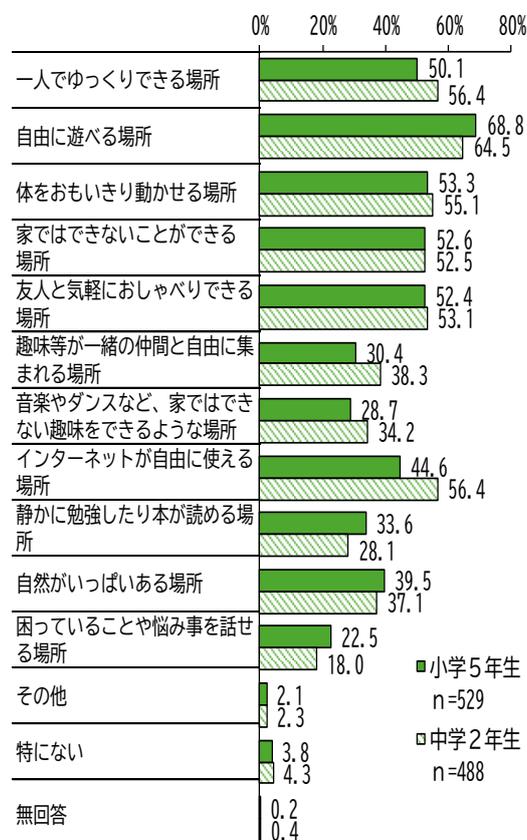
(4) こどものふだんの生活について

①あつたらよいと思う場所

あつたらよいと思う場所についてみると、小学5年生では、「自由に遊べる場所」が68.8%で最も高く、次いで「体をおもいきり動かせる場所」が53.3%、「家ではできないことができる場所」が52.6%となっています。

中学2年生では、「自由に遊べる場所」が64.5%で最も高く、次いで「一人でゆっくりできる場所」「インターネットが自由に使える場所」がともに56.4%、「体をおもいきり動かせる場所」が55.1%となっています。

あつたらよいと思う場所

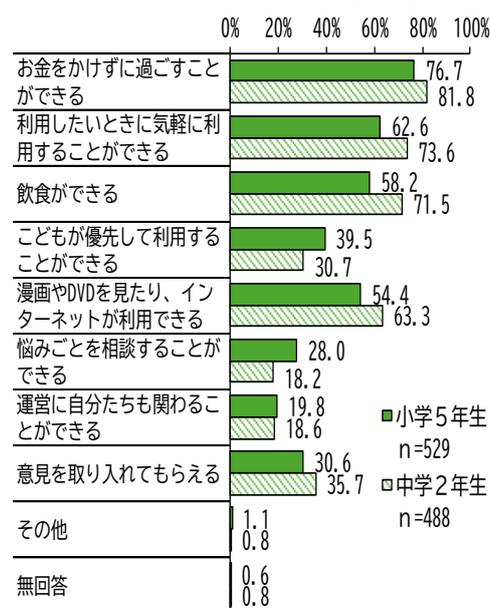


②あつたらよいと思う場所に求めるサービス

あつたらよいと思う場所に求めるサービスについてみると、小学5年生では、「お金をかけずに過ごすことができる」が76.7%で最も高く、次いで「利用したいときに気軽に利用することができる」が62.6%、「飲食ができる」が58.2%となっています。

中学2年生では、「お金をかけずに過ごすことができる」が81.8%で最も高く、次いで「利用したいときに気軽に利用することができる」が73.6%、「飲食ができる」が71.5%となっています。

あつたらよいと思う場所に求めるサービス



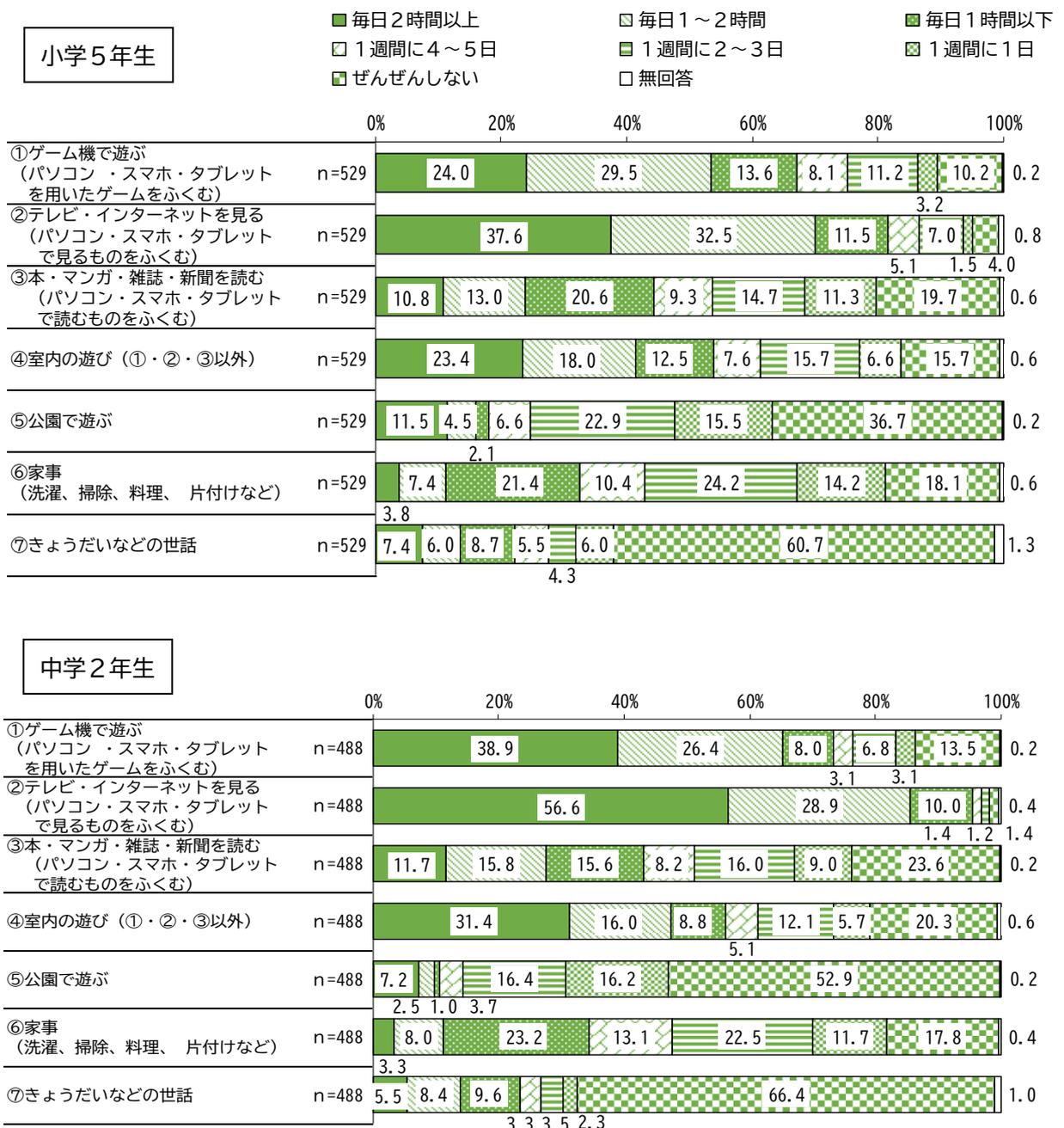
資料：瑞穂市子どもの生活状況に関する調査

③こどもがふだん活動する時間

こどもがふだん活動する時間についてみると、小学5年生では、「②テレビ・インターネットを見る（パソコン・スマホ・タブレットで見るものをふくむ）」で「毎日2時間以上」（37.6%）、「⑦きょうだいなどの世話」で「ぜんぜんしない」（60.7%）の割合が高くなっています。

中学2年生では、「②テレビ・インターネットを見る（パソコン・スマホ・タブレットで見るものをふくむ）」で「毎日2時間以上」（56.6%）、「⑦きょうだいなどの世話」で「ぜんぜんしない」（66.4%）の割合が高くなっています。

ふだん活動する時間

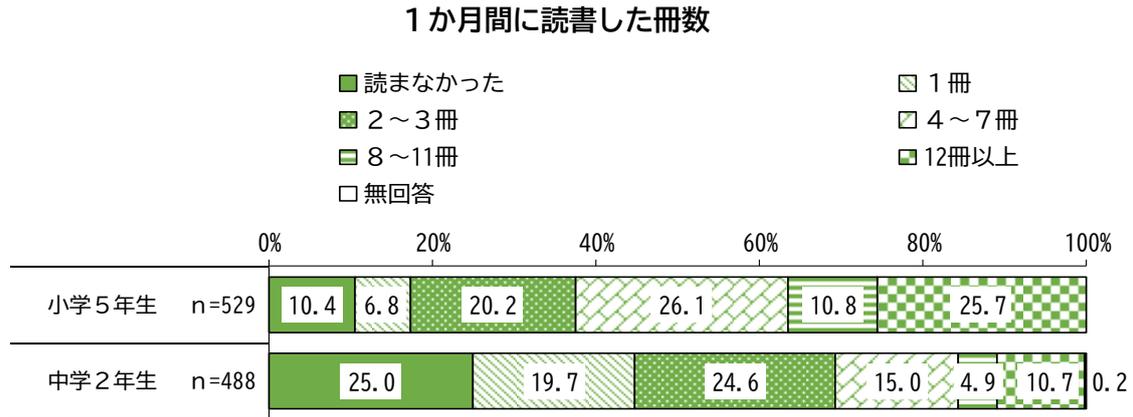


資料：瑞穂市子どもの生活状況に関する調査

④こどもが1か月に読書した冊数

こどもが1か月に読書した冊数についてみると、小学5年生では、「4～7冊」が26.1%で最も高く、次いで「12冊以上」が25.7%、「2～3冊」が20.2%となっています。

中学2年生では、「読まなかった」が25.0%で最も高く、次いで「2～3冊」が24.6%、「1冊」が19.7%となっています。



資料：瑞穂市子どもの生活状況に関する調査

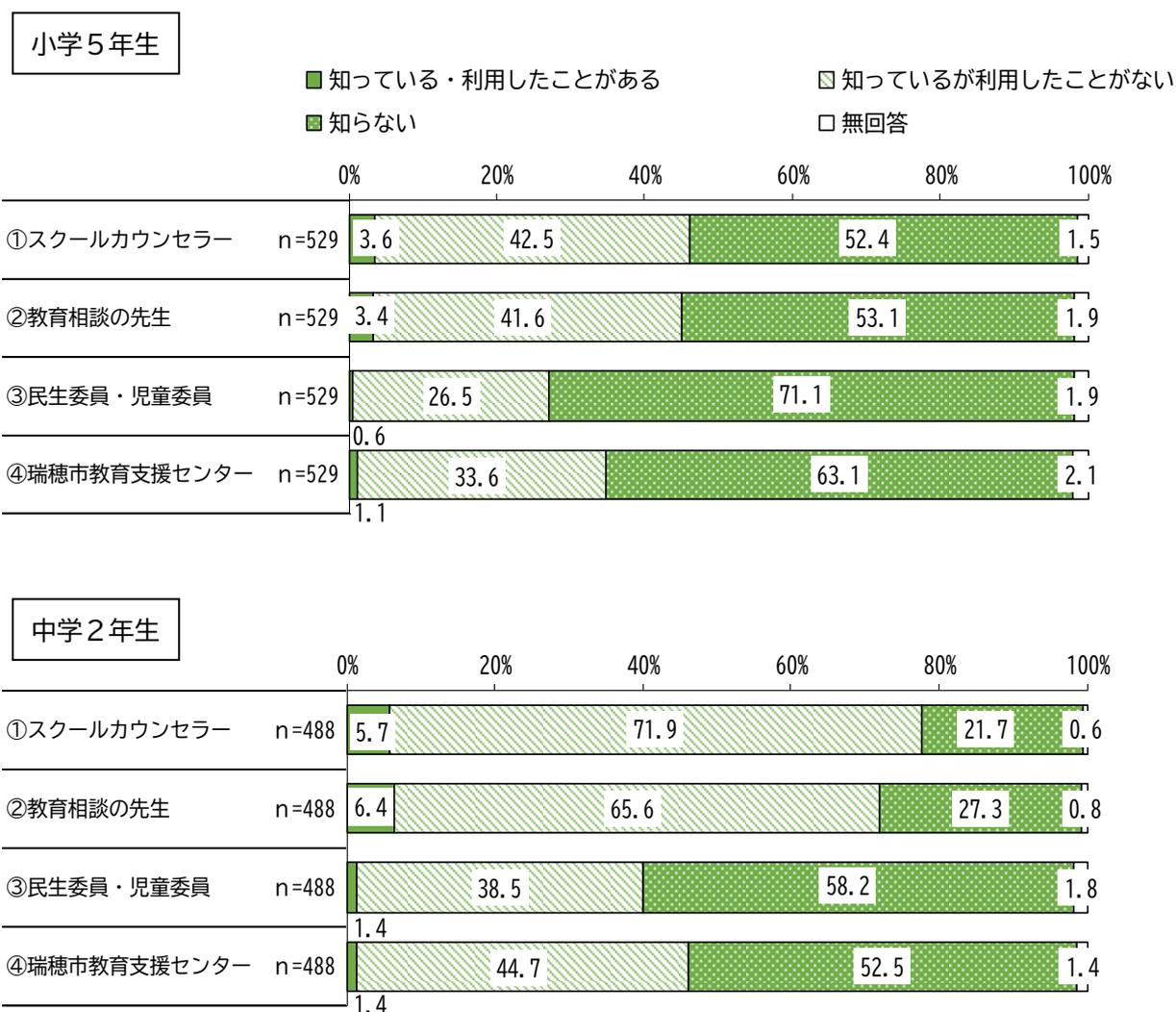


(5) こどもの悩みや不安について

こどもの悩みや不安について相談する場所の利用状況についてみると、小学5年生では、「①スクールカウンセラー」「②教育相談の先生」で「知っているが利用したことがない」(42.5%、41.6%)、「③民生委員・児童委員」で「知らない」(71.1%)の割合が高くなっています。

中学2年生では、「①スクールカウンセラー」で「知っているが利用したことがない」(71.9%)、「③民生委員・児童委員」「④瑞穂市教育支援センター」で「知らない」(58.2%、52.5%)の割合が高くなっています。

悩みや不安について相談を受ける場所の利用状況



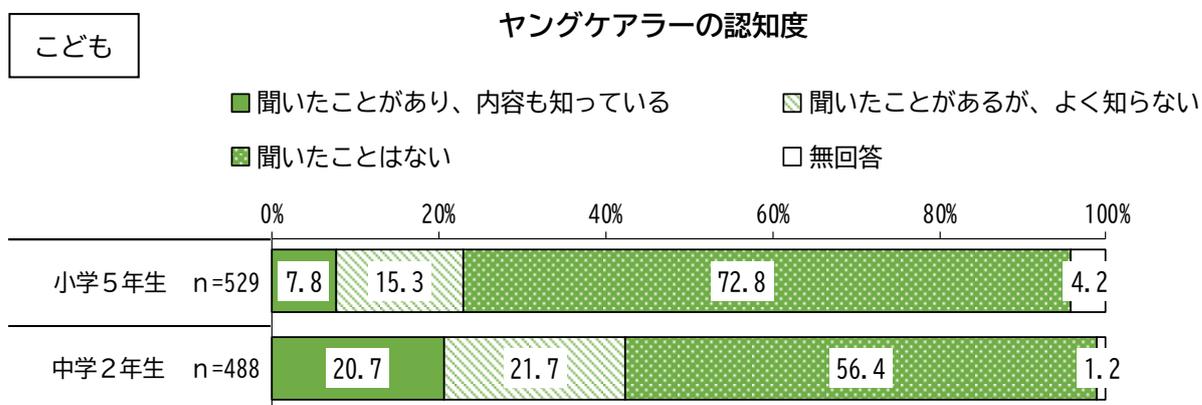
資料：瑞穂市子どもの生活状況に関する調査

(6) ヤングケアラーについて

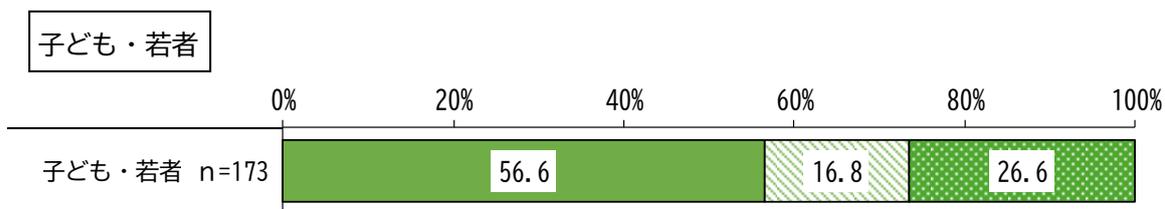
ヤングケアラーの認知度についてみると、小学5年生では、『聞いたことがある』（「聞いたことがあり、内容も知っている」と「聞いたことがあるが、よく知らない」の計）が23.1%、「聞いたことはない」が72.8%となっています。

中学2年生では、『聞いたことがある』が42.4%、「聞いたことはない」が56.4%となっています。

子ども・若者では、『聞いたことがある』が73.4%、「聞いたことはない」が26.6%となっています。



資料：瑞穂市子どもの生活状況に関する調査



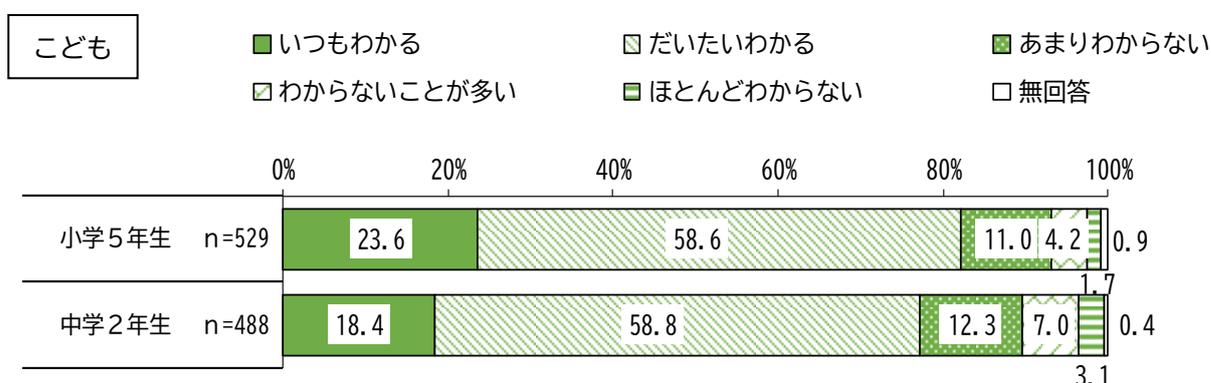
資料：瑞穂市子ども・若者調査

(7) こどもの学校の授業・成績について

学校の授業についてみると、小学5年生では、『わかる』（「いつもわかる」と「だいたいわかる」の計）が82.2%、『わからない』（「あまりわからない」と「わからないことが多い」と「ほとんどわからない」の計）が16.9%となっています。

中学2年生では、『わかる』が77.2%、『わからない』が22.4%となっています。

学校の授業（子ども）

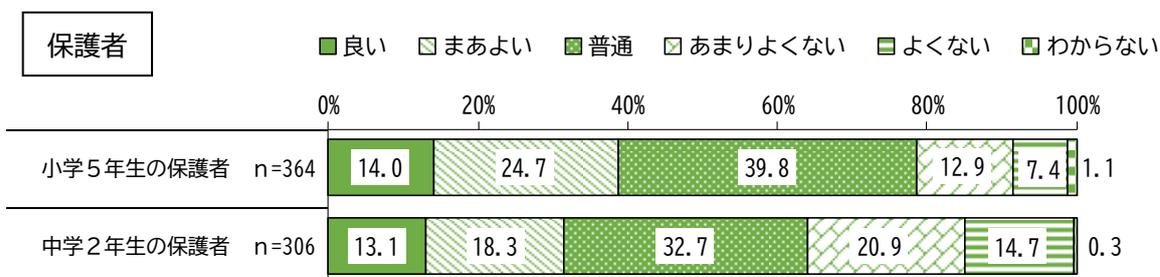


資料：瑞穂市子どもの生活状況に関する調査

こどもの学校の成績についてみると、小学5年生の保護者では、「普通」が39.8%で最も高く、次いで『よい』（「よい」と「まあよい」の計）が38.7%、『よくない』（「あまりよくない」と「よくない」の計）が20.3%、「わからない」が1.1%となっています。

中学2年生の保護者では、「普通」が32.7%で最も高く、次いで『よくない』が35.6%、『よい』が31.4%、「わからない」が0.3%となっています。

こどもの学校の成績（保護者）

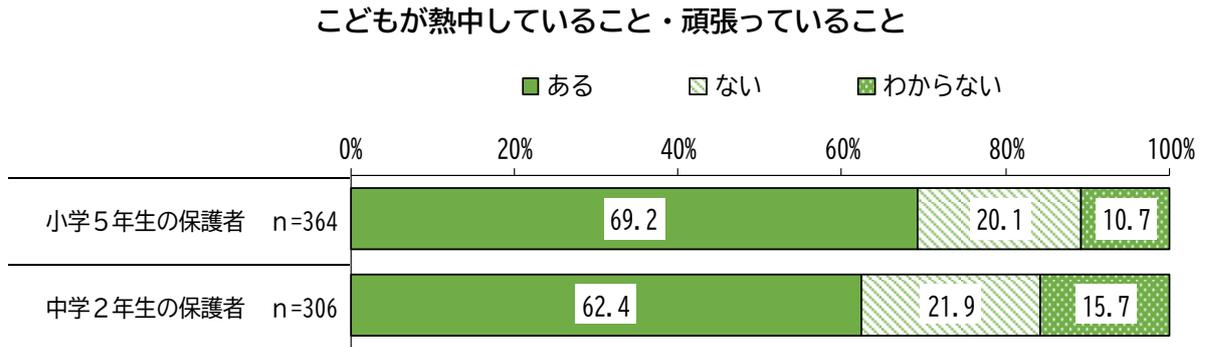


資料：瑞穂市子育て世帯の生活実態調査

(8) こどもが熱中していること・頑張っていること

こどもが熱中していること・頑張っていることについてみると、小学5年生の保護者では、「ある」が69.2%で最も高く、次いで「ない」が20.1%、「わからない」が10.7%となっています。

中学2年生の保護者では、「ある」が62.4%で最も高く、次いで「ない」が21.9%、「わからない」が15.7%となっています。



熱中していること・頑張っていることの内訳（上位3つ）

<スポーツ>

小学5年生の保護者

	内容	件数
1	サッカー	27
2	水泳	26
3	野球	14

中学2年生の保護者

	内容	件数
1	サッカー	9
1	バスケットボール	9
3	野球	8

<その他>

小学5年生の保護者

	内容	件数
1	ゲーム	27
2	イラスト・絵を描くこと	20
3	楽器演奏	19

中学2年生の保護者

	内容	件数
1	勉強・塾・語学	11
1	イラスト・絵を描くこと	10
3	ゲーム	9

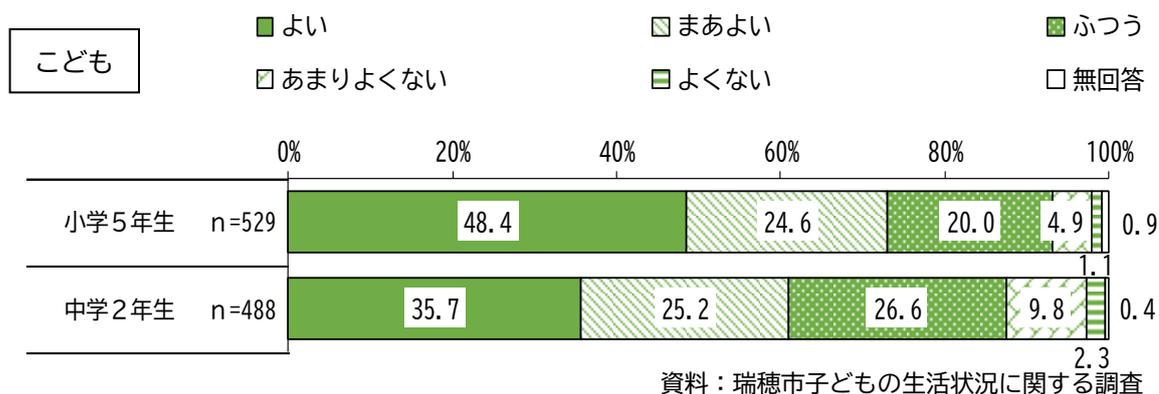
資料：瑞穂市子育て世帯の生活実態調査

(9) 健康状態について

自分の健康状態についてみると、小学5年生では、『よい』（「よい」と「まあよい」の計）が73.0%で最も高く、次いで「ふつう」が20.0%、『よくない』（「あまりよくない」と「よくない」の計）が6.0%となっています。

中学2年生では、『よい』が60.9%で最も高く、次いで「ふつう」が26.6%、『よくない』が12.1%となっています。

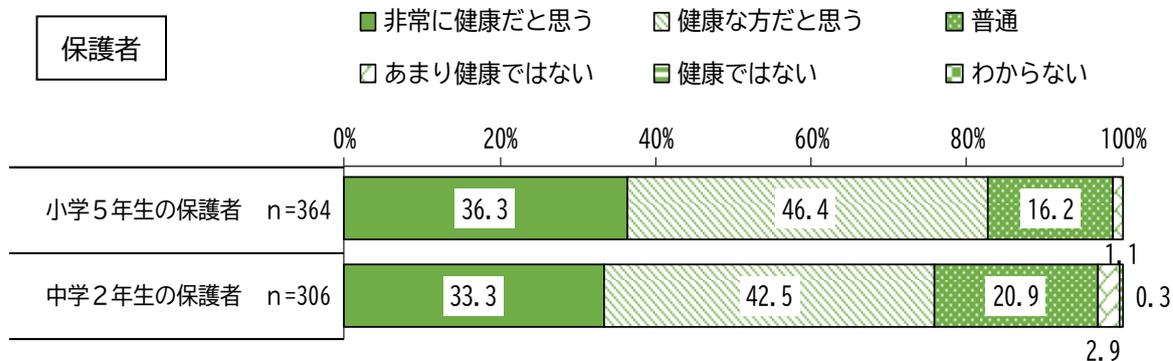
健康について（子ども）



こどもの健康状態についてみると、小学5年生の保護者では、『健康である』（「非常に健康だと思う」と「健康な方だと思う」の計）が82.7%で最も高く、次いで「普通」が16.2%、『健康ではない』（「あまり健康ではない」と「健康ではない」の計）が1.1%となっています。

中学2年生の保護者では、『健康である』が75.8%で最も高く、次いで「普通」が20.9%、『健康ではない』が3.2%となっています。

健康について（保護者）

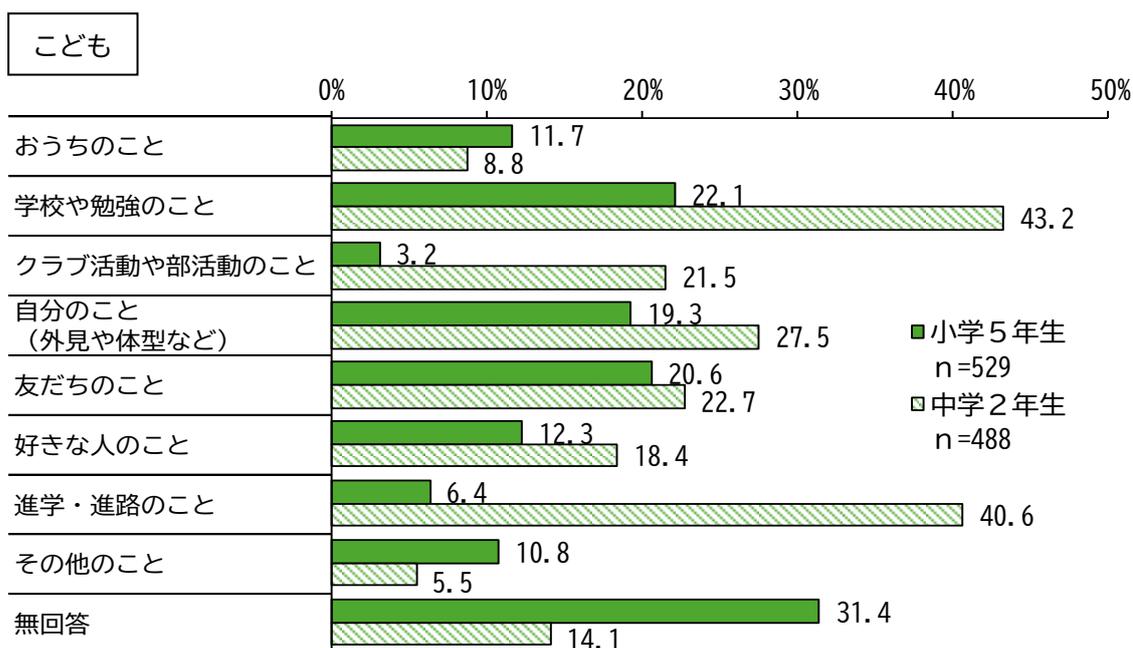


(10) こどもの悩みについて

いやなことや悩んでいることについてみると、小学5年生では、「学校や勉強のこと」が22.1%で最も高く、次いで「友だちのこと」が20.6%、「自分のこと（外見や体型など）」が19.3%となっています。

中学2年生では、「学校や勉強のこと」が43.2%で最も高く、次いで「進学・進路のこと」が40.6%、「自分のこと（外見や体型など）」が27.5%となっています。

悩みについて（子ども）

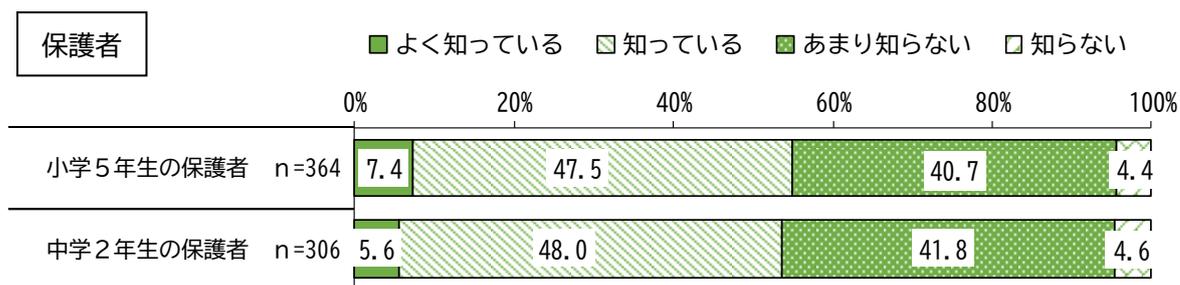


資料：瑞穂市子どもの生活状況に関する調査

こどもの悩みを知っているかについてみると、小学5年生の保護者では、『知っている』（「よく知っている」と「知っている」の計）が54.9%、『知らない』（「あまり知らない」と「知らない」の計）が45.1%となっています。

中学2年生の保護者では、『知っている』が53.6%、『知らない』が46.4%となっています。

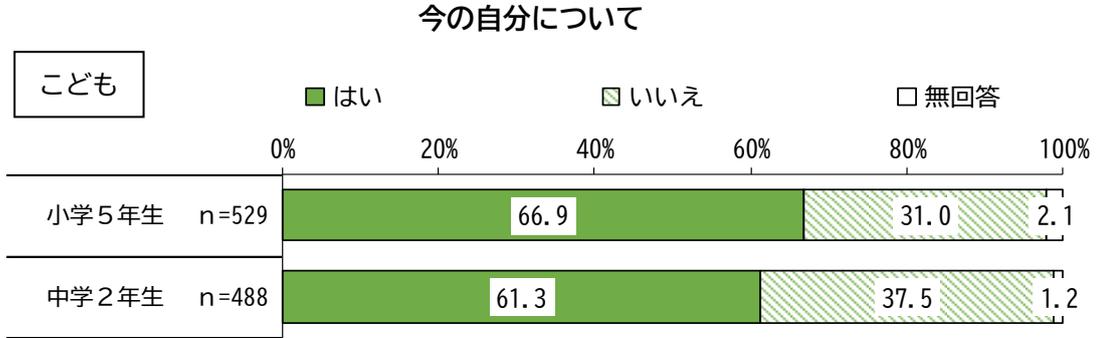
悩みについて（保護者）



資料：瑞穂市子育て世帯の生活実態調査

(11) こども自身の今の自分について

今の自分が好きかについてみると、小学5年生では、「はい」が66.9%、中学2年生では、「はい」が61.3%と中学2年生は小学5年生に比べて少し低くなっています。

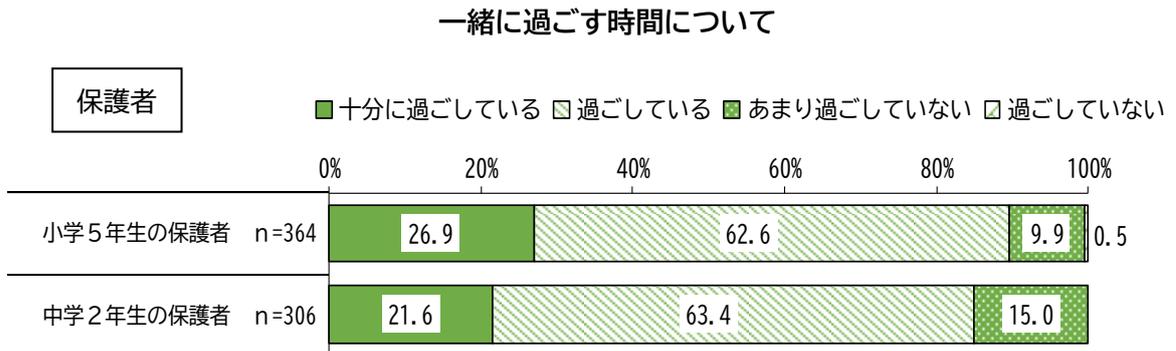


資料：瑞穂市子どもの生活状況に関する調査

(12) こどもと一緒に過ごす時間について

こどもと一緒に過ごす時間についてみると、小学5年生の保護者では、『過ごしている』（「十分に過ごしている」と「過ごしている」の計）が89.5%、『過ごしていない』（「あまり過ごしていない」と「過ごしていない」の計）が10.4%となっています。

中学2年生の保護者では、『過ごしている』が85.0%、『過ごしていない』が15.0%となっています。



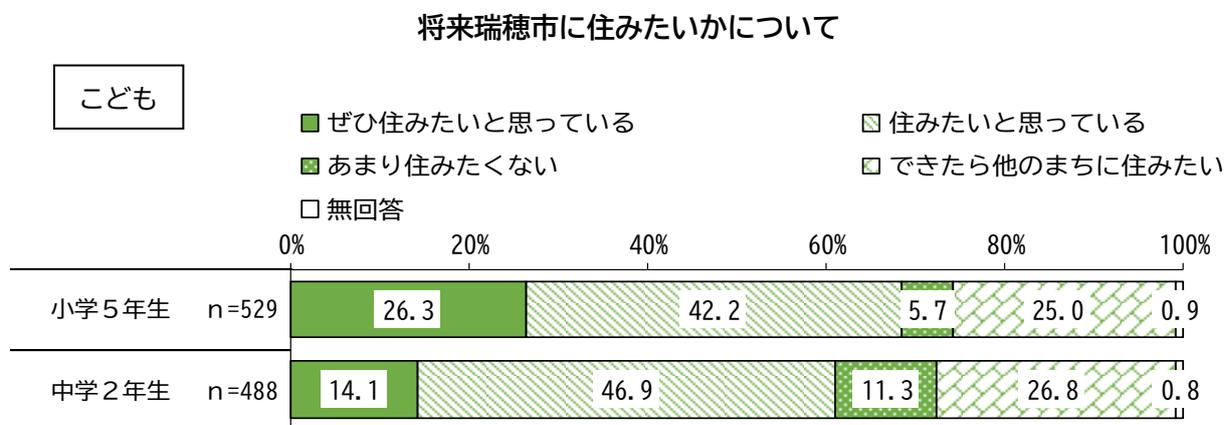
資料：瑞穂市子育て世帯の生活実態調査

(13) 将来瑞穂市に住みたいかについて

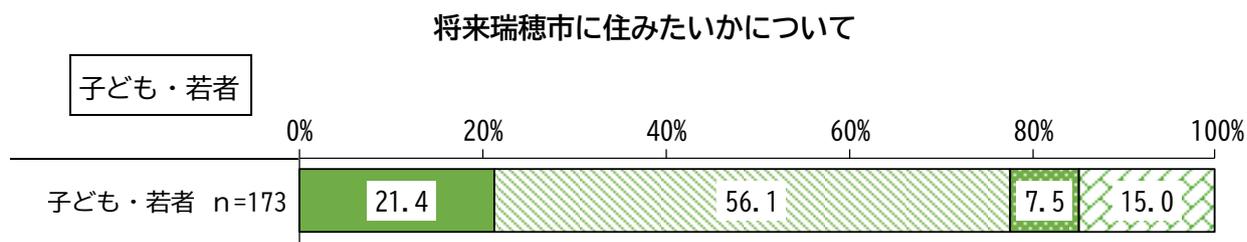
小学5年生では、『住みたい』（「ぜひ住みたいと思っている」と「住みたいと思っている」の計）が68.5%で最も高く、次いで「できれば他のまちに住みたい」が25.0%、「あまり住みたくない」が5.7%となっています。

中学2年生では、『住みたい』が61.0%で最も高く、次いで「できれば他のまちに住みたい」が26.8%、「あまり住みたくない」が11.3%となっています。

子ども・若者では、『住みたい』（「ぜひ住みたいと思っている」と「住みたいと思っている」の計）が77.5%で最も高く、次いで「できれば他のまちに住みたい」が15.0%、「あまり住みたくない」が7.5%となっています。



資料：瑞穂市子どもの生活状況に関する調査



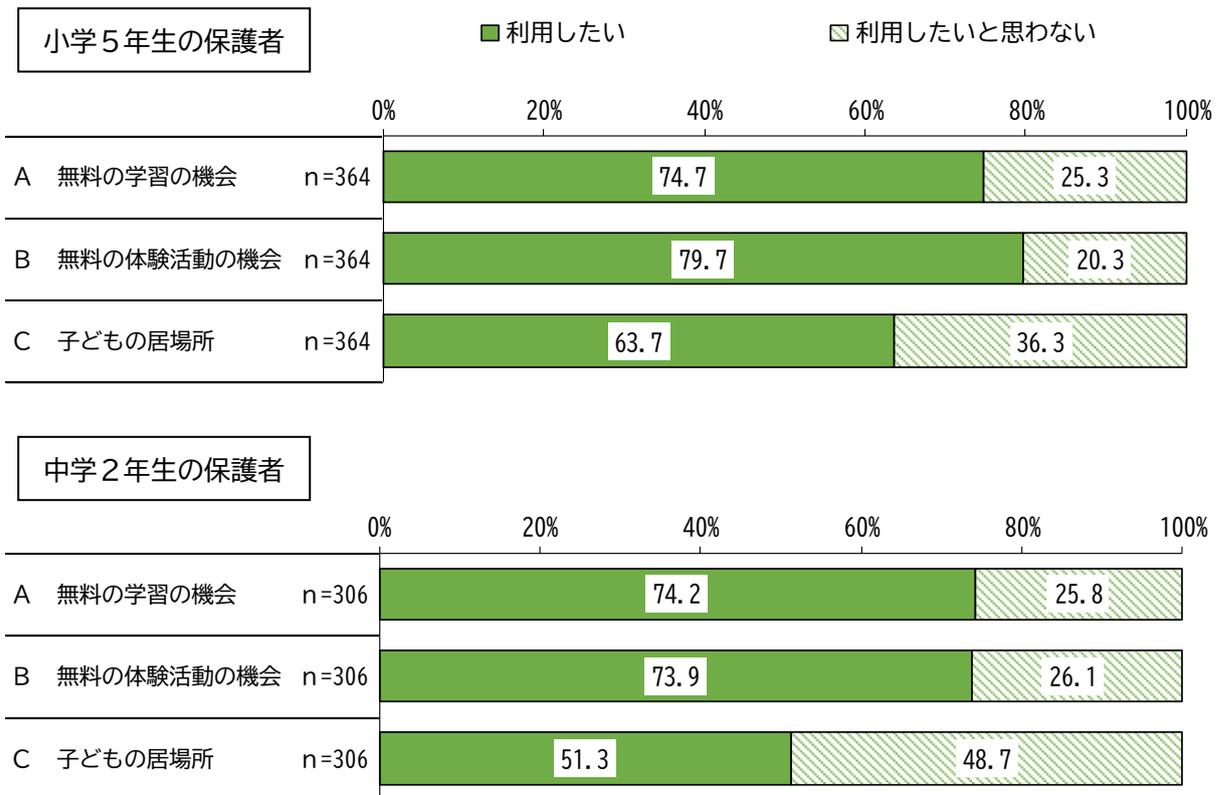
資料：瑞穂市子ども・若者調査

(14) こどもが利用できる居場所について

こどもが利用できる居場所についてみると、小学5年生の保護者では、「A 無料の学習の機会」「B 無料の体験活動の機会」で「利用したい」（74.7%、79.7%）の割合が高くなっています。

中学2年生の保護者では、「A 無料の学習の機会」「B 無料の体験活動の機会」で「利用したい」（74.2%、73.9%）の割合が高くなっています。

こどもが利用できる居場所について



資料：瑞穂市子育て世帯の生活実態調査

(15) 子育て家庭の経済状況について

①教育費で負担に感じるもの

こどもの教育費で負担に感じるものを所得区分別でみると、小学5年生の保護者では、他に比べ、「所得区分Ⅱ 252万円（Ⅰの1.5倍）未満」で「制服・靴・鞆など身の回りのもの」（64.7%）の割合が高くなっています。

中学2年生の保護者では、他に比べ、「所得区分Ⅱ 252万円（Ⅰの1.5倍）未満」「所得区分Ⅲ 336万円（Ⅰの2倍）未満」「所得区分Ⅳ 336万円（Ⅰの2倍）以上」で「学習塾や習い事など学校以外の教育費」（72.7%、73.2%、73.5%）の割合が高くなっています。

教育費で負担に感じるもの

単位：%

区分	小学5年生の保護者							中学2年生の保護者						
	有効回答数（件）	給食費・教材費	の制服・靴・鞆など身の回りのもの	部活動の費用	立修学旅行などの積み	学校学習塾や習い事など以外の教育費	特に負担は感じない	有効回答数（件）	給食費・教材費	の制服・靴・鞆など身の回りのもの	部活動の費用	立修学旅行などの積み	学校学習塾や習い事など以外の教育費	特に負担は感じない
所得区分Ⅰ 168万円（貧困線）未満	44	31.8	59.1	13.6	22.7	52.3	18.2	25	44.0	60.0	48.0	40.0	68.0	8.0
所得区分Ⅱ 252万円（Ⅰの1.5倍）未満	51	45.1	64.7	17.6	21.6	54.9	15.7	44	31.8	56.8	27.3	25.0	72.7	6.8
所得区分Ⅲ 336万円（Ⅰの2倍）未満	87	37.9	36.8	9.2	16.1	65.5	14.9	71	32.4	52.1	22.5	28.2	73.2	9.9
所得区分Ⅳ 336万円（Ⅰの2倍）以上	182	20.9	33.5	6.6	12.6	60.4	28.0	166	16.3	33.1	10.2	15.1	73.5	16.3

②進学について（現実）

現実にこどもが将来どの段階まで進学すると思うかを所得区分別でみると、小学5年生の保護者では、他に比べ、「所得区分Ⅳ 336万円（Ⅰの2倍）以上」で「大学」（65.4%）の割合が高くなっています。

中学2年生の保護者では、他に比べ、「所得区分Ⅰ 168万円（貧困線）未満」で「高校」（52.0%）の割合が高くなっています。

進学について（現実）

単位：%

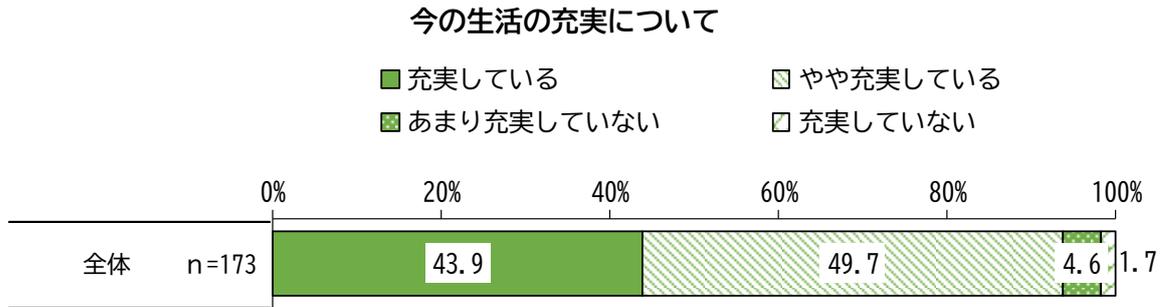
区分	有効回答数（件）	小学5年生の保護者							中学2年生の保護者							
		中学校	高校	・専門修学校	短期大学	大学	大学院	その他	中学校	高校	・専門修学校	短期大学	大学	大学院	その他	
所得区分Ⅰ 168万円（貧困線）未満	44	9.1	45.5	13.6	4.5	20.5	-	6.8	25	16.0	52.0	16.0	-	16.0	-	-
所得区分Ⅱ 252万円（Ⅰの1.5倍）未満	51	9.8	45.1	11.8	3.9	27.5	-	2.0	44	13.6	27.3	27.3	2.3	29.5	-	-
所得区分Ⅲ 336万円（Ⅰの2倍）未満	87	1.1	21.8	17.2	9.2	43.7	1.1	5.7	71	7.0	21.1	12.7	1.4	56.3	-	1.4
所得区分Ⅳ 336万円（Ⅰの2倍）以上	182	1.6	13.2	12.1	2.7	65.4	2.2	2.7	166	1.8	14.5	10.8	4.2	65.7	1.8	1.2

資料：瑞穂市子育て世帯の生活実態調査

(16) こども・若者を取り巻く状況

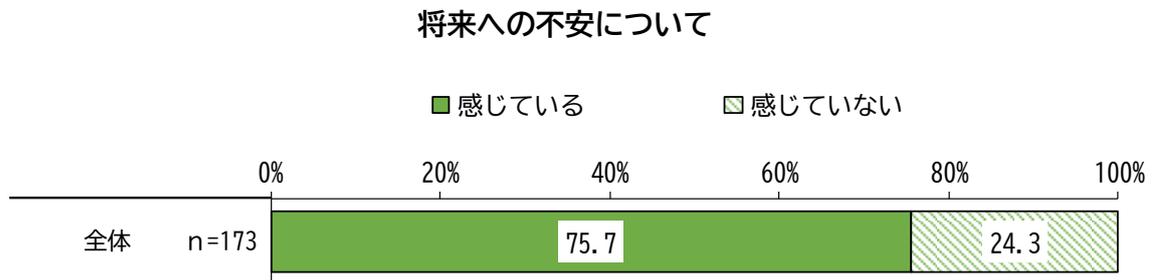
①今の生活の充実について

今の生活の充実についてみると、『充実している』（「充実している」と「やや充実している」の計）が93.6%、『充実していない』（「あまり充実していない」と「充実していない」の計）が6.3%となっています。



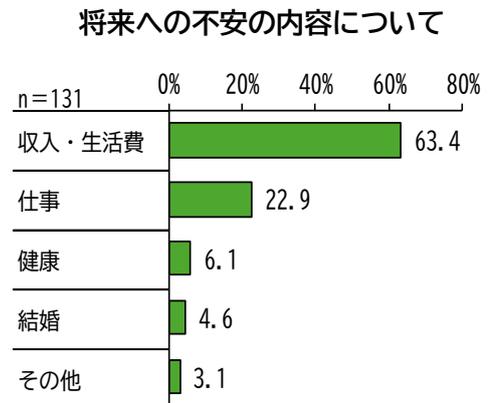
②将来への不安について

将来に不安を感じているかについてみると、「感じている」が75.7%、「感じていない」が24.3%となっています。



③将来への不安の内容について

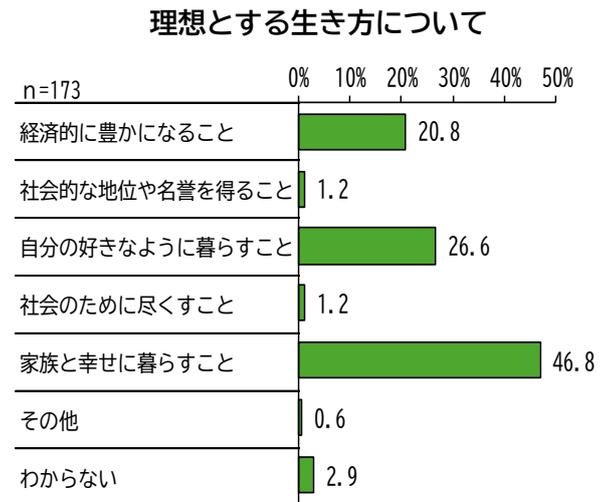
将来への不安の内容についてみると、「収入・生活費」が63.4%で最も高く、次いで「仕事」が22.9%、「健康」が6.1%となっています。



資料：瑞穂市子ども・若者調査

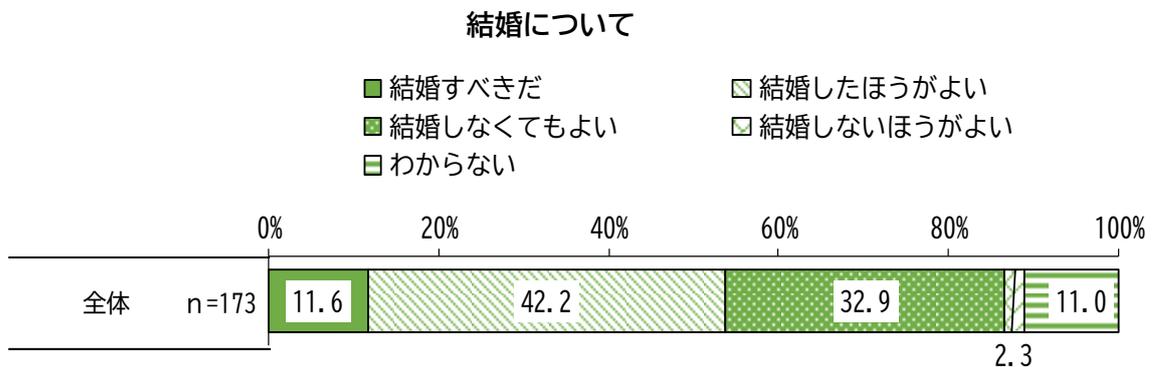
④理想とする生き方について

理想とする生き方についてみると、「家族と幸せに暮らすこと」が46.8%で最も高く、次いで「自分の好きなように暮らすこと」が26.6%、「経済的に豊かになること」が20.8%となっています。



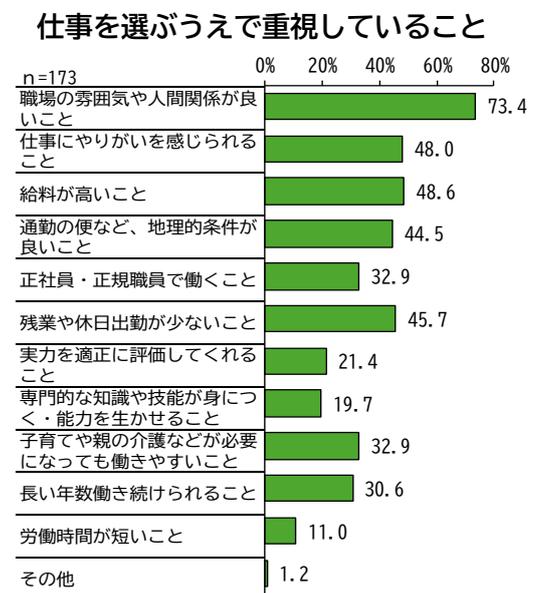
⑤結婚について

結婚についてみると、「結婚したほうがよい」が42.2%で最も高く、次いで「結婚しなくてもよい」が32.9%、「結婚すべきだ」が11.6%、「わからない」が11.0%、「結婚しないほうがよい」が2.3%となっています。



⑥仕事を選ぶうえで重視していること

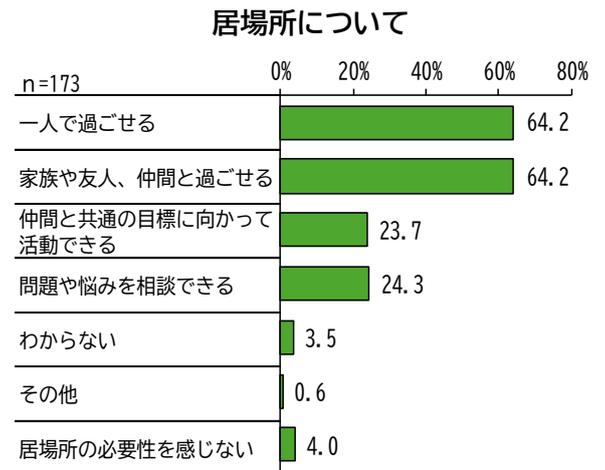
仕事を選ぶうえで重視していることについてみると、「職場の雰囲気や人間関係が良いこと」が73.4%で最も高く、次いで「給料が高いこと」が48.6%、「仕事にやりがいを感じられること」が48.0%となっています。



資料：瑞穂市子ども・若者調査

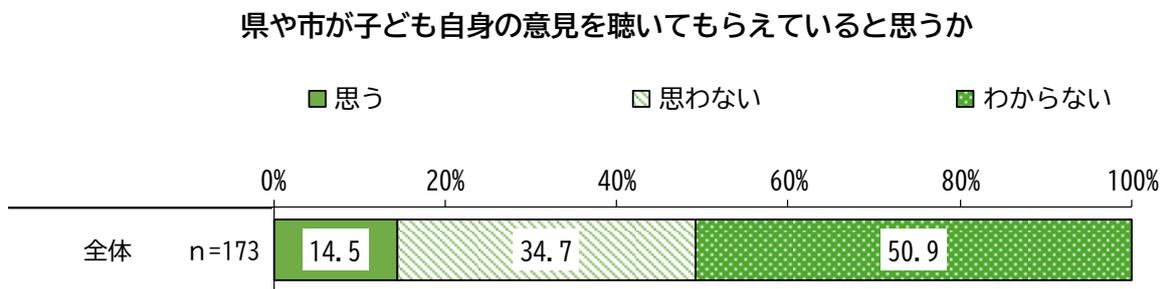
⑦居場所について

居場所についてみると、「一人で過ごせる」「家族や友人、仲間と過ごせる」がともに64.2%で最も高く、次いで「問題や悩みを相談できる」が24.3%、「仲間と共通の目標に向かって活動できる」が23.7%となっています。



⑧県や市が子ども自身の意見を聴いてもらえていると思うかについて

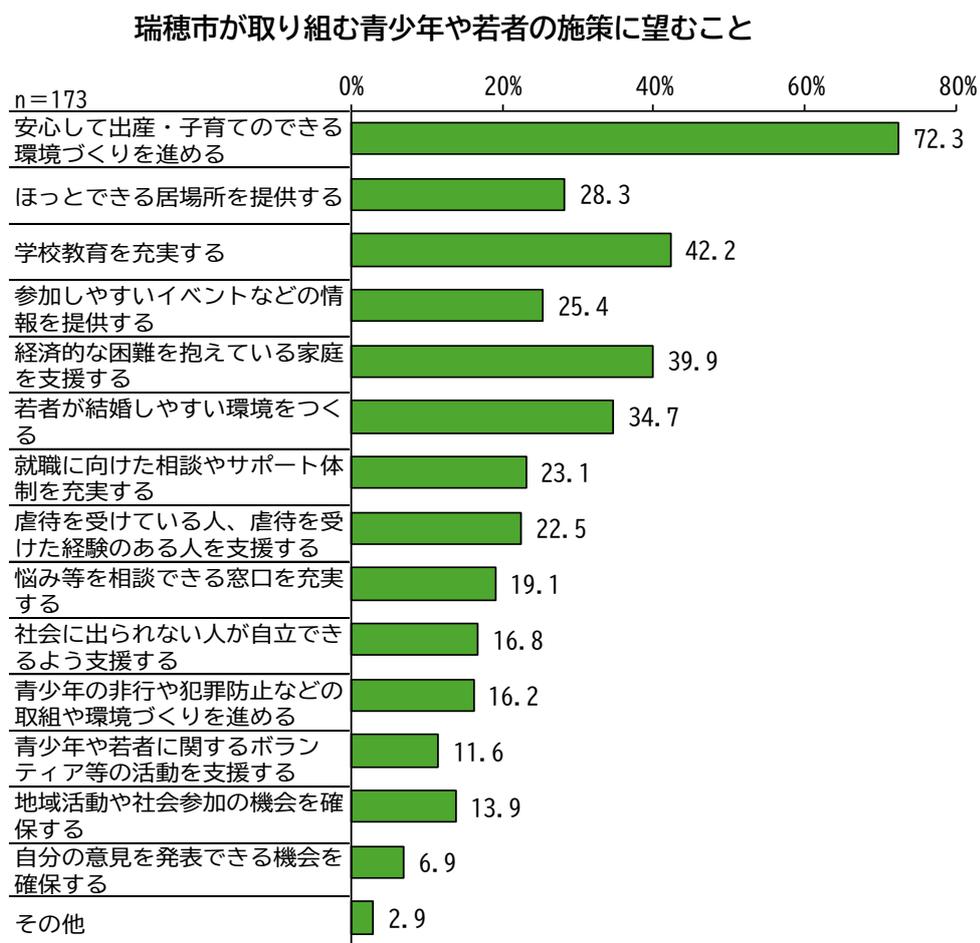
「わからない」が50.9%で最も高く、次いで「思わない」が34.7%、「思う」が14.5%となっています。



資料：瑞穂市子ども・若者調査

⑨瑞穂市が取り組む青少年や若者の施策に望むこと

瑞穂市が取り組む青少年や若者の施策にどんなことを望むかについては、「安心して出産・子育てのできる環境づくりを進める」が72.3%で最も高く、次いで「学校教育を充実する」が42.2%、「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」が39.9%となっています。



資料：瑞穂市子ども・若者調査

10 こども・若者の意見

(1) スクールミーティング

瑞穂市内の全小学校・中学校を訪問し、学校の生徒会委員や学校の代表とスクールミーティングを行い、以下のような意見がありました。

<穂積小学校> 出席者：各委員会 委員長9名

意見・要望
①市内に入院施設のある大きな病院がほしい。
②穂積地区にも本田コミセンや牛牧コミセンのように卓球などのできる市の施設がほしい。
③公園でボール遊びが禁止されているが、違反している人もいる。小さな子が安心して遊べるように、ボール遊び専用の公園がほしい。
④図書館の本を増やしてほしい。
⑤芝生公園で危ない遊びをしている人もいる。 小さな子が遊べる公園の遊具を増やしてほしい。
⑥公園でのボール遊びを禁止するだけでなく、フェンスを高くするなどしてボール遊び専用エリアを作してほしい。
⑦サッカーをしたいが、予約なしで利用できる公園がほしい。
⑧バスケットゴールのある公園がほしい。スポーツのできる施設がほしい。
⑨スポーツに関わるイベントをもっとやってほしい。
⑩市民の誰もが年齢に関係なく、自由にゆっくりと休憩できる施設がほしい。
⑪穂積小北西の交差点に右折信号がほしい。 一斉下校の際に、児童が横断することで車が右折できず混雑し、危険。
⑫歩道橋の隅にごみがたまっていたり、舗装がはがれていたりして危険。整備してほしい。
⑬本巣縦貫道の歩道が危険すぎる。自転車が歩行者とすれ違いながら歩道を走行するしかない。自転車でも安全に通れる道にしてほしい。
⑭穂積小近くのコンビニの横断歩道に信号を付けてほしい。

<本田小学校> 出席者：6年生代表

意見・要望
①ごみがよく捨てられているので自主的に拾っている。 ごみ拾いイベントをして街がきれいになるといいと思う。
②市民病院を造ってほしい。
③市民プール、温水プールがほしい。
④体育館にエアコンがほしい。
⑤市内に駄菓子屋やカフェがほしい。
⑥本田せせらぎ公園で盗撮被害発生。防犯カメラを設置してほしい。
⑦帰宅時間が確認できるように、市内の公共施設や公園に時計がほしい。
⑧校区内に本が読める店がほしい。本屋を増やしてほしい。
⑨遊具のある広い公園がほしい。
⑩通学路がひび割れている。
⑪チョーク粉が舞うので、黒板をホワイトボードにしてほしい。
⑫校庭の遊具が錆びて使えない。新しいものがほしい。

<牛牧小学校> 出席者：6年生代表

意見・要望

- ①大きな公園や子どもの遊べる施設がほしい。コミセンのような交流できる場所がほしい。
- ②通学路に犬の糞が放置されている。何とかしてほしい。
- ③国枝医院の横断歩道はみんな止まらない。
- ④プールの更衣室やトイレが汚くて使えない。きれいなものにしてほしい。
- ⑤学校のウォータークーラーに藻が生えていて飲めない。何とかしてほしい。
- ⑥サーキュレーターを回すと窓の外の熱い空気が入ってくる。何とかしてほしい。
- ⑦授業中窓から虫が入ってくるので、網戸を付けてほしい。
- ⑧エアコンが2台ある教室がある。うちの教室もほしい。
- ⑨田んぼにごみが浮かんでいる。何とかしてほしい。

<生津小学校> 出席者：委員会委員長

意見・要望

- ①かすが公園のように緑の多い公園を整備してほしい。
- ②公園にトイレが無いので、整備してほしい。
- ③生津小学校区に保育園が無いので造ってほしい。
- ④あいさつのあふれる街にしてほしい。
- ⑤ポイ捨てが多いので、ごみ箱を増やしてほしい。
- ⑥生津小学校区にも、本田コミセンのように、こどもが集まって遊べるコミュニティセンターがほしい。
- ⑦熱中症になってしまわないように、小学校の体育館にもエアコンがほしい。

<南小学校> 出席者：6年生代表

意見・要望

- ①時間を確認したいので、(分団登校の) 集合場所に時計がほしい。
- ②通学路に大きな水たまりがある。修繕してほしい。
- ③横断歩道、止まらない車が多く危ない。見守りの人を増やしてほしい。
- ④通学路上の十字路のカーブミラーが見えにくいので、見やすくしてほしい。
- ⑤校庭の遊具が少ないので取り合いになり小さな子は遊べない。増やしてほしい。
- ⑥遊具がない公園もある。遊具を増やしてほしい。
- ⑦体育館の倉庫の扉があけにくい。もう何年にもなる。直してほしい。
- ⑧道が凸凹していて、自転車のかごの物が落ちてしまうほど危険。直してほしい。

<中小学校> 出席者：6年生代表

意見・要望

- ①地域の平和（温かい言葉がけ、見守り）・生命の大切さ（いじめなし）を維持してほしい。
- ②公園や、子どもが集まれる市内施設を増やしてほしい。交流が促進され関係性が良好になる。
- ③みんなが集まれるイベントをたくさん実施してほしい。交流が促進され関係性が良好になれば、いじめがなくなる。
- ④通学路がひび割れている。修繕してほしい。止まらない車が多いので、横断歩道に「子どもが通ります」や速度制限の標識を付けてほしい。
- ⑤人権を尊重しいじめをなくすために、挨拶は大切。
人との関係性が深まり、相手を尊重できるようになる。心の安全につながる。
- ⑥事件に巻き込まれないために、防犯カメラをもっと設置してほしい。
- ⑦素足で入って遊べるくらいきれいな川がほしい。
地域の人の協力を得ながら、きれいな川を維持したい。
- ⑧小さい子から高齢者までが関心を持ち、わかりやすい表示の避難所までの案内看板を、市と市民が共同で作成し、設置してほしい。（子どもの足で〇分、あいうえお作文で表示など）
- ⑨美江寺地区は空き家が多い。危険な空き家は害獣が住み着き環境を悪化させる。
台風など隣の家や人に危険が及ぶので早急に何とかしてほしい。
- ⑩バスの本数をもっと増やしてほしい。

<西小学校> 出席者：6年生代表

意見・要望

- ①夜道が暗いので、街灯を増やしてほしい。
- ②用水路が危ないので柵を設置してほしい。
- ③ごみが道路に捨ててある。もっとごみ箱を設置してほしい。
- ④お帰りチャイムが鳴っても帰らない人がいる。何とかしてほしい。
- ⑤公園でのルールを守らない人がいる。注意喚起してほしい。
- ⑥瑞穂市が住みやすいまちだと感じている。姉妹都市をつくってグローバル交流したい。
- ⑦災害に備えて堤防を強化してほしい。
- ⑧富有柿発祥の地をもっとアピールしてほしい。

<穂積中学校> 出席者：生徒会執行部

意見・要望

- ①放課後児童クラブが定員オーバーで利用したい人が入れない。
利用したい人への対応をしてほしい。
- ②小学校の校庭の遊具が少なくなった。
みんなが遊べるように、もっと造ってほしい。
- ③駅前サードプレイスのように、高齢者から若い人が集える憩いの場所がほしい。
- ④駅前で実施する夜市は、中学生で大変賑わった。
中高生が参加できるイベントがほしい。イベントを増やし、活気づけたい。
- ⑤夕方、道が暗いので危ない。明るくしてほしい。
- ⑥難聴学級を学習段階や学年に応じたクラス編成にしてほしい。
- ⑦体育館にも電子黒板がほしい。

<穂積北中学校> 出席者：生徒会執行部

意見・要望

- ①学校東側のグラウンドの水はけが悪い。何とかしてほしい。
- ②自転車のヘルメット、小中学生は着用しているのに、大人や高校生は着用していない人が多い。安全のためにも義務化にしたらどうか。
- ③総合体育館がほしい。
- ④学校で貸与されているタブレットが校外活動でも使用できるよう検討してほしい。
- ⑤街路灯を増やしてほしい。（堤防や人気の少ない所につけてほしい）
- ⑥駅まで行くみずほバスの本数を増やしてほしい。
- ⑦試験的に自転車通学を行っている。駐輪場がないので造ってほしい。

<巣南中学校> 出席者：3年生代表

意見・要望

- ①通学路を安全に整備してほしい。
- ②通学路に街路灯を増やしたい。
南保育所～ガソリンスタンド、十八条地内、巣南中学校付近
- ③机の上にタブレットを置くため、広くできるキットがあるので、教室の机をサイズアップしてほしい。
- ④歩いて行ける範囲に若い人が集える場所やカフェのような飲食店を増やしてほしい。

(2) みんなの意見でよりよい岐阜県に！（岐阜県実施）

岐阜県が令和6年度に県内在住の子ども・若者を対象に意見募集を行ったところ、瑞穂市民から以下のご意見がありました。（12月末現在45件）

意見・要望（一部抜粋）	
公園や遊び場やスポーツ施設のこと	<p>①子どもが家の前や空き地でも遊べない。気軽に楽しく遊べて、地域の大人が見守る地域にするべき。（社会人）</p> <p>②公園でボール遊びが禁止になっているところが多くて、困ってしまいます。近所のかたの迷惑になるかもしれないという意味があると思いますが、近所の方も公園で遊ぶ人も楽しく使えるようにしてほしいです。（小学生）</p> <p>③公園のトイレが汚いし、和式が多いから洋式トイレにして掃除もこまめにしてほしい。（小学生）</p> <p>④公園を増やしてほしいです。（小学生）</p>
学校のこと	<p>①家族の仕事が平日休みのため、平日を利用して出かけたいですが、学校が平日授業土日祝日休みのため外出の機会を設けられません。1学期に1回程度は土日授業などを実施して平日振替休日を設定するなど、家族で平日に出かけられる機会を作ってもらいたいです。（30代）</p> <p>②学校のICT化が遅れている。入学時・進級時の提出書類や日々の連絡帳など手書きの書類が多すぎます。学校も電子化はタブレット使用程度でプログラミングやPCを使った授業などが少なすぎます。（30代）</p> <p>③雨が降ってもできるように室内プールもつかえるようになってほしい。（小学生）</p>
公共施設のこと	<p>①友達と勉強ができる施設があると嬉しい。（小学生）</p>
まちづくりのこと	<p>①駅周辺に目立った施設が何もなく、長年この状況のため、駅付属の施設があったらいいのにと考えています。スーパーやファストフード等の飲食店もなく、電車での帰り道に「どこか寄って行こうかな」「お土産買いたいな」「疲れたから夕飯買って帰ろうかな」と思えるようなものが欲しいです。（30代）</p> <p>②水害になった時に、高いところがないので造ってほしい。（中学生）</p>

1 1 瑞穂市の課題

瑞穂市のこどもをめぐる現状やアンケート調査の結果などから、すべてのこどもの支援施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられます。

(1) こどもの数の減少、保育所利用者の増加

本市では、こどもの数（15歳未満人口）が毎年減少していますが、保育所を利用している児童数は、令和5年から増加傾向にあり、令和6年4月には1,408人となっています。

婚姻状況では、女性の20代で未婚率が低下し、合計特殊出生率では、平成30年の1.60から令和元年に1.48に低下しましたが、令和4年では、1.58と上昇しています。

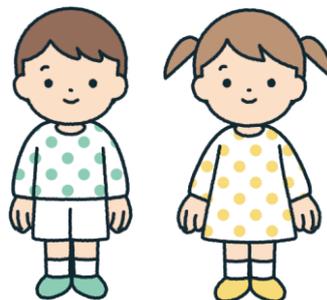
このように、こどもの数の減少傾向はあるものの、保育ニーズの増加や未婚率や合計特殊出生率等のこどもに関する指標に変化がみられるため、今後も現状を注視しつつ、子ども・子育てに係る環境整備の充実を図っていく必要があります。

(2) 女性の就労実態を踏まえた環境整備

本市では、女性の就業率をみると、5年前の状況と比べて、20代半ばから40代半ばまでの年代で就業率が上昇しています。今まで課題とされてきた出産・育児期の就業率の落ち込みを指す、いわゆる「M字カーブ」が改善されつつあると言えます。

また、令和5年度に実施したアンケート調査では、就学前の子を持つ女性保護者の就労している割合も、5年前の調査と比べて増加しており、フルタイムでの就労者については、35.1%から39.9%に増加し、ほぼ40%がフルタイムで働いていることがわかりました。

こうした女性の就業率の増加や就労の実態を踏まえて、本市においても、支援ニーズに合わせてサービスの提供を行うことが必要ですが、保育施設・放課後児童クラブなどに待機児童がみられる状況であるため、待機児童の解消が優先課題です。



(3) こどもの貧困

本市では、生活困窮の家庭に対する支援の1つとしてこどもの学習支援等こどもの貧困に対する支援を行っています。

子育て世帯の生活実態調査では、「大学」まで進学するという世帯が多い中、所得の少ない世帯では「高校」までという回答が多く、経済状態が進学先に影響することが明らかになりました。児童・生徒本人の進学先の希望が家庭の経済状況によってかなわないという状況にならないよう、世帯の支援も含めて、貧困の状況にあるこども・若者に対する支援が課題です。

(4) こどもの居場所

本市の全小・中学校で実施したスクールミーティングでは、学校生活にとどまらず日々の生活に関わる意見や要望がありました。その中で、公園やスポーツ施設、こどもが交流できるコミュニティセンター等こどもが集まって遊んだり、スポーツをしたりすることができる居場所づくりについての意見が多く、ニーズの高さがうかがえました。また、こどもだけでなく若者から高齢者まで集える場所についても意見があり、市民の交流の場所としての居場所づくりも今後の課題です。

(5) こども・若者の理解（自己肯定感・将来への不安）

本市では、昨年度実施したアンケート調査を通じて小中学生や高校生から34歳までの若い世代に対して、様々なこども・若者の思いを聴くことができました。

小中学生では、「今の自分が好き」と思う自己肯定感について、小学5年生は66.9%、中学2年生は61.3%となっており、国の調査結果の60.0%を上回っています。この結果を踏まえ、学童期・思春期の“みずほ”のこどもたちがさらに自己肯定感を高め、大きく成長できる環境づくりが必要と考えられます。

若者では、「こどもの意見聴取」について34.7%が「しているとは思わない」、50.9%が「わからない」と回答しています。また「今の生活の充実」について、93.6%と9割以上が「充実している」という回答をしている一方、「将来の不安」については、75.7%と7割以上の若者が将来に不安を感じています。不安の内容としては「収入・生活費」が63.4%と突出しており、お金に関する不安を最も感じていることが分かりました。こうした結果を受けて、こどもの意見を聴く機会をつくること、経済的な基盤の安定に向けた取り組み、悩みや不安に対する相談体制等、若者が明るい将来の展望を持って暮らせるまちを目指して支援を行う必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念

すべての子ども・若者がしあわせに暮らせるまち・みずほ

本市では、子どもと子育て家庭への支援、地域で支える環境づくり等を通じて、さまざまな子育て支援に係る施策に取り組んできました。

「瑞穂市第2次総合計画」では、子ども・子育て分野の基本目標を「心が通う助け合いのまち」や「夢あふれ希望に満ちたまち」を掲げ、目指す姿として「子どもと子育て家庭の状況に応じて必要な支援が行き届くまち」「子どもと子育て家庭が地域コミュニティにも支えられるまち」「子ども一人ひとりの個性を認め、心豊かに成長できるまち」「保護者が子育ての喜びを感じられるまち」としています。

国においては、令和5年4月1日に子ども基本法が施行され、それにともない子ども大綱に子ども施策に関する基本的な方針、子ども施策に関する重要事項、子ども施策を推進するための必要な事項が定められました。子ども大綱では「子どもまんなか社会」すなわち、全ての子ども・若者が身体的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を目指すこととしています。

本市においても、「子どもまんなか社会」を目指し、子ども・若者および子育て世代が将来に対して明るい展望を持てるようにしていくことが必要です。

本市では、子ども・若者の権利が尊重され、自ら意見を表明することができ、最善の利益が図られるまちの実現をめざして、本計画の基本理念を「すべての子ども・若者がしあわせに暮らせるまち・みずほ」と定め、子ども・若者に関わる施策を全庁的に展開していきます。

目標となる指標

指標名	現状値 (R6)	方向性
「子どもまんなか社会」の実現に向かって いると思いますか。 「思う」と回答した割合 (子ども・若者調査)	12.1%	



2 基本的な視点

(1) こども・若者の権利を尊重する視点

こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格や個性を持つ個人として尊重することを基本的な視点とします。こども・若者の権利を保障し、こども・若者の最善の利益を図ることをめざした取り組みを推進します。

(2) こども・若者・子育て当事者の意見を尊重する視点

こども・若者が自らのことについて意見を形成して、表明することを尊重します。そのために必要な支援等を行い、こども・若者が意見を表明しやすい環境づくりを進めます。同時に、おとなは、こども・若者の意見に真摯に向き合い、その実現のために注力します。

(3) 切れ目のない子育て支援の充実の視点

こども・若者や子育て家庭の状況に応じて必要な支援が途切れることなく提供されるよう、切れ目のない子育て支援の充実を図ります。同時に、こども・子育て支援の量的拡充と質的向上を図ることが必要です。

(4) すべてのこども・若者の健全な成長を支援する視点

乳幼児期からの安定した愛着の形成を保障し、すべてのこども・若者が愛着を土台として相互に人格と個性を尊重されながら、様々な学びや体験の機会を通じて自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長できるよう支援します。

(5) 若い世代の自立への支援

若い世代の多様な価値観や考え方を尊重することを前提に、若い世代の生活基盤の安定、それぞれの希望に沿った結婚や子育てへの支援を通じて、若い世代の自立を支援します。



3 計画の体系



基本理念

すべての子ども・若者がしあわせに暮らせるまち・みずほ

基本目標

施策目標・施策

基本目標1
親と子への切れ目のない支援

- 1 安心して出産・子育てができる環境を整備する
【妊産婦への支援、不妊治療助成】
- 2 心と体の健やかな成長を支援する
【母子保健事業】
- 3 こどもの発達を支援する
【障がい児、医療的ケア児、発達障がい】

基本目標2
子ども一人ひとりの成長を育む環境づくり

- 1 質の高い教育・保育を充実させる
【保育、幼児教育、小中学校】
- 2 居場所づくりを推進する
【放課後児童クラブ・放課後子ども教室、適応指導教室、不登校】
- 3 豊かな体験や活躍（発表）の場を充実させる
【各種体験機会】
- 4 子ども・若者の安全・安心な環境をつくる
【自殺対策、インターネット利用の教育、犯罪防止】

基本目標3
子育て家庭を地域で支える環境づくり

- 1 地域社会における子育て支援活動を推進する
【ファミリー・サポート・センター、子育て支援活動、家庭教育支援】
- 2 未就園の親子が集まる場を充実させる
【地域子育て支援拠点】
- 3 安全・安心の生活環境を整備する
【子どもまななかまちづくり、こどもの安全確保（住宅・道路・交通安全等）】

基本目標4
すべての子ども・若者の立場に立った支援

- 1 子ども・若者の権利を守る
【こどもの権利、意見表明の機会、ヤングケアラー】
- 2 困難な状況を抱える子ども・家庭を支援する
【こどもの貧困対策、児童虐待、要保護児童対策、ひとり親支援】

基本目標5
若い世代の生活基盤安定のための支援

- 1 結婚・子育てを支援する
【結婚、ライフデザイン】
- 2 仕事と子育ての両立と経済基盤安定を支援する
【共働き・共育て、延長保育、保育所一時預かり】

第4章 施策の展開



基本目標1 親と子への切れ目のない支援

基本目標の概要

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期のそれぞれのライフステージに応じて多様な経験や学習をしながら成長していきます。それぞれの発達段階に応じて必要とされる支援は異なりますが、切れ目なく連続的に行われる必要があるとされています。

本市では、こども・若者が大人となり、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連のライフステージの過程において、様々な分野の関係機関が継続的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉の切れ目ない支援を行います。

施策目標1-1 安心して出産・子育てができる環境を整備する

施策の方向性

- 安心して出産・子育てができるよう、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行う「こども家庭センター」を中心に、妊娠から子育て期を通じた切れ目のない支援体制の構築を図ります。
- 子育て応援アプリ「みずほすくすくナビ」を通じて、市の子育てサービス情報等を手軽に入手することができるようにし、妊娠から子育てまでサポートする環境づくりを進めていきます。
- 不妊に悩む人への支援として、治療費の助成により経済的負担の軽減を図ります。

主な関連事業等

	名称	概要	担当課
1	母子健康手帳の交付	妊娠届出により、妊娠期から乳幼児期までの健康管理が一括して行えるよう、母子健康手帳を交付します。	子ども支援課
2	妊産婦健康診査	妊婦および産婦が受ける健康診査（妊婦健康診査・産婦健康診査）の費用を一部助成することにより、妊婦および産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して出産・子育てができる体制を確保していきます。	健康推進課

	名称	概要	担当課
3	子育て応援アプリ 「みずほすくすくナビ」	「みずほすくすくナビ」は、妊娠から子育てまでサポートする子育て応援アプリです。子育てサービス情報（妊娠、出産、子育て情報等）、成長記録の保存（母子手帳機能）、予防接種スケジュール管理などを一括で行うことができます。	子ども支援課
4	風しん予防接種費用助成	妊娠期の風しん罹患を予防するため、風しんの抗体価が低いかたのうち、妊娠を希望する女性、風しんの抗体価が低い妊婦の同居者へ、風しんワクチンおよび麻しん風しん混合ワクチンの接種費用を助成します。	健康推進課
5	妊婦歯科健康診査	歯周病による早産を防ぐため、妊婦を対象に市内指定歯科医院にて公費負担により歯科検診を行います(1回の妊娠につき1回)	健康推進課
6	妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、出産・育児の見通しを一緒に確認する面談を実施し、子育て関連のイベントや相談の実施を通じて各関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぎます。	子ども支援課
7	妊婦のための支援給付金	妊娠期から子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実させるとともに経済的な支援を一体として実施します。	子ども支援課
8	不妊治療助成	不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、保険診療の特定不妊治療と併せて実施した「先進医療」にかかる費用の一部を助成します。	健康推進課
9	新生児聴覚検査費助成	生後間もない時期に行う耳の聞こえの検査である「新生児聴覚スクリーニング検査」の検査費の一部を助成します。	健康推進課
10	利用者支援事業 (こども家庭センター型)	妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、すべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応します。また、関係機関と支援内容を共有して効果的な支援を実施します。	子ども支援課

	名称	概要	担当課
11	養育支援訪問事業	養育に不安がある家庭や虐待のリスクがある家庭、若年の妊婦、妊婦健診未受診の妊婦、望まない妊娠をした妊婦等に対し、保健師、家庭相談員等の専門職が訪問による相談や指導などの支援を継続的に行います。	子ども支援課 健康推進課
12	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事・子育て支援を行い虐待リスクを未然に防ぎます。	子ども支援課
13	子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ事業)	出産や病気などの社会的事由で一時的に家庭において養育ができない場合に児童福祉施設等で養育保護を行う事業です。 それぞれの家庭のニーズに対応できるよう継続実施していきます。	子ども支援課
14	産前・産後ヘルパー派遣費用助成事業	妊娠中や産後の間もない時期に、妊産婦のかたが身体等の負担軽減のために利用する育児及び家事をサポートする産前・産後家庭支援ヘルパーの派遣に要する費用の一部を助成します。	子ども支援課
15	産後ケア事業 (訪問型・通所型・宿泊型)	出産後、家族などからサポートが十分に受けられないかた、産後の回復が思わしくないかた、自宅での育児に不安があるかたに対し、助産師等が母子の健康管理や産後の生活アドバイス、沐浴や授乳などの育児手技の指導、その他育児の相談やアドバイスなどを行います。	健康推進課
16	児童手当	家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的として、児童を養育しているかたに手当の支給を行います。	子ども支援課
17	福祉医療費助成 (乳幼児等)	18歳到達の年度末までの児童を対象に、児童の健全育成および保健の向上、ならびに福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担分の助成を行います。	子ども支援課

	名称	概要	担当課
18	食育の推進	離乳食教室や親子クッキング教室等の実施により、保護者や市民を対象に食の大切さについて啓発します。	健康推進課 幼児教育課
19	各種教室	パパママくらぶ、産前産後交流会、産後ママくらぶ、親子ふれあい教室などで、安心して出産や子育てを行うことができるよう学んだり、運動やリラクゼーションを行ったり、交流会を行います。	子ども支援課

施策目標 1-2 心と体の健やかな成長を支援する

施策の方向性

- 乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成は、こども・若者の良好な成育環境を確保する上で重要です。親子がともに健やかに生活できるよう支援するとともに、様々な場面において大人との間に良好な関係を築き、安定した情緒と社会性を持つ大人に成長することができるように、支援します。

主な関連事業等

	名称	概要	担当課
20	⑧ 1か月児健康診査	生後1か月ごろの乳児を対象に、発育状況や健康状態を確認し、育児相談を行い支援していきます。	健康推進課
21	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭に助産師または保健師が訪問し、子育てに関する情報を提供するとともに、保護者から育児に関する話を聴くことで、虐待や育児の孤立を防ぎ、安心して子育てができ、赤ちゃんが健やかに成長できるように支援します。	子ども支援課 健康推進課
22	乳幼児健康診査	生後4～5か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、疾病の早期発見・発育発達の確認及び保健指導を行い、必要に応じて継続的な支援につなげます。	健康推進課

	名称	概要	担当課
23	各種相談事業	妊娠や育児に対する不安を持つかたや乳幼児健康診査において経過観察が必要とされた児童に対し、身体測定および個別相談を行います。	子ども支援課 健康推進課
		10か月児および2歳児を対象に、集団指導（歯の話など）や遊びの広場等を実施し、健全な発育・発達の支援を行います。	健康推進課
24	各種教室	離乳食教室では、離乳食が2回食へ進む時期であるおおむね生後7～8か月のこどもと保護者を対象に、管理栄養士が離乳食の進め方の話をしながら、実際の離乳食の試食を行います。	健康推進課
		発達に気がかり等がある2～3歳児とその保護者を対象とした親子支援教室で、保育士を中心に小集団での遊びや製作遊び、育児相談等を行います。	健康推進課



施策目標 1-3 こどもの発達を支援する

施策の方向性

- こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容を推進します。
- 障がいのあるこども・若者とその保護者が、障がいの状態に応じたきめ細かな支援を受けられるようにするとともに、地域で安心して生活できるよう、保健、福祉、教育などの各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを進めます。

主な関連事業等

	名称	概要	担当課
25	特別な支援が必要なこどもに対する教育・保育の充実	一人ひとりの多様な教育・保育ニーズに応じるため、関係機関との連携により、こどもの特性や実態を把握し、長期的な視点に立った個別の教育支援計画や指導計画の作成・充実・活用に努め、職員の共通理解のもと支援を行います。また、支援に必要なこどもやその保護者一人ひとりに寄り添った教育・保育が実施できるよう、発達障がい等に関する基礎的な知識・対応技能を習得できる研修・指導体制を整えます。	学校教育課 幼児教育課
26	医療的ケア児の保育支援	保育所等における医療的ケア児の受入れを実施するため、看護師等の配置など、医療的ケア児の受入れ環境の整備・充実を図り、医療的ケア児の地域生活を支援します。	幼児教育課
27	教育相談 (特別支援教育等)	子育てや不登校、発達障がい等に不安や悩みをもつ保護者の教育相談を行います。教育相談員が月～金曜日の午前10時～午後3時まで相談を行います。	学校教育課
28	就学相談	一人ひとりの教育的ニーズに応じた、より適切な支援を行うことができるように、就学相談会の実施、サポートチームの巡回訪問、指導・助言等、早期からの相談対応や就学指導を行っています。	学校教育課

	名称	概要	担当課
29	特別支援教育就学奨励費事業	特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、学校生活に係る経費の一部を援助します。	学校教育課
30	障がいのある子ども・若者に対する相談体制の充実	ケアマネジメントの質の向上や連携強化のための研修会を通し、コーディネーターや相談支援専門員のスキルアップを促進します。	福祉生活課
31	障がいのある子ども・若者に対する福祉サービスの実施	居宅サービスでの生活をサポートする、障がい福祉サービス（居宅介護、短期入所、移動支援、日中一時支援等）を実施します。 障がいのある子ども・若者が身近な地域で支援が受けられるよう、障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）を実施します。	福祉生活課

基本目標２ こども一人ひとりの成長を育む環境づくり



基本目標の概要

「こども大綱」が掲げる「こどもまんなか社会」の考え方では、こどもたちが良好な成育環境の下で生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として権利が擁護され、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

本市においても、こどもまんなか社会の実現を目指し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、子育て支援を充実させていきます。また、個性や多様性が尊重される中で、自己肯定感を高く持ち、一人ひとりが健やかに成長できる環境づくりを進めていきます。

施策目標２－１ 質の高い教育・保育を充実させる

施策の方向性

- 幼児期の教育・保育は、こどもの生涯にわたる人格形成を培う重要なものです。安全・安心な環境の中で教育・保育が提供される状態を実現するとともに、関係者の資質の向上に取り組み、保育、幼児教育から小学校への連続性のある質の高い教育・保育の実現を目指します。

主な関連事業等

	名称	概要	担当課
32	⑨教育・保育の質の向上	質の高い保育の提供のために、保育業務に関するICTサービス等を活用し、保育業務の効率化を図ることで、こどもと向き合う時間を充実させ、質の向上につなげます。	幼児教育課
33	幼稚園教諭・保育士の資質向上	就学前教育・保育の基本理念のもと、幼稚園教諭・保育士が共に、本市のすべてのこどもの健やかな育ちに向けて、研修体制を充実させ、オンライン受講などにより幅広く学ぶ機会を持つことで、より効果的に資質向上に努めます。 また、市内の幼稚園教諭と保育士の合同研修を通じて、教育・保育の共通理解を深め、実践につなげます。	学校教育課 幼児教育課

	名称	概要	担当課
34	保育及び放課後児童クラブの人材の確保	保育補助者等の活用や処遇改善、若手保育士等への保育士支援アドバイザーによる巡回支援、潜在保育士の復職支援等により、労働環境改善や保育士の職場定着・復職支援を行い、保育人材の確保を図ります。また、保育士等の資格を持つ人材に限らず、放課後児童クラブ指導員等、ニーズに応じた人材確保を進めます。	幼児教育課
35	認定こども園の普及	認定こども園は、幼稚園機能と保育所機能を併せ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設です。 本市では、保護者の就労状況に関わらず入園が可能で、すべてのこどもに質の高い教育・保育が提供され、保護者ニーズにも応えることができる認定こども園の普及に向けて取り組んでいきます。	幼児教育課
36	教育・保育環境の充実	教育・保育施設を計画的に整備し、地域の特性に応じた教育・保育サービスを提供します。施設の老朽化対策のため、順次建替えや改修等を検討し、安心・安全に過ごせる環境づくりに取り組めます。	幼児教育課
37	子育て関連施設の快適性・利便性向上のための施設改修事業	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園等において、こどもたちが快適に過ごすことができるよう環境改善（大規模改修、老朽化対策、LED照明・空調・遊具・防犯対策設備の設置、バリアフリー改修、園庭の整備、トイレの洋式化など）を進めます。	教育総務課 幼児教育課
38	教育施設の快適性・利便性向上のための施設改修事業	小中学校において、児童生徒が快適に過ごすことができるよう環境改善（大規模改修、老朽化対策、LED照明・空調・遊具・防犯対策設備の設置、バリアフリー改修、校庭の整備、トイレの洋式化など）を進めます。	教育総務課 学校教育課

	名称	概要	担当課
39	新 学校における食育の推進	保護者への給食だよりの発行など、児童生徒の発達段階や生活実態に応じて食育の充実を図り、食の大切さについて啓発します。 また、地産食材やオーガニックを取り入れた給食を提供し、食に関心をもつことができる取り組みを推進します。	学校教育課 給食センター
40	幼保小連携の推進	幼保小の円滑な接続へ向けた連携・交流ができるような体制の充実を目指して、幼稚園、保育所、小学校等の関係者による意見交換や研修の機会を増やし、幼保小連携・接続をさらに推進します。	学校教育課 幼児教育課
41	次世代の親の育成	中学校の授業において、全生徒が乳幼児の保育を体験し、命の大切さを実感するとともに、家庭や子育てについて考える機会を提供します。 児童期から子育てへの関心を深め、次世代を担うこどもたちの個性や能力を活かした成長を促します。	学校教育課
42	英語検定料助成事業	グローバル社会に対応できる英語力と学習意欲を高めるために、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定を受験する中学生の検定料の一部を助成します。	学校教育課
43	「英検 I B A」の受験	英語力の定着度を生徒自身が自覚することで主体的に学習に向かう姿勢を育むために、市内全中学生が学校において「英検 I B A」の受験を実施します。	学校教育課
44	I C T 教育推進事業	タブレット端末等の I C T 機器を活用し、情報を取捨選択して学んだり、表現方法を自分自身で考え発信・伝達したりして、仲間と考えを共有しながら情報活用能力を育成します。	学校教育課



施策目標2-2 居場所づくりを推進する

施策の方向性

- こども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう支援します。
- こどもたちの意見では、こどもが遊び・スポーツができる居場所、こどもだけでなく高齢者から若い人まで集える居場所等という意見が出ており、今後もこども・若者からの意見を聴きながら居場所づくりに努めます。
- すべてのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実を図ります。

主な関連事業等

	名称	概要	担当課
45	こどもの生活支援強化事業	こどもの居場所等において、相談支援や訪問をしての相談支援を行うとともに、食事の支援（宅食、フードバンク等）や生理用品配布等を通じ支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の必要な機関につなげ、子育て世帯の孤立を防ぎ、こどもに対する地域の支援体制を強化します。	子ども支援課
46	学習支援事業	不登校などの理由により居場所が必要なこどもに対して、無償の学習機会の確保や居場所を提供します。	福祉生活課 （社会福祉協議会）
		ひとり親家庭のこどもの生活・学習支援を週1回行い、進路や勉強に対する相談を受け、学習機会の提供、生活習慣の習得支援等を行います。	子ども支援課
47	子ども食堂の運営支援	子ども食堂又は子ども宅食の新設や運営等に必要な経費の一部を支援します。	福祉生活課

	名称	概要	担当課
48	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、小学校に就学している児童で、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。 市内の小学校区において放課後児童クラブを実施し、安全・安心な運営を行います。また、学校の余裕教室等の徹底活用や新たな施設整備による場所の確保及び指導員等の人材確保を行いながら、民間事業者の活用も視野に入れ、待機児童の発生予防に努めます。	幼児教育課
49	⑨放課後子ども教室	保護者の就労等の有無に関わらず、小学1年から6年までのすべての児童を対象とし、放課後に安全・安心なこどもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習や遊び、地域住民との交流活動等に取り組みます。	幼児教育課
50	瑞穂市適応指導教室「アジサイスクール」	登校することに不安を感じ困っている児童生徒に対し、様々な支援（集団生活になじんだり、気持ちを安定させたりすること、基礎的な学力を補充すること、基本的な生活習慣を整えることなど）を継続し、社会的自立を目指して取り組んでいます。また、通っている児童生徒やその保護者と定期的に懇談を行っています。	学校教育課
51	⑨自分に合った過ごし方ができる居場所「アジサイほっとステーション」	登校に不安を感じている児童生徒が、自分のペースで、自分が行いたい活動に取り組める居場所です。教育相談員と一緒に活動し、相談を行います。 ココロかさなるCCNセンター（総合センター）で実施できるよう整備します。	学校教育課
52	⑨仮想空間による不登校支援「アジサイメタプレイス」	登校や人とのコミュニケーションに不安を感じている児童生徒が、タブレットを使って「仮想空間（メタバース）」上でやり取りを行い、家族以外の人とのつながりをもつ機会を生み出します。教育相談員等がチャットを通じて会話や相談を行います。	学校教育課

	名称	概要	担当課
53	教育相談 (学校生活等)	登校や集団生活等に不安や悩みをもつ児童生徒やその保護者の教育相談を行います。教育相談員が月～金曜日の午前10時～午後3時まで子育てや不登校、社会的自立に向けた相談を受け付けています。	学校教育課
54	新 フリースペースの整備	気軽に立ち寄れる場所として、ココロかさなるCCNセンター（総合センター）2階をフリースペースとして整備します。	健康福祉部 教育委員会

施策目標2-3 豊かな体験や活躍（発表）の場を充実させる

施策の方向性

- 遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点となります。こどもが、様々な学びや体験を通じて成長して若者となり、社会生活を送ることができるよう、様々な体験や活躍の機会をつくります。

主な関連事業等

	名称	概要	担当課
55	瑞穂総合クラブ	小中学生を対象に、多種多様な体験活動、学年・学校の枠を超えた集団で学ぶことや、地域のボランティア講師（地域先生）との関わりを通して、豊かな社会性が身に付けられるよう、土曜日に文化的活動・体育的活動の各種講座を開設し実施。体験活動を通じたこどもの好奇心の育成と居場所づくりを進めます。	生涯学習課
56	子どもの読書活動推進事業	本に親しみ、本を楽しみ、本に学ぶことができるような環境づくりを推進しています。 こどもたちが本に親しむきっかけづくりとして、仲間におすすめする本の面白さや魅力を決められた時間内で紹介しディスカッションするビブリオバトル事業等を進めます。 また、ブックスタート事業を通して「赤ちゃんと一緒に楽しみ、親子でふれあう時間を大切にしよう」というメッセージも伝えます。	生涯学習課

	名称	概要	担当課
57	親子感動体験事業	親子で協力して工作をしたり、楽しく体験をしたりすることで、こどもと一緒に成長できる事業を実施します。	生涯学習課
58	次世代の親の育成 (41再掲)	中学校の授業において、全生徒が乳幼児の保育を体験し、命の大切さを実感するとともに、家庭や子育てについて考える機会を提供します。 児童期から子育てへの関心を深め、次世代を担うこどもの個性や能力を活かした成長を促します。	学校教育課
59	新 一日市長体験	市内在住のこどもたちが市長となり、自分たちが住むまちの市政のことや職員の仕事に理解を深める機会をつくります。	総合政策課
60	瑞穂市スタートアップ事業	小学校2・3年生を対象として、各スポーツ種目を体験することにより、その種目をはじめとするスポーツに興味関心が持てるよう支援を進めます。	生涯学習課
61	各種スポーツ事業の推進	スポーツを通して、こどもたちのこころとからだを育成します。また、協調性や創造性を養い、社会のルールや思いやりを学びます。	生涯学習課
62	サンコーパレットパーク（大月多目的広場）の利用促進	複合遊具や芝生広場などで、こどもや家族が思いきり遊んだり、交流ができる場所として利用を促進します。	生涯学習課
63	瑞穂市少年少女消防クラブ	小学校4～6年生の希望する児童とその保護者で組織され、活動を通して防火、防災知識の習得を図り市民に対して防火、防災思想の普及、啓発を促進します。	市民協働安全課

施策目標2-4 こども・若者の安全・安心な環境をつくる

施策の方向性

- こども・若者が成長する上で安全・安心な社会環境づくりが重要となるため、SOSの出し方・受け止め方等の自殺予防への取り組み、安全・安心なインターネット利用環境の整備、犯罪等から守るための教育等の充実を図ります。

主な関連事業等

	名称	概要	担当課
64	SOSの出し方に関する教育	児童生徒を対象とした自殺予防教育の一環として「SOSの出し方に関する教育」を推進する中でこどもたちが困難な事態や強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けるための教育をスクールカウンセラー等の協力を得ながら実施します。	学校教育課
65	こども・若者の自殺対策	こども・若者のいのちを支える仕組みをつくることのできるよう地域のネットワークづくりや啓発活動を推進します。	健康推進課
66	インターネット利用に関わる教育	他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、情報の取り扱いやネットリスク、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することを目的とした指導を行います。	学校教育課
67	安全教育の推進	保育所・幼稚園等や小中学校の幼児児童生徒が自分の身を守る意識を高められるよう、警察や交通指導員等による防犯・交通安全教室を開催します。	幼児教育課 学校教育課
68	こどもの見守り環境づくり	こどもが安心して生活できるよう民生委員・児童委員や見守りサポーターにより地域の見守り活動や支え合い活動を促進します。	地域福祉高齢課 (社会福祉協議会) 市民協働安全課 教育委員会

基本目標3 子育て家庭を地域で支える環境づくり



基本目標の概要

核家族化や地域のつながりの希薄化等、家庭を取り巻く環境は変化しており、近くに支援者がいない子育て家庭も見受けられます。こうした状況の中、子育て家庭が、地域の支え合いの中で、安心して子育てできる環境を目指していく必要があります。そのため、子育て家庭のニーズを踏まえた多様な子育て支援を推進するとともに、子育て支援センター等の子育て支援拠点の充実を図ります。

また、こどもや子育て当事者の視点に立ったこどものためのまちづくりやこどもが暮らすまちの生活環境の向上等、幅広い視点から子育て家庭への支援を進めていきます。

本市の全庁的な取り組みにより、子育て家庭がより子育てしやすいと感じられる、子育て家庭を地域で支える環境づくりを進めていきます。

施策目標3-1 地域社会における子育て支援活動を推進する

施策の方向性

- 地域は、こどもにとって身近な社会であり、こどもたちが地域で様々な経験をして成長していくことはとても大切なことです。そのため、地域には、こどもの成長を支援する役割が期待されます。地域の様々な資源を支援するとともに、地域社会における子育て支援活動の活性化を図ります。

主な関連事業等

	名称	概要	担当課
69	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての支援をしてほしい人（依頼会員）と子育てを支援したい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的なこどもの預かりなどの支援活動を行う組織です。 育児と仕事の両立支援を推進するとともに、地域における子育て力の一層の向上を図るため、幅広い層への事業の周知を図り、会員増と活動の充実につなげていきます。	子ども支援課
70	民生委員・児童委員による見守り	地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育てなどの心配ごとの相談や支援を行います。	地域福祉高齢課

	名称	概要	担当課
71	母子保健推進員の育成	母子保健推進員は、地域と行政のパイプ役として、地域で安心して妊娠・出産・育児ができるよう、身近な相談者としての役割を担います。市は、母子保健推進員の意見を参考に母子保健事業の見直しを行い、研修会等を実施することで母子保健推進活動の向上を図ります。	健康推進課
72	市民協働のまちづくりの推進	自治会をはじめとする地域コミュニティやNPO等の各種団体など、多様な主体が協力・連携してまちづくりに取り組み、市民協働のまちづくりを推進します。一方で人材育成や持続可能な体制づくりといった課題の解決も図ります。	市民協働安全課 生涯学習課

施策目標3-2 未就園の親子が集まる場を充実させる

施策の方向性

- 子育て支援センターなどの、未就園の親子が集まれる場は、子育て中の親の孤立感や育児の負担感を軽減するとともに、親同士の交流や情報交換を通じて安心感を与える場にもなります。同時に、こどもにとっても、他者と接することを通じて社会性を育むことができる重要な機会です。今後も、未就園の親子が集まることのできる場づくりの充実を図ります。

主な関連事業等

	名称	概要	担当課
73	地域子育て支援拠点事業	<p>地域子育て支援センターにおいて、親子が気軽に集い、交流し、学び、親も子どもも共に成長していくことができる機会の充実を図ります。子育ての不安感等を軽減し、仲間づくりを支援します。</p> <p>また、関係機関や子育て支援団体などとの連携を図り、地域全体で子どもと親の育ちを支援していきます。</p> <p>子育てに関する情報は、子育て応援アプリなど様々な媒体を通じて迅速にわかりやすく提供します。また、誰でも気軽に相談でき、育児に関する適切な情報が入手できるように相談体制の充実を図ります。</p>	幼児教育課
74	保育所等における子育て支援	<p>保育施設の園庭開放を充実し、地域との交流を推進します。</p>	幼児教育課
75	新 こども誰でも通園制度	<p>3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とした通園制度により、保護者の負担軽減を図るとともに、こどもが家庭とは異なる環境や家族以外の人と関わる機会をつくることで、こどもの成長を促します。</p>	幼児教育課



施策目標3-3 安全・安心の生活環境を整備する

施策の方向性

- こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を通じて、こどもの居場所づくりや親同士・地域住民との交流を生み出す環境づくり等を進めます。

主な関連事業等

	名称	概要	担当課
76	こどもまんなか公園づくり	こどもの遊び場、親・地域住民との交流機会の創出のため、子育て世代のニーズに応じた公園の整備、適切な保安全管理、公園使用のルールの見直し等を進めます。	都市開発課 都市管理課 穂積駅圏域拠点整備課
77	瑞穂市通学路安全推進事業 (交通安全プログラム)	市内の小中学校の通学路における危険箇所について、教育委員会、警察、道路管理者などが連携して通学路の安全確保に向けた取り組みを行います。計画的かつ継続的に通学路の交通安全対策を実施し、児童生徒が安心して通学できる環境の確保を目指します。	学校教育課
78	通学路等の安全確保	通学路等において、カラー舗装や防護柵等の物理的デバイスの設置等を推進し、こどもの安全な通行を確保するための整備を進めます。	都市開発課 都市管理課 穂積駅圏域拠点整備課
79	交通安全教室	市内の保育所において、定期的に通学指導員による交通安全教室を実施し幼児期から楽しく交通ルールを学ぶことで交通事故の防止に努めます。 登所、降所指導を通して親子でチャイルドシートの着用や横断歩道の安全な渡り方等の啓発を促進します。	市民協働安全課
80	公共公益施設等のバリアフリー化	公園や道路、駅前広場等において、子育て世帯等の意見を参考に、歩きやすい歩行空間や段差の解消、妊婦や子育て世帯にやさしいバリアフリートイレの整備などバリアフリー化を進めます。	都市開発課 都市管理課 穂積駅圏域拠点整備課

	名称	概要	担当課
81	まちなか防犯システム整備	駅や主要な公共施設を中心に防犯灯や防犯カメラの設置を推進し、地域全体で見守り体制のあり方について検討を行い、ICT技術を駆使した取り組みを行うことで、子どもや親が安心して暮らせる環境づくりを進めます。	市民協働安全課 都市開発課 都市管理課 穂積駅圏域拠点整備課 教育委員会



基本目標4 すべての子ども・若者の立場に立った支援



基本目標の概要

子ども・若者は、市の未来を担うかけがえのない存在であり、個々として尊重し、その権利を保障し、現在、将来へ最善の利益を図る必要があります。そのため、自らのことについての意見を形成して表明し、社会に参画できるよう環境づくりを進めていきます。

また、子ども・若者とその家庭が、様々な困難な状況に置かれても、必要な支援が受けられ、安心して暮らせる社会を実現していきます。

施策目標4-1 子ども・若者の権利を守る

施策の方向性

- 子ども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容を理解し、自らが権利の主体であることを認識できるよう周知・啓発します。
- 子どもまんなか社会の実現に向けて、子ども・若者の最善の利益を図ることを第一に考え、子ども・若者を応援する社会機運の醸成を図ります。
- 自らのことについて意見を形成して表明し、社会に参画できるよう、意見を表明しやすい場や環境づくりを行います。
- お互いの人権を尊重する意識を高めることができるよう、人権教育を充実させます。また、本来大人が担う家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者、いわゆるヤングケアラーの問題については、本人や家族に自覚がないことも多いため、問題を認識できるよう啓発するとともに、早期発見や適切な支援に取り組みます。

主な関連事業等

	名称	概要	担当課
82	新 スクールミーティング	市内の全小中学校を訪問し、子どもたちの市に対する要望について、意見交換を行い今後の施策に反映させていきます。	総合政策課 学校教育課
83	新 子ども・若者意見表明推進事業	子どもから若者まで、オンラインフォームを使い意見が届く仕組みを構築し、今後の施策に反映させ、社会に参加する取り組みを進めます。また、フリースペース等へご意見板の設置を進めます。	子ども支援課

	名称	概要	担当課
84	⑨ こどもまんなか社会に向けた情報発信	こどもまんなか社会の実現に向けて、こども・若者の最善の利益を図ることを第一に考え、こども・若者を応援する社会機運の醸成を図るため、市民への情報発信活動や意識啓発を行います。	子ども支援課
85	⑨ こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容の周知・啓発	こどもたちに対して自らが権利の主体であることを周知・啓発し認識を深めます。また、市民に対して、こどもの権利に関する啓発活動を行い、理解を深めます。	子ども支援課
86	選挙への参加意識の向上	小・中・高校生を対象とした選挙啓発ポスターの募集や、出前講座等の実施を通じて、こども・若者の選挙への関心を高め、投票行動に結びつくように意識向上を図ります。	選挙管理委員会事務局 (総務課)
87	人権啓発の充実	人権擁護委員などによるこどもの人権教室を行うとともに、ヤングケアラーや児童虐待など、こどもの人権問題に対する理解に向けた啓発に取り組めます。	地域福祉高齢課

施策目標4-2 困難な状況を抱えるこども・家庭を支援する

施策の方向性

- こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、経済的支援や必要な環境整備、教育の機会均等を図るとともに、全てのこどもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指します。
- こどもが心身ともに健やかに育成されるよう「こども家庭センター」を設置し、関係機関と連携しながら、必要な支援を行っていきます。
- 虐待、いじめ、不登校、障がい・医療的ケアなどの困難な状況にあるこどもを誰一人取り残さず、きめ細かな支援を行います。

主な関連事業等

	名称	概要	担当課
88	利用者支援事業 (こども家庭センター型) (10再掲)	妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、すべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応します。また関係機関と支援内容を共有し、効果的な支援を実施します。	子ども支援課
89	要保護児童及びDV対策地域協議会の設置	要保護児童の適切な保護、配偶者等からの暴力を受けた者の適切な保護を図るとともに、地域の関係機関が情報を共有し、連携・協力して支援します。	子ども支援課
90	瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会の設置	いじめの未然防止等の対策を推進するため、市内のいじめ問題の状況や各学校の未然防止の実践の進捗状況等について関係機関が情報を共有し、連携・協力して対応します。	子ども支援課 学校教育課
91	子どもいじめ相談ポストの設置	市内6か所にいじめポストを設置し、広くこどものいじめに関する情報の提供を受け、いじめの解決に努めます。また、いじめのない明るいまちづくりを推進します。	総務課
92	DV被害者の支援	DV(配偶者等からの暴力)被害者を保護し、生活基盤を整えるための支援をします。	子ども支援課
93	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	ひとり親家庭の医療費公費負担、児童扶養手当の支給などによりひとり親家庭の経済的負担の軽減を図り、こどもの成長を支援します。	子ども支援課
94	ひとり親家庭への就労支援	ひとり親家庭のために就労支援員及び母子・父子自立支援員による就労支援や、経済的自立に効果的な資格を取得するために就学する場合の高等職業訓練促進給付金等の支給を継続実施します。	子ども支援課
95	子育て世帯訪問支援事業 (12再掲)	家事・子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事・子育て支援を行い虐待リスクの高まりを未然に防ぎます。	子ども支援課

	名称	概要	担当課
96	新 親子関係形成支援事業	支援が必要な保護者やこどもを対象に、親子間の適切な関係の構築ができるようグループワーク等を実施し支援を行う事業の実施に向けて検討を進めます。	子ども支援課
97	新 児童育成支援拠点事業	養育環境等課題を抱えるこどもに対して安全な居場所を提供し、基本的な生活習慣、食事の提供、学習のサポートを行います。保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を含めた実施に向けて検討を進めます。	子ども支援課
98	学習支援事業 (46再掲)	不登校などの理由により居場所が必要なこどもに対して、無償の学習機会の確保や居場所を提供します。	福祉生活課 (社会福祉協議会)
		ひとり親家庭のこどもの生活・学習支援を週1回行い、進路や勉強に対する相談を受け、学習機会の提供、生活習慣の習得支援等を行います。	子ども支援課
99	子ども食堂の運営支援 (47再掲)	子ども食堂又は子ども宅食の新設や運営等に必要経費の一部を支援します。	福祉生活課
100	福祉総合相談センター	各種相談事業、貸付事業、日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業、障がい者相談支援事業がひとつとなった、ワンストップ型の相談窓口を設け、福祉の様々な問題を抱える方の困りごとの解決に向けて、支援します。	福祉生活課 (社会福祉協議会)
101	就学援助	経済的な理由により、こどもを小中学校へ就学させることについてお困りの保護者の方に対して、学校での学習に必要な費用を援助します。	学校教育課



	名称	概要	担当課
102	瑞穂市適応指導教室 「アジサイスクール」 (50再掲)	登校することに不安を感じ困っている児童生徒に対し、様々な支援（集団生活になじんだり、気持ちを安定させたりすること、基礎的な学力を補充すること、基本的な生活習慣を整えることなど）を継続し、社会的自立を目指して取り組んでいます。また、通っている児童生徒やその保護者と定期的に懇談を行っています。	学校教育課
103	⑨自分に合った過ごし方ができる居場所 「アジサイほっとステーション」 (51再掲)	登校に不安を感じている児童生徒が、自分のペースで、自分が行いたい活動に取り組める居場所です。教育相談員と一緒に活動し、相談を行います。ココロかさなるCCNセンター（総合センター）で実施できるよう整備します。	学校教育課
104	⑨仮想空間による不登校支援 「アジサイメタプレイス」 (52再掲)	登校や人とのコミュニケーションに不安を感じている児童生徒が、タブレットを使って「仮想空間（メタバース）」上でやり取りを行い、家族以外の人とのつながりをもつ機会を生み出します。教育相談員等がチャットを通じて会話や相談を行います。	学校教育課
105	教育相談 (学校生活等) (53再掲)	登校や集団生活等に不安や悩みをもつ児童生徒やその保護者の教育相談を行います。教育相談員が月～金曜日の午前10時～午後3時まで子育てや不登校、社会的自立に向けた相談を受け付けています。	学校教育課
106	特別支援教育推進事業	個別の教育的ニーズのあるこどもが、自立と社会参加を見据えて、多様な学びの場で個に応じた適切な支援が受けられるよう、関係機関と連携し特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課
107	外国人児童生徒支援事業	日本語指導が必要なこどもが、学校生活に適応し、学級の仲間と互いに認め合って生活し、授業に参加することができるよう、日本語指導員等が初期指導教室、日本語指導教室においてサポートします。	学校教育課

	名称	概要	担当課
108	障がいのある子ども・若者の経済的負担の軽減	福祉医療費助成（重度心身障害者）や重度心身障害児福祉金の支給により、福祉の増進を図り、こどもの育ちを支援します。	福祉生活課
109	難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中等度の難聴児（18歳未満）の保護者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部をして、難聴児の聴力の向上、言語の習得及びコミュニケーション能力の向上等を図ります。	福祉生活課

基本目標5 若い世代の生活基盤安定のための支援



基本目標の概要

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、若い世代に特定の価値観を押し付けることがあってはならず、多様な選択を尊重することが大切です。その上で、自らの主体的な選択により、結婚し、出産や子どもを育てたいと望む場合にそれぞれの希望に応じて社会全体で支えていく必要があります。

若い世代が自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持てることが重要です。そのため、経済的基盤の確保に向けての支援や仕事と子育ての両立を支援する環境づくりを進めていきます。

施策目標5-1 結婚・子育てを支援する

施策の方向性

- 主体的な選択により結婚や出産・子育てを望む若者を、社会全体で支えていくことが必要とされています。若者の未婚率の上昇や初婚年齢の上昇の背景には、若者の低い所得、不安定な雇用環境に加え、出会いの場の減少などがあるとされています。現状を踏まえた上で、若者の希望に応じた支援ができるよう努めていきます。

主な関連事業等

	名称	概要	担当課
110	瑞穂市結婚新生活支援事業	瑞穂市で新生活を開始する新婚夫婦を対象に、婚姻に伴う住宅取得費用やリフォーム費用、引越費用を補助します。	総合政策課
111	ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク（おみサポ・ぎふ）	県内市町村が運営する結婚相談所等をネットワーク化し、広域でのマッチングをサポートする岐阜県運営のシステムに参画し、会員登録受付を行いサポートします。	総合政策課

施策目標5－2 仕事と子育ての両立と経済基盤安定を支援する

施策の方向性

- 子育て世代の仕事と子育ての両立を支援するため、必要とされる量の教育・保育実施体制を確保するとともに、ニーズに応じた多様な子育て支援サービスの充実を図ります。
- 共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、仕事と生活の両立支援のため、共働き・共育てを推進します。
- 子育て世代の経済基盤の安定を図るため各種手当の支給や助成を行うことにより、妊娠・出産や子育てに伴う経済的な不安の軽減を図ります。

主な関連事業等

	名称	概要	担当課
112	利用者支援事業 (基本型・特定型)	<p>こども及び保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。また、外国籍の児童へ向けた、外国語による情報提供や相談体制の充実、日本語支援等の充実を図ります。</p> <p>支援の実施にあたっては、子育て家庭の個別ニーズを把握し、関係機関と連携して教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の情報を集約し、提供します。</p> <p>また、職員研修により、支援者の育成と資質向上に努めます。</p>	学校教育課 幼児教育課
113	多子世帯の保育所保育料等の軽減	<p>同一世帯に2人以上の小学校就学前児童がいる世帯を対象に、保育料及び副食費の軽減を実施し、多子世帯の子育てを支援します。</p>	幼児教育課
		<p>岐阜県第3子以降保育料等無償化事業費補助金を活用して、第3子以降の児童に係る保育料および副食費を無償化し、多子世帯の子育てを支援します。</p>	幼児教育課

	名称	概要	担当課
114	待機児童の解消	就労形態の多様化などに伴う多種多様な保育ニーズに対応し、認定こども園や地域型保育事業の誘致や保育所定員の適正化や保育士の確保を図るなど待機児童の解消を図ります。全国的に教育・保育に携わる人材が不足する中、保育士の配置基準の見直しや新たな給付制度（誰でも通園制度）の創設により、ますます人材の確保が課題となってきています。引き続き、処遇改善や新規資格取得者の確保、就労継続や再就職支援等を行うとともに、保育業務のICTサービスの活用による負担軽減を図り、こどもと向き合う時間を増やすことで、保育士から選ばれる働きがいのある職場環境を創出します。	幼児教育課
115	延長保育	保護者の就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、開所時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。今後は、現在の提供体制を維持しながら、ニーズに対応できるように努めます。	幼児教育課
116	保育所一時預かり事業	保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を行うことが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。	幼児教育課
117	病児・病後児保育	保護者の就労等のため、病気のこどもの家庭での保育ができない場合で、当面の症状の急変が認められないとき、病児・病後児保育室でこどもを預かります。市内での事業実施に向けて取り組みを進めます。	子ども支援課
118	多子世帯の病児・病後児保育料の軽減	3人以上の児童を養育している多子世帯に対し、病児・病後児保育を利用する場合の利用料を補助し、多子世帯の経済的支援の充実を目指します。	子ども支援課

	名称	概要	担当課
119	仕事と生活の調和の実現を目指した環境づくり	仕事と生活の両立に向けた働き方の見直しを進めるため、幅広く意識の啓発を図ります。 企業等に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する先進的な取り組み事例や必要性等に関する情報提供と理解普及に努めます。 育児・介護休暇を取得しやすい職場環境づくりの整備促進について情報提供に努めます。	総合政策課 商工農政観光課
120	妊婦のための支援給付金 (7再掲)	妊娠期から子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実させるとともに経済的な支援を一体として実施します。	子ども支援課
121	新子連れ出勤制度の推進	子育て世代の職員が安心して仕事ができるように、こどもを急に預けられなくなった場合など、こどもと一緒に出勤し、勤務できる制度を市でも整備し、働きやすい職場環境を目指します。この制度を市内企業にもPRし、仕事と子育ての両立を推進します。	総務課

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(第3期 瑞穂市子ども・子育て支援事業計画)

1 教育・保育提供区域の設定

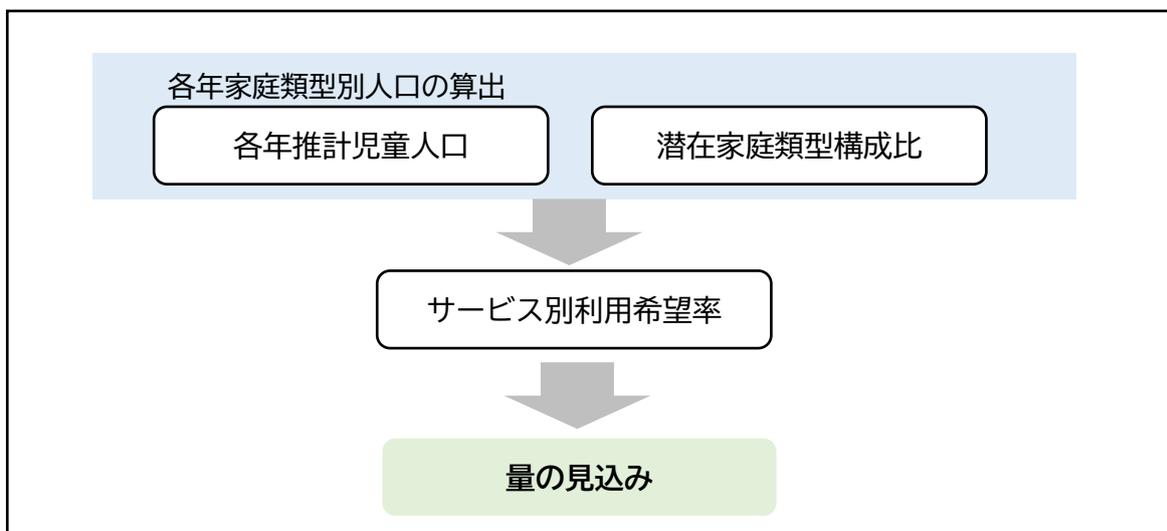
子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

子どもやその保護者が地域で安心して暮らせるための基盤として、教育・保育施設だけでなく、他の公共施設や交通網、地域の人的ネットワークも勘案して教育・保育提供区域を定める必要があります。教育・保育提供区域として、市全域を細かい範囲で設定すると、区域を超えた利用も多くある現状から、現在の利用実態や施設運営の状況と乖離した計画となる恐れがあります。一方で、教育・保育提供区域は、量の見込みの算出や確保体制の検討のほか、需給調整の判断基準となる基本単位となるものですが、利用者が居住地の区域を越えて教育・保育サービス等を利用することを妨げるものではありません。より身近なところで、教育・保育が受けられる環境づくりを進めていくために、本計画においては、利用者視点、事業者視点の両視点に立ち、既存の施設利用環境をできる限り維持しながら体制づくりを進めていくため、市全域を一つの単位とします。

2 量の見込みの考え方

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、令和7年度を初年度とする5年間の、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。本市においても、令和6年2月に実施したニーズ調査の結果を基に、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定しています。

■量の見込みの算出の基本手順



※表の記載例

【今後の方向性】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						
確保方策	提供量					
	実施箇所数					
過不足 (確保方策-量の見込み)						

ニーズ量
(利用希望者の量)

提供可能な量
(定員、実施箇所数等)

過不足
確保方策 — 量の見込み
「△」は不足している値

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

幼稚園、保育所

【事業内容】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の成長を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

【現状】

本市では、令和6年3月時点で保育所が9か所（公立8か所、私立1か所）、幼稚園が1か所（公立）、認定こども園が2か所（私立）、小規模保育施設が5か所（私立）あり、それぞれの施設が本市の就学前のこどもたちの健やかな成長を支えています。

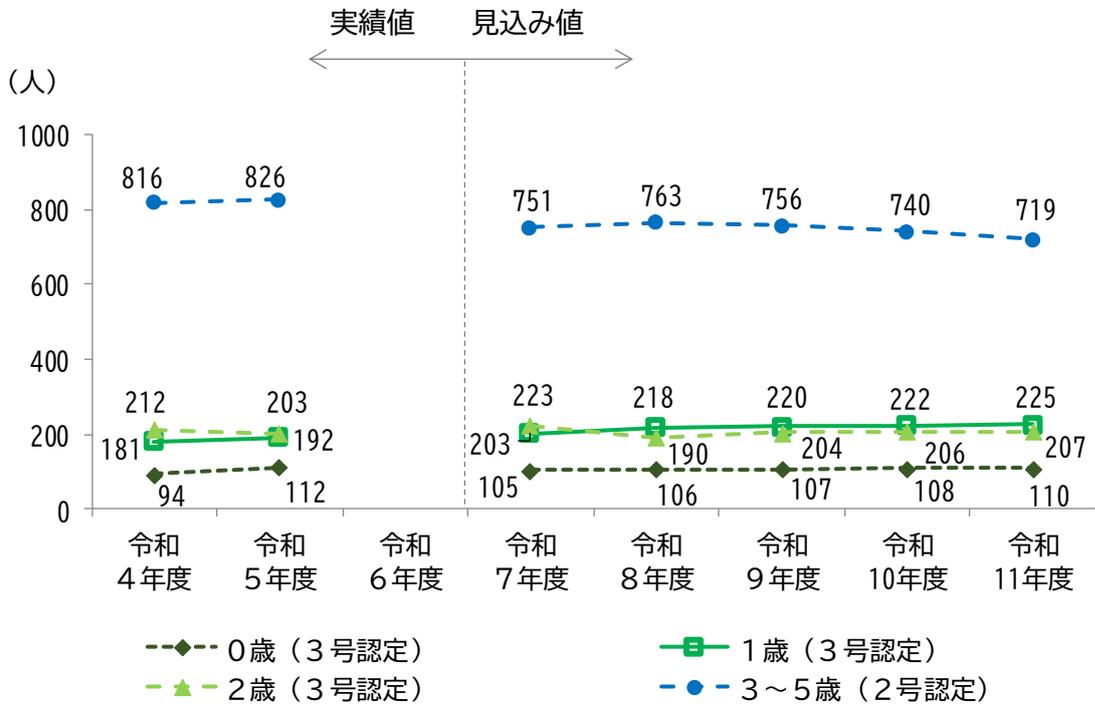
教育・保育の現状

■施設毎現在の利用状況（令和6年4月1日現在の利用人数）

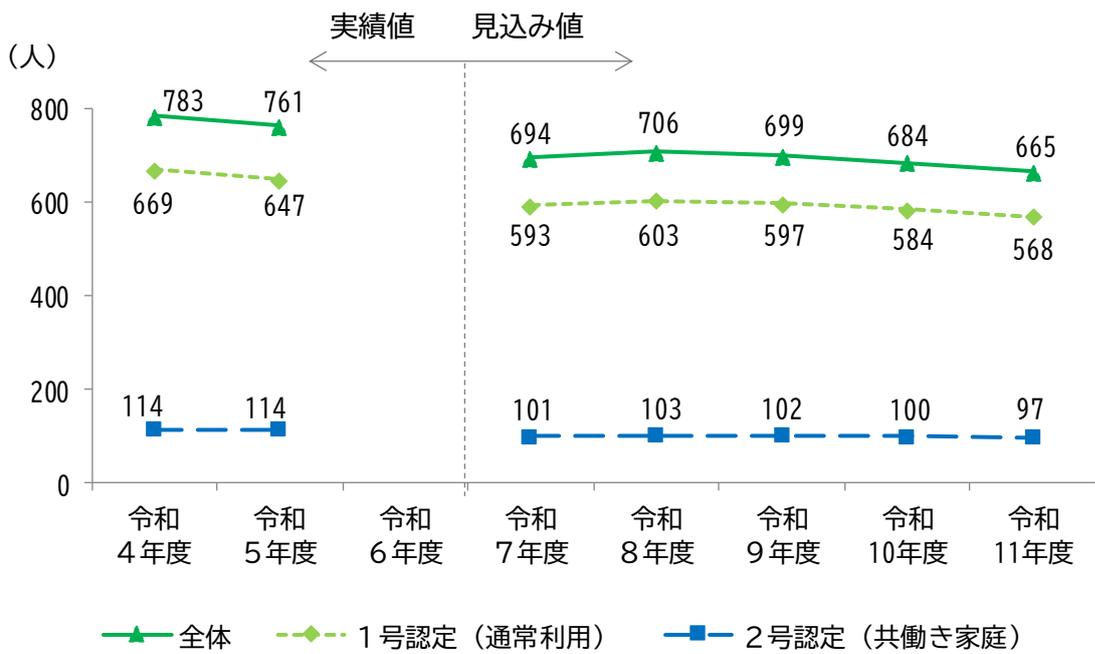
認定区分 年次	1号		2号		3号	
	3～5歳		0歳		1・2歳	
	教育の利用 希望	教育の利用 希望が強い	保育が必要			
幼稚園	156人					
認定こども園 (幼稚園部分)	28人					
認定こども園 (保育園部分)			119人	11人	56人	
保育所			812人	12人	276人	
施設定員	342人		1,545人			

【二歳量の実績と見込み】

保育所



幼稚園



【今後の方向性】

保育所については、3歳未満児で待機児童が発生しており、公私連携型による民間保育施設の誘致を積極的に実施するとともに、特に3歳未満児の保育ニーズの増加に対応するため、地域型保育施設による定員の確保を実施し、計画期間において待機児童を解消していくよう努めていきます。

また、幼稚園については、多くの児童が市外の幼稚園に通っている現状があり、幼稚園利用のニーズに対応できるよう、市内幼稚園と認定こども園の適正な規模について検討を行い、定員の確保を進めていきます。

教育・保育の提供体制の確保の内容

【令和7年度】

認定区分		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み・確保方策							
量の見込み		593	101	751	105	203	223
確保方策	特定教育・保育施設	555		809	40	167	214
	確認を受けない幼稚園	335					
	地域型保育事業				26	28	34
	認可外保育施設			3	16	33	32
	計	890		812	82	228	280
過不足		196		61	△23	25	57

【令和8年度】

認定区分		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み・確保方策							
量の見込み		603	103	763	106	218	190
確保方策	特定教育・保育施設	555		769	42	169	213
	確認を受けない幼稚園	343					
	地域型保育事業				31	35	41
	認可外保育施設			3	16	33	32
	計	898		772	89	237	286
過不足		192		9	△17	19	96

【令和9年度】

認定区分		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み・確保方策							
量の見込み		597	102	756	107	220	204
確保方策	特定教育・保育施設	620		754	52	177	221
	確認を受けない幼稚園	339					
	地域型保育事業				31	35	41
	認可外保育施設			3	16	33	32
	計	959		757	99	245	294
過不足		260		1	△8	25	90

【令和10年度】

認定区分		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み・確保方策							
量の見込み		584	100	740	108	222	206
確保方策	特定教育・保育施設	620		739	55	175	222
	確認を受けない幼稚園	330					
	地域型保育事業				36	42	48
	認可外保育施設			3	16	33	32
	計	950		742	107	250	302
過不足		266		2	△1	28	96

【令和11年度】

認定区分		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み・確保方策							
量の見込み		568	97	719	110	225	207
確保方策	特定教育・保育施設	620		734	58	180	222
	確認を受けない幼稚園	322					
	地域型保育事業				36	42	48
	認可外保育施設			3	16	33	32
	計	942		737	110	255	302
過不足		277		18	0	30	95

【3号保育利用率の目標値】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
満3歳未満児童数	1,514	1,473	1,515	1,530	1,551
3号認定こどもの 利用定員数	590	612	638	659	667
保育利用率	39.0%	41.5%	42.1%	43.1%	43.0%

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業

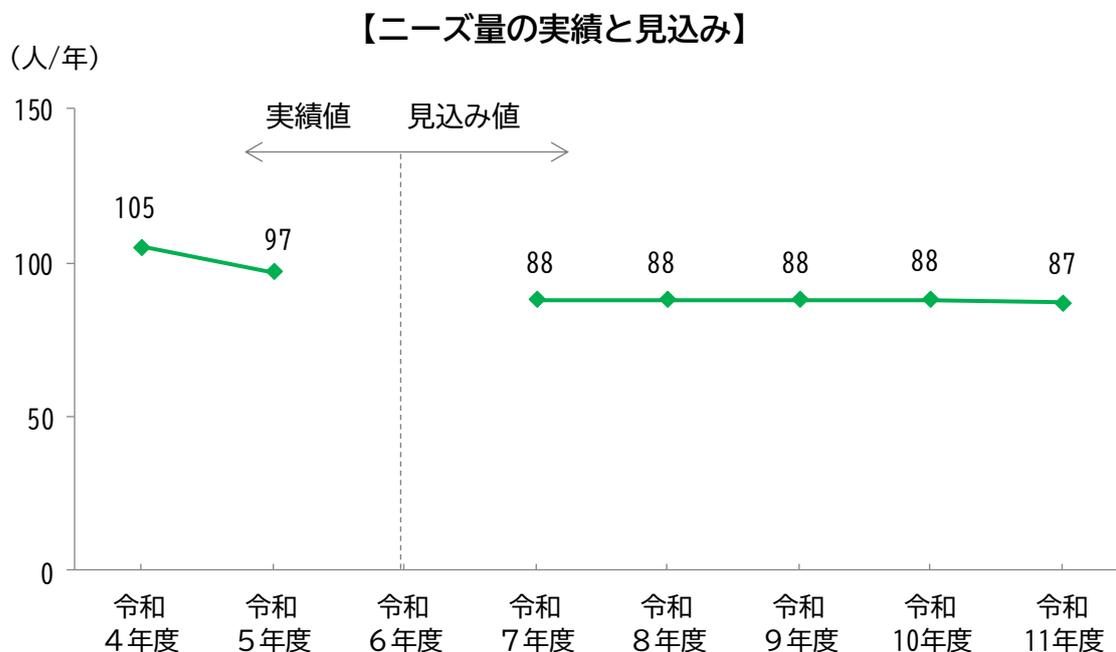
【事業内容】

保育認定を受けたこどもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【現状】

利用者のニーズに応じ市内10か所の施設で、通常の保育時間を超え、延長して保育を実施しています。保育ニーズは増加していますが、育児短時間勤務制度の普及などにより、時間外保育事業の利用については横ばいの状況となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	97人	88人	105人	97人	—
実施か所	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所



【今後の方向性】

引き続き一定数の利用ニーズは見込まれるため、民間施設と連携を図りながら、現在の提供体制を維持します。円滑な事業継続のため、保育士等人材の確保に努めます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		88人	88人	88人	88人	87人
確保 方策	提供量	88人	88人	88人	88人	87人
	実施 か所数	10か所	10か所	11か所	11か所	11か所
過不足 (確保方策-量の見込み)		0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

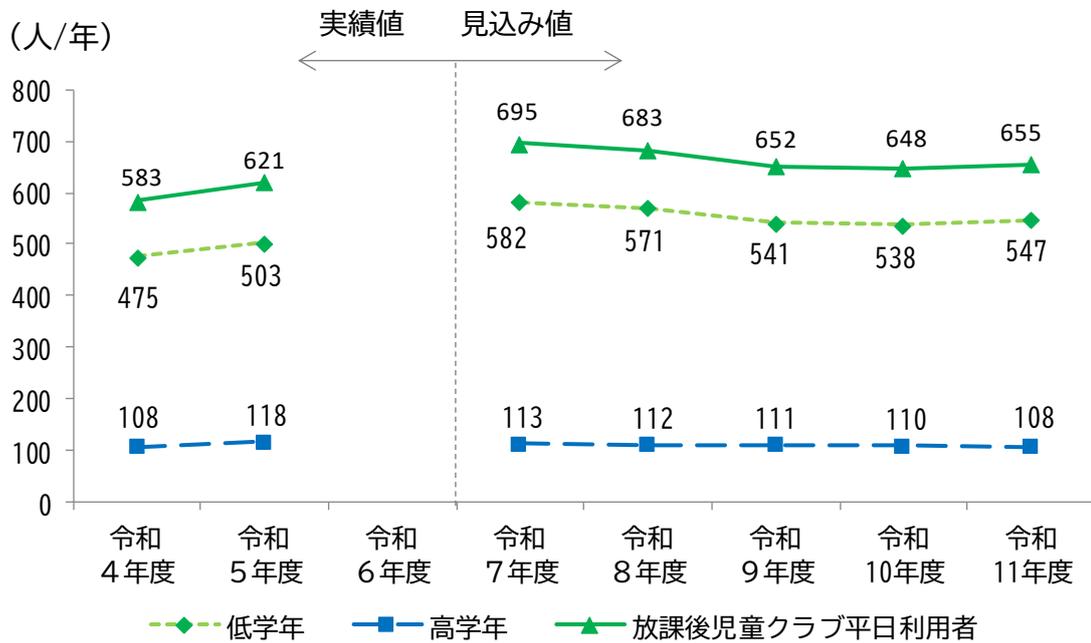
保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休業日にも実施します。

【現状】

市内の小学校に通う1～6年生の児童を対象に実施しています。利用者数は年々増加傾向にあり、増加する需要に対し実施可能な施設の確保や、必要な職員数の確保が難しく、利用希望者全員を受け入れられないという課題があります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	171人	541人	583人	621人	—

【ニーズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

人口の増加及び共働き世帯の増加により、需要が伸びている現状があります。民間クラブも活用しながら、受け皿の確保、人材の確保に努めます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	1年生	233人	229人	217人	216人	219人
	2年生	208人	204人	193人	192人	195人
	3年生	141人	138人	131人	130人	133人
	4年生	74人	73人	72人	72人	70人
	5年生	37人	37人	37人	36人	36人
	6年生	2人	2人	2人	2人	2人
確保 方策	提供量	695人	683人	652人	648人	655人
	実施 か所数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
過不足 (確保方策-量の見込み)		0	0	0	0	0

(3) 放課後子ども教室事業

【事業内容】

保護者の就労等の有無に関わらず、小学校1年生から6年生までのすべての児童を対象とし、放課後に安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習や遊び、地域住民との交流活動等に取り組みます。

【現状】

放課後子ども教室は実施できていません。令和7年度に1校区開設に向け準備を進めています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学 校 数	7校	7校	7校	7校	7校
連 携 型	0校	0校	0校	0校	0校
開 設 割 合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【今後の方向性】

すべてのこどもの安全・安心な居場所の確保を図る観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進し、両事業の参加児童が交流できるよう、できる限り連携型の放課後子ども教室の設置を、各校区の状況により、順次進めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
学 校 数	7校	7校	7校	7校	7校
連 携 型	1校	1校	1校	1校	1校
開 設 割 合	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%

(4) 子育て短期支援事業

【事業内容】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等で必要な保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

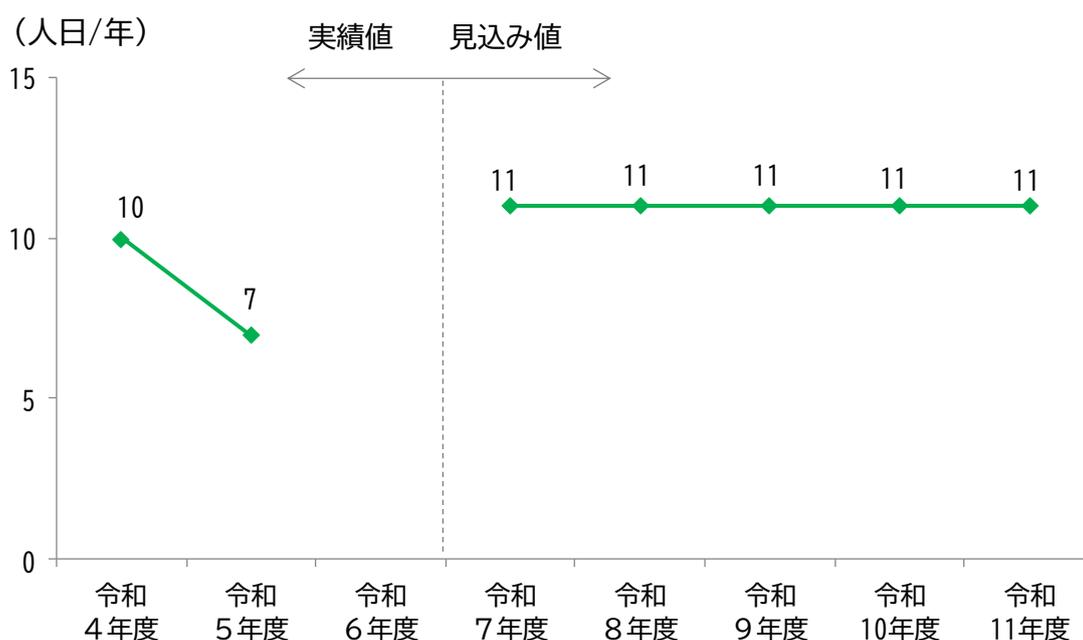
【現状】

核家族化等により、親族や地域から子育てに関する支援が受けられず、夫婦だけで子育てをしなければならない家庭が増加傾向にあり、本事業の利用者の増加に繋がっていると考えられます。また、虐待等要保護家庭の増加で、事業を委託している児童養護施設に入所する児童が増加しているため、本事業の対象児の受け入れが困難な場合があります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者	2人日	27人日	10人日	7人日	—
実施か所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

※人日：利用人数と利用日数を掛け合わせたもの

【ニーズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

必要な人が利用できるよう、実施施設と調整していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		11人日	11人日	11人日	11人日	11人日
確保 方策	提供量	11人日	11人日	11人日	11人日	11人日
	実施 か所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
過不足 (確保方策-量の見込み)		0	0	0	0	0

(5) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

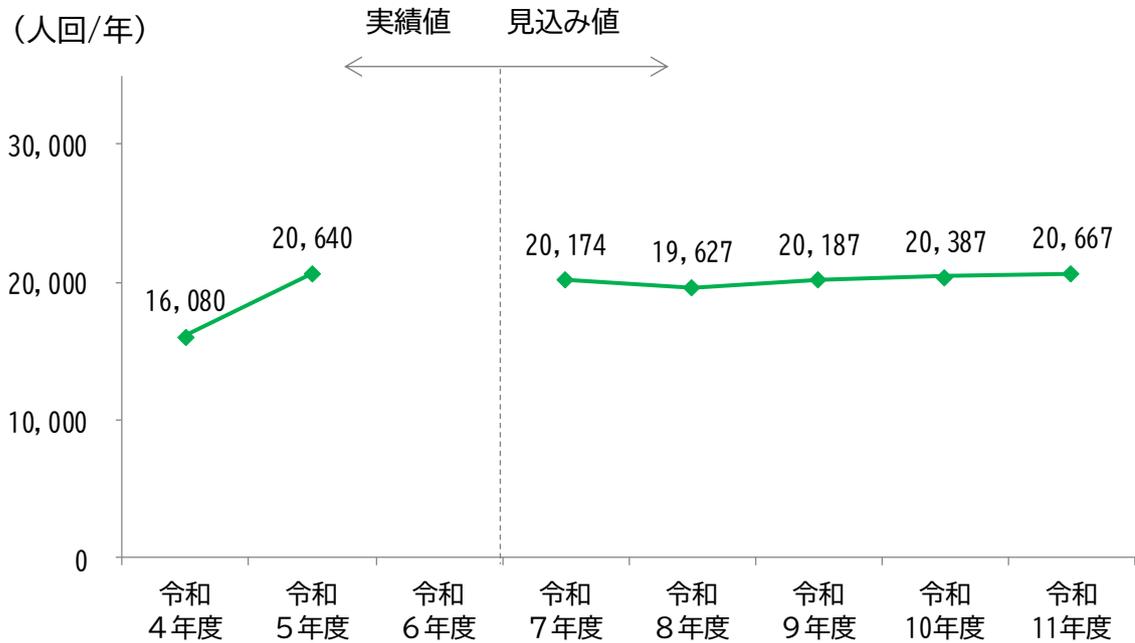
市内に5か所の施設（公立2か所、私立3か所）があり、日々の施設開放や様々な企画を催し、多数の利用者があります。月1回の子育てセミナーや季節感のある催しなど定員を超える応募があり好評を得ています。

保育士が常駐し「遊び相手」「話し相手」になっており、気軽に相談ができているなど信頼を得ています。

一方、支援センターを必要とする家庭への周知方法や、いかに地域密着で利用者の実態やニーズに沿った支援を行うかなどの課題があります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者	15,840人	15,120人	16,080人	20,640人	—
実施か所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

【ニーズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

親子ふれあい教室（対象：3～4か月児）や乳幼児の健診等にセンタースタッフが出向き、センターの紹介をするなど事業の周知に努めます。

また、地域ニーズを把握し、地域ボランティアの活用など事業の充実を図りながら、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで、より一層安心できる場となるよう努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20,174人	19,627人	20,187人	20,387人	20,667人
確保方策 (実施か所数)	5か所	5か所	6か所	6か所	6か所

(6) 一時預かり事業

ア 幼稚園型預かり保育

【事業内容】

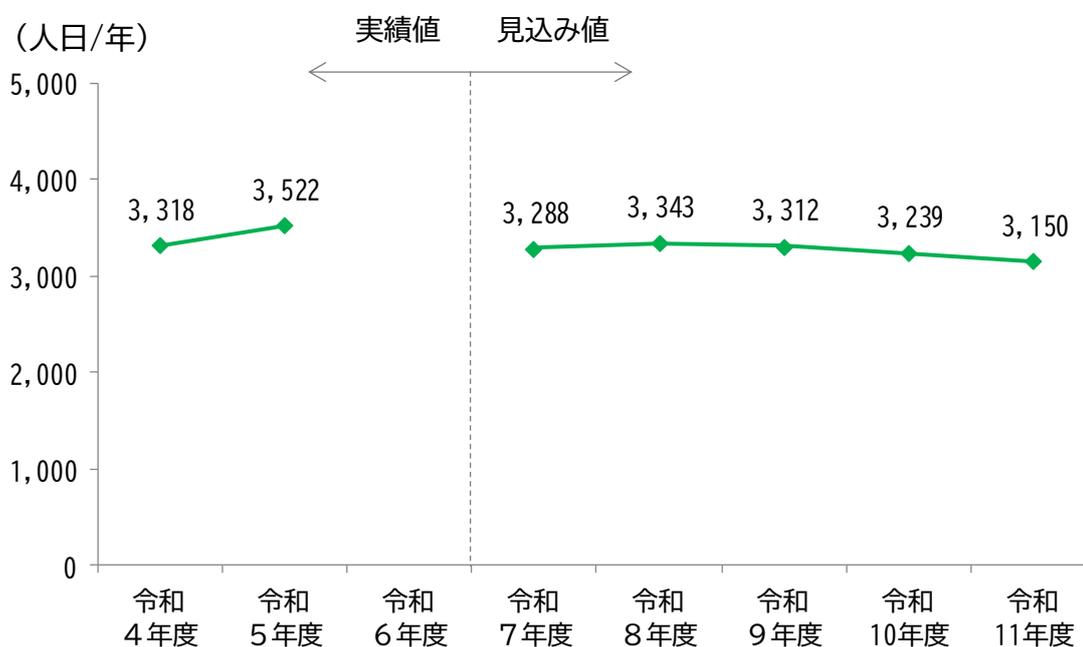
通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【現状】

市内に2か所（私立認定こども園2か所）の施設があります。
幼児教育を希望する保護者の就労継続を支援しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者	3,463人日	3,645人日	3,318人日	3,522人日	—
実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【ニーズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

認定こども園を利用する教育認定利用者の多様なニーズに応えることができるよう、引き続き提供体制を確保していきます。

■認定こども園における一時預かり

(年間)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み			3,288人日	3,343人日	3,312人日	3,239人日	3,150人日
確保 方策	一時 預かり	提供量	3,288人日	3,343人日	3,312人日	3,239人日	3,150人日
		実施 か所数	3か所	3か所	4か所	4か所	4か所
過不足 (確保方策-量の見込み)			0	0	0	0	0

イ 保育所等での一時預かり事業

【事業内容】

保育・教育施設を利用していない乳幼児について、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった場合（保護者の急病や入院など）に、保育施設で一時的に預かり保育を行う事業です。

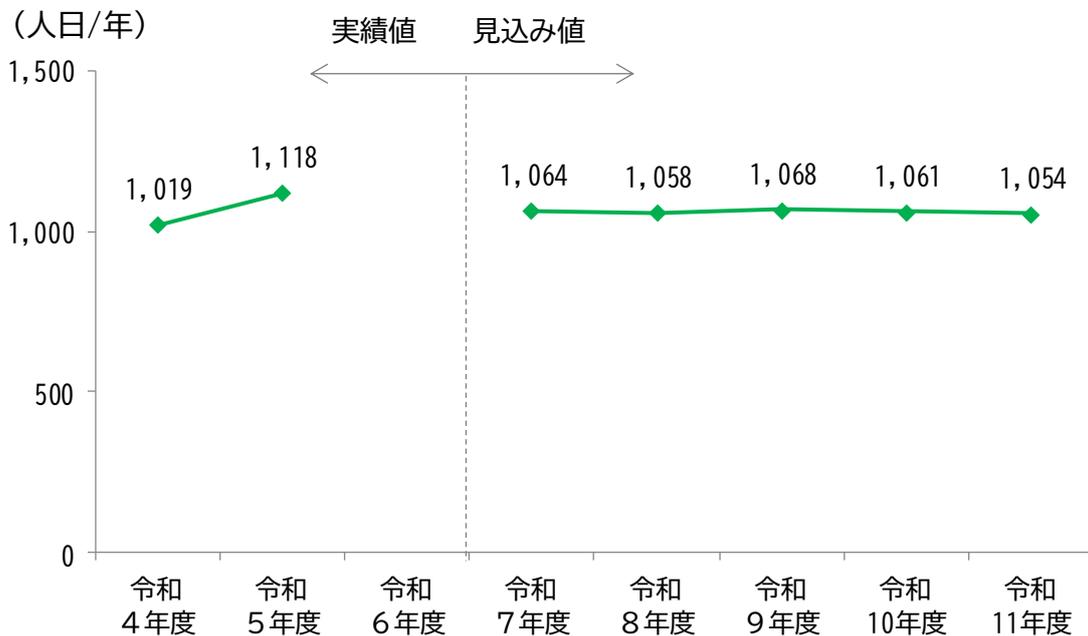
【現状】

市内に3か所（公立保育所1か所、私立認定こども園2か所）の施設があります。

令和6年度より、公立保育所3か所で実施していた事業を1か所に統合し、受入れ体制を拡充し、子育て世帯の支援に努めています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者	1,141人日	1,155人日	1,019人日	1,118人日	—
実施か所数	5か所	5か所	5か所	5か所	3か所

【ニーズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が実施されますが、リフレッシュ等私的理由による一時預かりのニーズは依然として高いと考えられ、引き続き事業の実施が必要です。また、保護者の傷病等による緊急的利用については柔軟な対応が求められます。そのため利用者のニーズに対応できるよう保育人材の確保等提供体制の充実に努めます。令和7年度に1施設増加の予定となっています。

■保育所等における一時預かり

(年間)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み			1,064人日	1,058人日	1,068人日	1,061人日	1,054人日
確保 方策	一時 預かり	提供量	1,064人日	1,058人日	1,068人日	1,061人日	1,054人日
		実施 か所数	4か所	4か所	5か所	5か所	5か所
過不足 (確保方策-量の見込み)			0	0	0	0	0

(7) 病児保育事業

【事業内容】

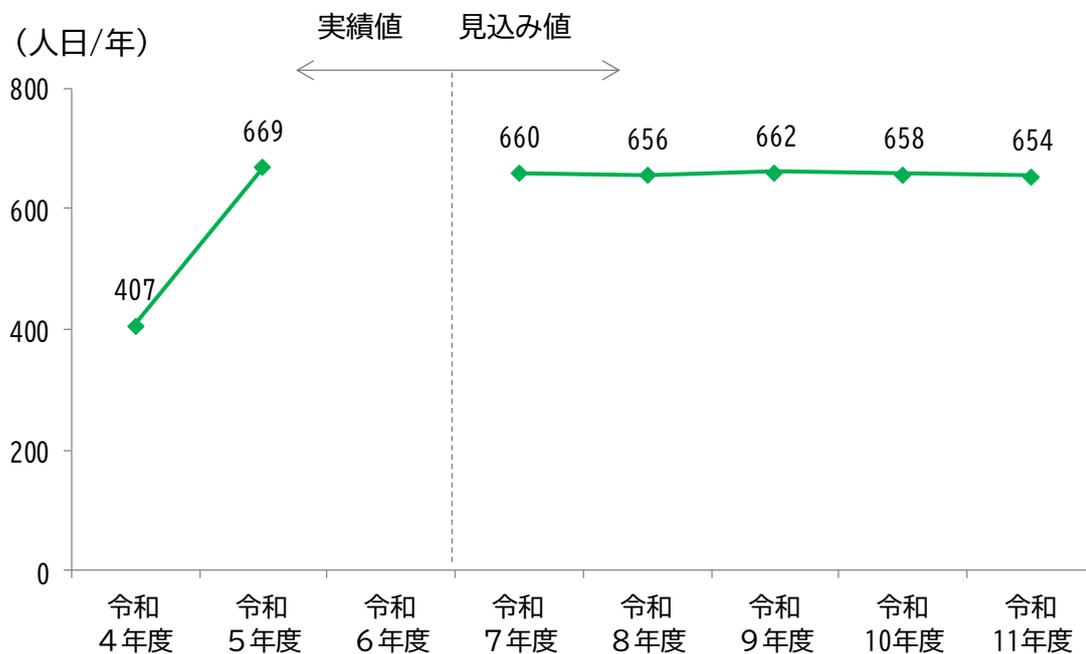
病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【現状】

市内に病児保育事業の実施事業所がなく、近隣市町との協定により広域利用を実施しており、7市町村13施設が利用可能となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者	97人日	286人日	407人日	669人日	—
市内実施 か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

【ニーズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

保育ニーズの増加に伴い、病児・病後児保育のニーズも今後ますます増加が見込まれます。引き続き保育施設の確保及び市事業としての創設に努めます。

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み			660 人日	656 人日	662 人日	658 人日	654 人日
確保 方策	病児 保育 事業	提 供 量	660 人日	656 人日	662 人日	658 人日	654 人日
		実 施 か 所 数	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		協 定 締 結 か 所 数	13 か所				
	ファミリー・ サポート・ センター	提 供 量	20 人				
		実 施 か 所 数	1 か所				
	過 不 足 (確保方策-量の見込み)			0	0	0	0

(8) ファミリー・サポート・センター

【事業内容】

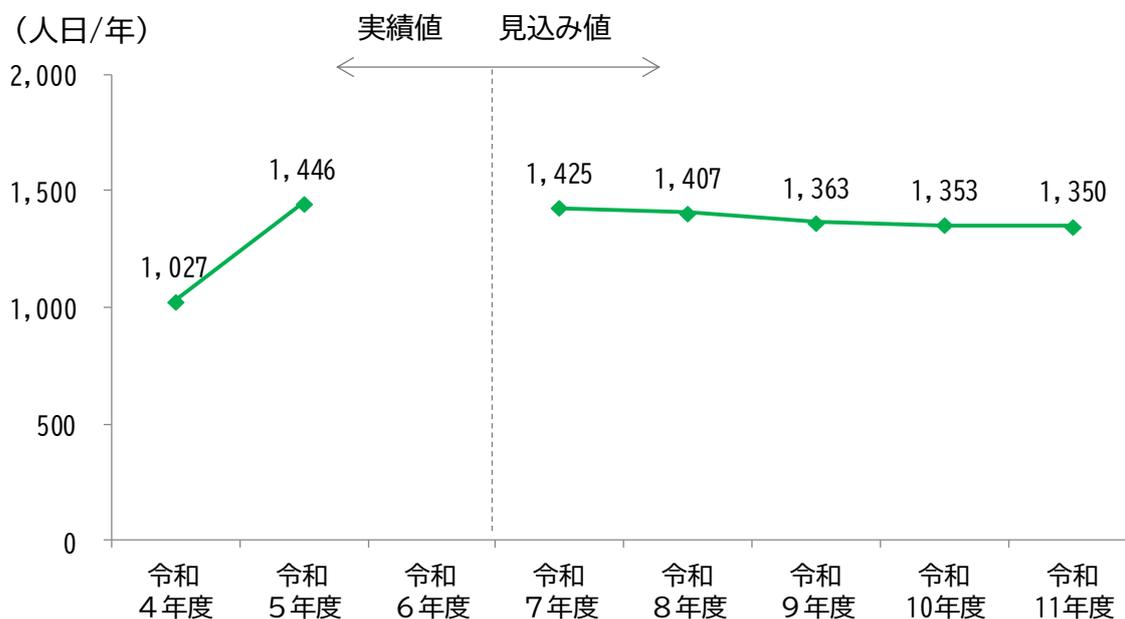
子育ての支援を受けたい人が利用会員、子育ての支援を行いたい人が提供会員となり、有償でこどもを自宅で預かる相互援助活動組織です。利用会員は概ね小学校6年生までのこどもを持つ保護者です。保育所の送迎や、放課後等のこどもの預かりを行います。

【現状】

瑞穂市及び本巣市に在住・在勤のかたを利用会員とし、NPO 法人キッズスクエア瑞穂に業務を委託して実施しています。利用希望者に対して提供会員数が少ない現状があるため、さらに事業の周知を行い、支援を受けたい人に届きやすい環境の整備が課題となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供会員	183人	176人	182人	184人	—
利用会員	672人	638人	629人	640人	—
両方会員	11人	10人	10人	11人	—
延べ利用者	656人日	778人日	1,027人日	1,446人日	—

【ニーズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

提供会員の増員・育成を図り、利用者のニーズに適宜対応していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み		1,425 人日	1,407 人日	1,363 人日	1,353 人日	1,350 人日
	うち就学前	1,283 人日	1,267 人日	1,227 人日	1,218 人日	1,215 人日
	うち低学年	135 人日	133 人日	129 人日	128 人日	128 人日
	うち高学年	7 人日				
確 保 方 策	提 供 量	1,425 人日	1,407 人日	1,363 人日	1,353 人日	1,350 人日
	実 施 場 所 数	1 か所				
過 不 足 (確保方策-量の見込み)		0	0	0	0	0

(9) 利用者支援事業

【事業内容】

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、又は妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

①基本型

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。

②特定型

市の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援を行います。

③こども家庭センター型

妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。

【現状】

令和3年度からは子ども支援課において「母子保健型」として保健師と助産師を配置して、妊産婦、子育て世帯、こども（18歳未満）に対し、安心して妊娠出産・子育てができるよう、切れ目のない相談支援を行っています。なお、令和6年度より「母子保健型」は「こども家庭センター型」に統合されました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	-
基本型	-	-	-	-	-
特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
こども家庭センター型	-	-	-	-	1か所

【今後の方向性】

令和6年度に「こども家庭センター型」を開設したため、引き続き個別のニーズを把握して伴走型相談支援を実施し、周知及び連携の強化に努めます。

子育て支援員基本研修及び専門研修を修了した職員の配置に努め、子育て家庭の支援を実施します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
確保 方策	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(10) 妊婦健康診査

【事業内容】

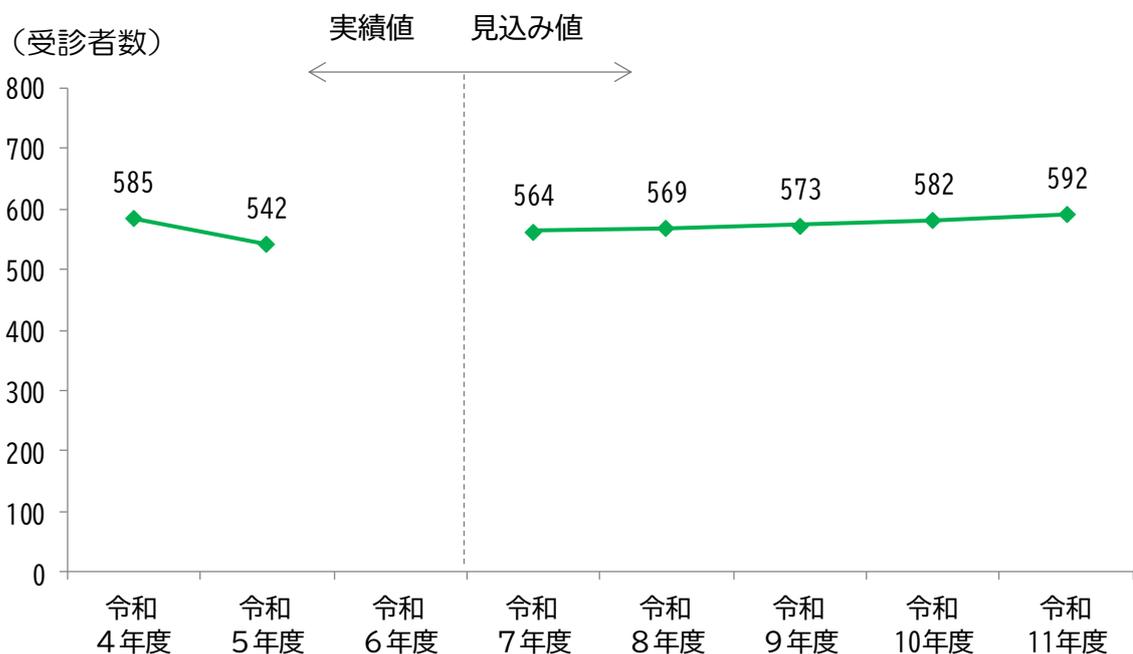
母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

一人の妊婦に対して14枚の妊婦健康診査受診票を発行しており、県内の医療機関に委託しています。県外の医療機関・助産所での受診に対しても、助成金対応し、安心して出産ができる体制をとっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
健康診査数	595人	644人	585人	542人	-

【ニーズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を進め、母子ともに安心安全な出産ができる体制確保を継続していくように努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	564人	569人	573人	582人	592人
確保方策 (実施体制)	実施場所：全国医療機関及び助産所 実施体制：委託、償還払い 健診時期：妊娠期間 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目 (基本健康診査・初回血液検査・子宮頸がん検査・超音波検査・クラミジア抗原検査・貧血検査・血糖検査。GBS検査(B群溶血性連鎖球菌検査))				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

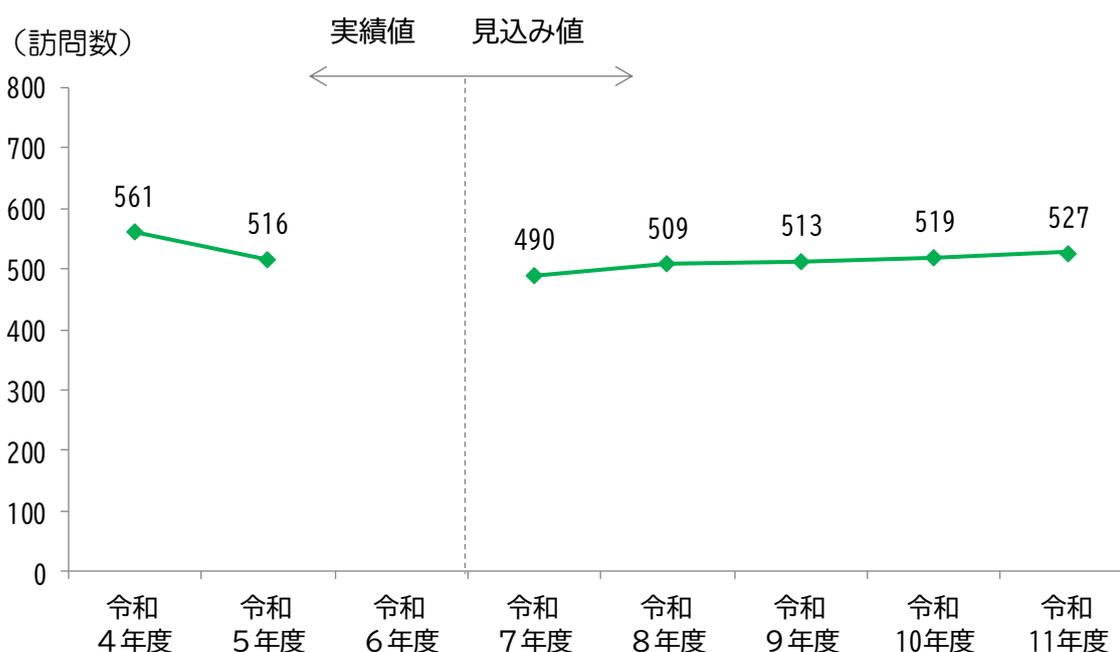
生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

標準的には、生後2か月～3か月児を訪問時期とし、出生面談で把握した情報・状況等、支援の必要性に応じて早期に訪問しています。訪問者は主に助産師ですが、必要に応じて保健師も同行訪問し状況の把握を行っています。長期の里帰りについては、里帰り先に訪問依頼を出しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出生数	538人	495人	569人	530人	-
訪問数	482人	538人	561人	516人	-

【ニーズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

今後においても専門職による家庭訪問によって、全乳児及び保護者の心身の状態を把握し、各関係機関と連携しサービスを提供していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	490人	509人	513人	519人	527人
確保方策 (実施体制)	実施体制：岐阜県助産師会に委託または保健師・助産師 実施機関：子ども支援課				

(12) 養育支援訪問事業等

【事業内容】

<養育支援訪問事業>

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが適切でないと思われる児童及びその保護者、又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦やその家族に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

<こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業>

瑞穂市要保護児童及びDV対策地域協議会の機能強化を図るため、ネットワーク構成員の専門性強化と関係機関との連携強化を図る取り組みを実施します。

【現状】

<相談指導・助言>

妊娠期から不安を抱える妊婦や虐待リスクのある家庭、疾患や低体重児がいる家庭などを中心に相談・助言を行っています。

<育児支援ヘルパー派遣>

育児不安の強い家庭、不適當養育の予防のため、育児支援ヘルパーの利用勧奨をしていますが、利用につながらないケースもあります。引き続き、保健師の乳児家庭全戸訪問等と連携・調整しながら、支援が必要な家庭を把握し、利用勧奨します。なお、令和6年度から(13)の「子育て世帯訪問支援事業」へ移行しています。

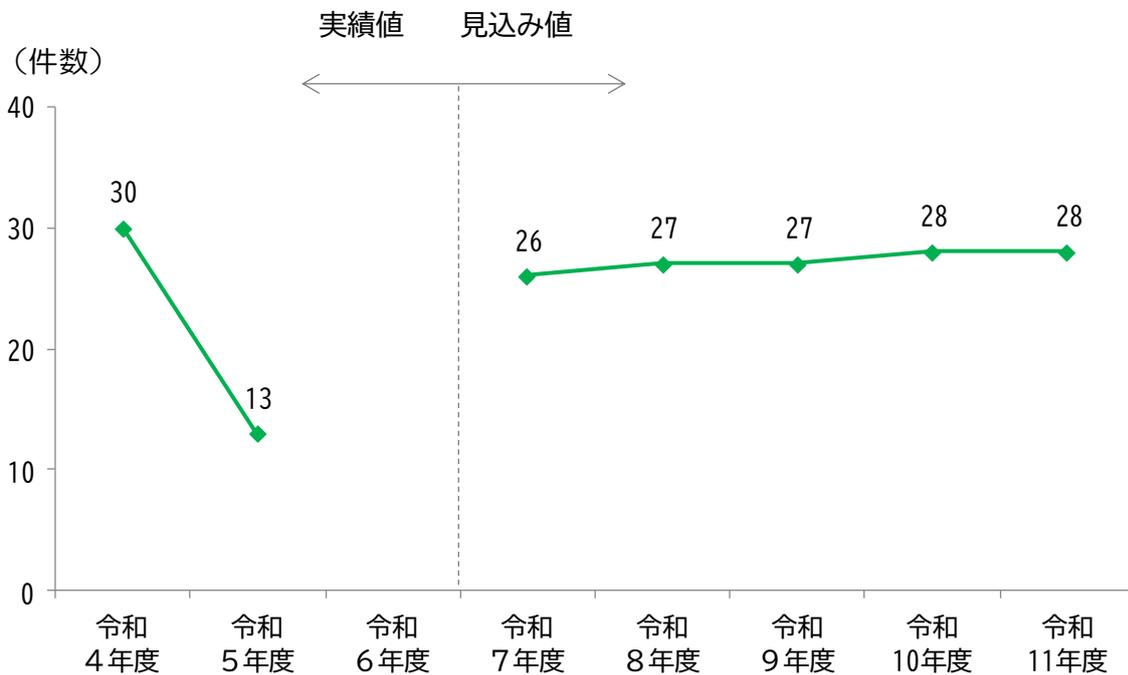
<要保護児童及びDV対策地域協議会>

年2回の代表者会議(研修会)、毎月実施の実務者会議、また個別ケース検討会議を行い、要保護児童、特定妊婦やDV被害者への適切な支援について関係機関との連携強化やスキルアップを図るため実施しています。

<養育支援訪問事業>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談・助言 (件数)	52件	32件	30件	13件	-

【ニーズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

<養育支援訪問事業>

子ども支援課と健康推進課が連携し、虐待やそのリスクのある家庭や、保護者の養育を支援することが必要な家庭の早期発見・予防に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	26件	27件	27件	28件	28件
確保方策 (実施体制)	実施体制：訪問支援員6人 実施機関：子ども支援課				

<こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業>

瑞穂市要保護児童及びDV対策地域協議会を中心に関係機関と連携を図りながら、未然防止、リスクの把握、早期対応のできる環境づくりを促進します。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

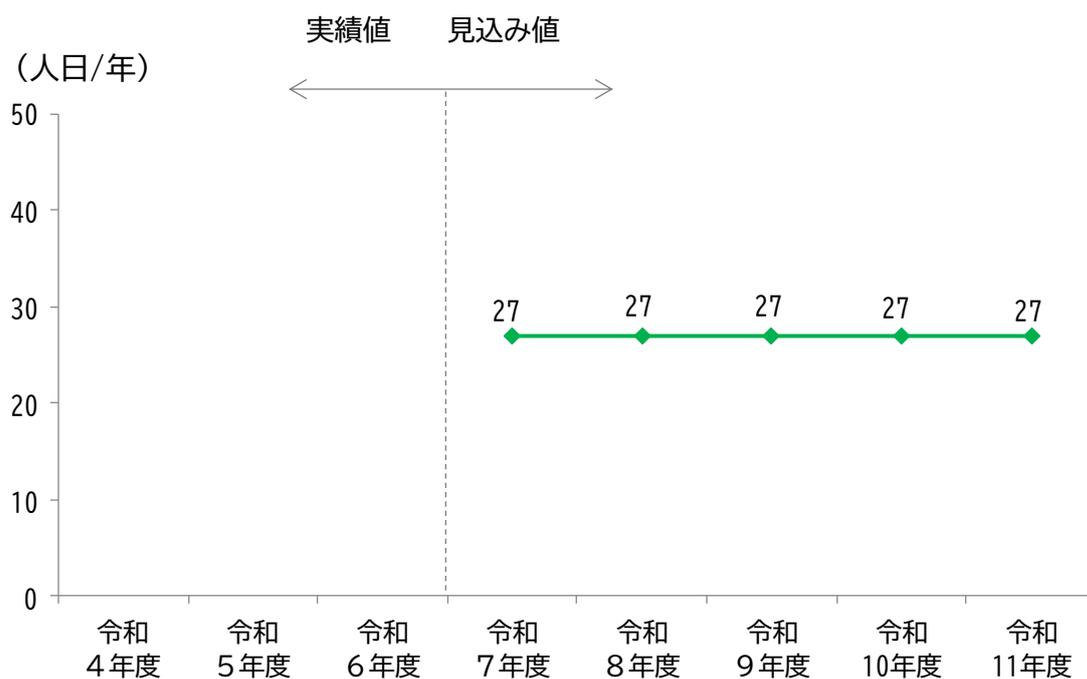
【事業内容】

虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

【現状】

令和5年度までは養育支援訪問事業の一部に位置付けしていたものを、令和6年度からは「子育て世帯訪問支援事業」として実施しています。

【二一ズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

事業の周知とともに、支援の必要な家庭を把握し利用提案を促します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	27人日	27人日	27人日	27人日	27人日
提供量	27人日	27人日	27人日	27人日	27人日
過不足 (確保方策-量の見込み)	0	0	0	0	0

(14) 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況を把握し、関係機関へのつなぎ等、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【現状】

令和6年の児童福祉法改正により、新たに創設された事業であり、実施に向けて検討中です。

【今後の方向性】

当事業に取り組んでいる事例報告や今後のニーズに注視し、実施体制を整備します。

(15) 親子関係形成支援事業

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

【現状】

令和6年の児童福祉法改正により、新たに創設された事業であり、実施に向けて検討中です。

【今後の方向性】

当事業に取り組んでいる事例報告や今後のニーズに注視し、実施体制を整備します。

(16) 妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援給付金事業）

【事業内容】

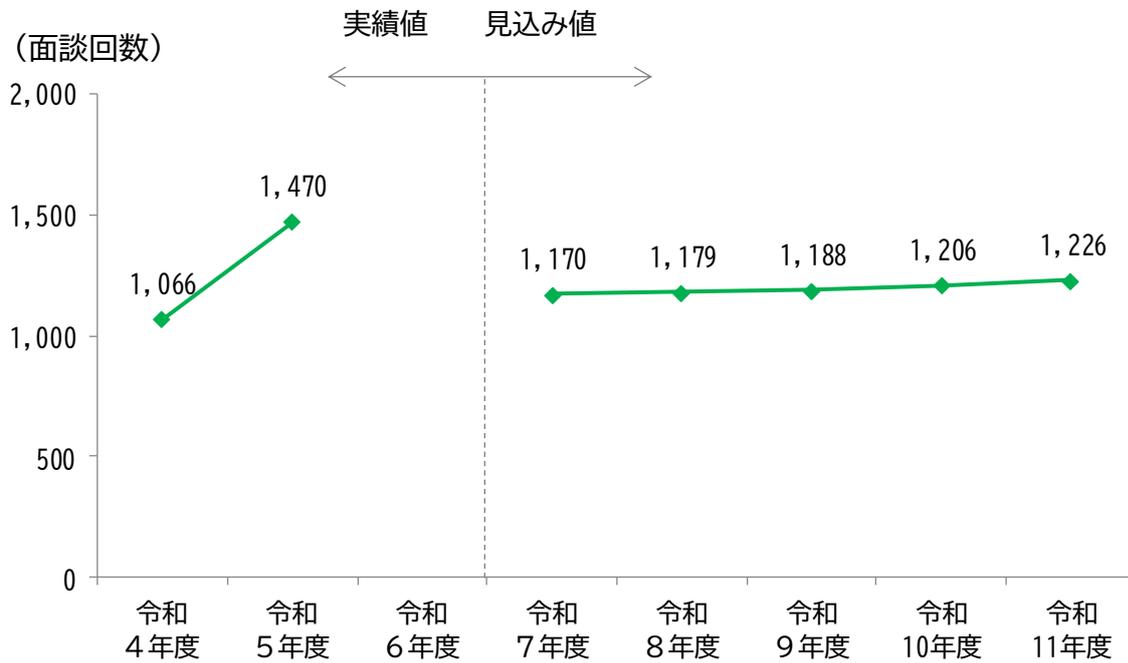
こども家庭センターの助産師や保健師が妊娠届、妊娠後期、出産後の機会をとらえて、すべての妊婦・子育て家庭が出産・育児等の見通しを立てるための面談や妊娠8か月アンケートによる希望面談を行うことに加え、随時相談や情報発信を実施して、必要な支援につなげます。

【現状】

令和6年度は出産・子育て応援給付金事業の伴走型相談支援としてきめ細やかな面談・相談等の支援を行いました。令和7年度以降も引き続き面談・情報発信を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊娠届出数	-	-	533人	490人	-
利用者数	-	-	533人	490人	-
面談回数	-	-	1,066回	1,470回	-

【ニーズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

悩みや不安の相談に丁寧に応じるとともに、子育てに関する様々な情報をわかりやすく伝えます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,170回	1,179回	1,188回	1,206回	1,226回
確保 方策	こども家庭 センター ※1	780回	786回	792回	804回	818回
	上記以外 ※2	390回	393回	396回	402回	409回
過不足 (確保方策-量の見込み)		0	0	0	0	0

※1 妊産婦面談数及び妊娠8か月アンケートによる面談希望者数

※2 赤ちゃん訪問数

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業内容】

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児または幼児であって満3歳未満や小学校就学前のこどもに適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

なお、これまでの幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（こども誰でも通園制度）として、令和8年度から本格実施します。

【現状】

現在の通常保育児童の入所状況（待機児童の発生）、保育人材や保育場所の確保の課題があり、本制度の幅広い実施は難しい状況です。

【今後の方向性】

本制度は令和8年度から全国一斉実施（給付制度化）となることから、令和7年度は制度設計等に努め、民間保育施設等と連携を図りながら令和8年度からの提供体制の確保に努めます。

利用可能枠である月の一定時間数については、経過措置期間である令和8・9年度においては月3時間、令和10年度からは月10時間とし、国の示す算出方法等の考え方を基にアンケート調査結果を加味して量の見込みを算出しました。今後ニーズを注視し、必要な受け皿の確保を進めます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	0 歳	-	4人	4人	7人	7人
	1 歳	-	4人	4人	12人	12人
	2 歳	-	4人	4人	13人	13人
確 方 保 策	0 歳	-	4人	4人	7人	7人
	1 歳	-	4人	4人	12人	12人
	2 歳	-	4人	4人	13人	13人
過 不 足 (確保方策-量の見込み)		-	0人	0人	0人	0人

(18) 産後ケア事業

【事業内容】

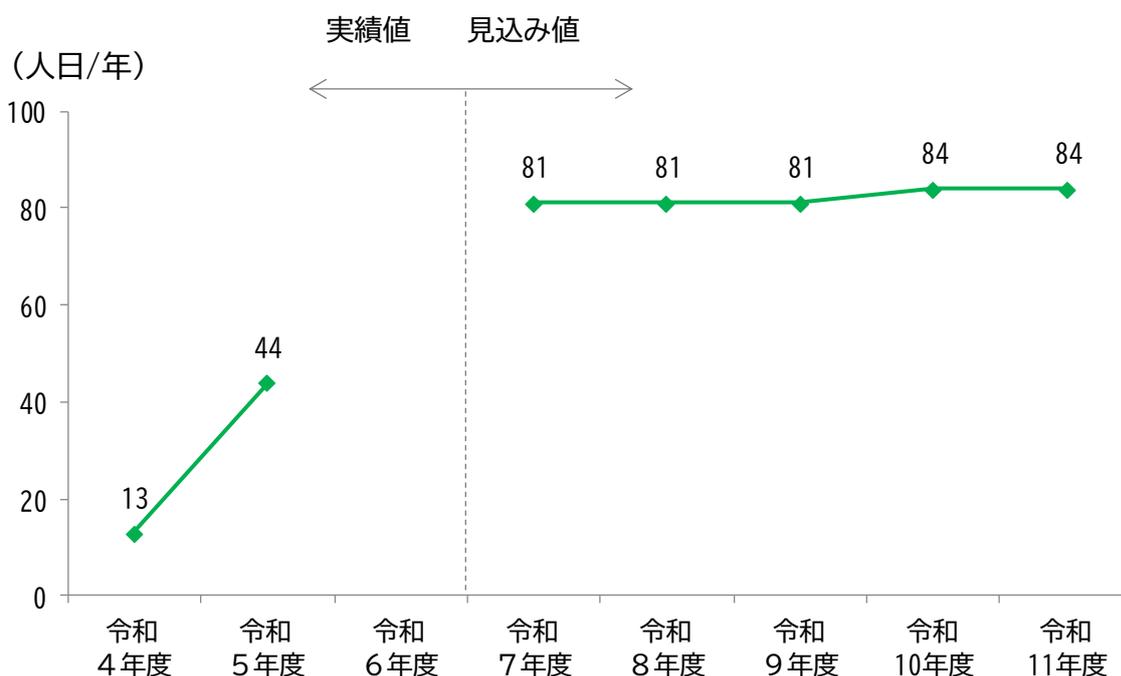
助産師等が、母子に対して、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力をはぐくみ、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する事業です。

【現状】

居宅訪問（アウトリーチ）型、通所（デイサービス）型、短期入所（ショートステイ）型の3つの利用形態を設けており、本市においては居宅訪問（アウトリーチ）型が利用者数の多くを占めています。利用者の生活拠点に助産師が赴くことで、母子ともに住み慣れた環境の中で、母児のペースに合わせた授乳や沐浴などの育児手技の支援や、その家庭にある資源を活用した育児の工夫等の助言を受けることができる等、個別性の高いケアが行われています。また、通所型および短期入所型は産科医療機関1か所で実施しており、育児不安や産後の支援者不足等の理由から利用者は年々増加傾向にあります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	-	-	4人	16人	-
延べ利用者	-	-	13人日	44人日	-

【ニーズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

産後ケアが必要なかたへ必要な情報や支援が届くよう、母子健康手帳交付時や産后面談時等の機会を活用した周知を継続していきます。また、利用状況の分析や利用者の声から、家事支援等他のサービスや社会資源との兼ね合いを考えながら、対象者のニーズに即した体制の整備を行っていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	81人日	81人日	81人日	84人日	84人日
過不足 (確保方策-量の見込み)	0	0	0	0	0

(19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園（未移行幼稚園）に対して保護者が支払う副食材料費を助成する事業です。

【現状】

特定教育・保育施設に該当しない幼稚園在園児の一定所得未満の世帯に対して、実費徴収された給食費（副食材料費）について、申請に基づき助成を実施しています。

【今後の方向性】

引き続き、対象者に対して適切に事業案内を行い、助成を実施することで、保護者の経済的負担を軽減します。

(20) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業内容】

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援事業の実施のためには、多様な事業者の能力を活かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

新たに整備・開設した施設や事業が安定的、かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間が必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行う事業です。

【現状】

これまで、NPO 法人や株式会社、有限会社による小規模保育事業、企業主導型保育事業、認可外保育事業について相談に応じ、開園への支援・援助を実施してきました。

【今後の方向性】

今後も小規模保育事業に新規参入する事業者が見込まれることから、引き続き、支援、相談・助言を実施し、開園から運営までのサポートに努めていきます。

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児期の教育・保育を担う幼稚園及び保育所には、すべての子どもが健やかに成長するよう良質かつ適切な支援が求められます。

幼児期の教育・保育は、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、統合が図られています。

また、乳児期から小学校就学前まで、教育・保育や発達の連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続が行えるように、すべての子どもに平等に質の高い教育・保育を提供できるようにし、関係職員の資質向上のための研修、交流等の連携をしています。

その上で、認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、本市では、新たな設置について、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切に普及・促進を図っていきます。

なお、幼稚園及び認可保育所から認定こども園への移行を検討します。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付について、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう必要な様式や給付方法等について定めるとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等の法に基づく事務の執行について、県と連携して実施します。

制度の円滑な実施のため、施設等利用給付費のしくみや手続きの方法等についてわかりやすく周知するとともに、認可保育所だけでなく、幼稚園や認可外保育施設についても市民に広く周知するなど、保護者への情報提供を徹底します。

第6章 計画の推進体制

1 施策の実施状況の点検

本計画の進行管理を円滑に進めるため、施策の進捗状況を把握し、「瑞穂市子ども・子育て支援会議」において点検・評価を行い、その結果を公表し、必要な対応を実施します。

「施策の展開」については、利用者の視点に立ち、各事業を評価・分析し、検証します。

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとに見込み量と確保方策を示していることから、毎年実施状況及び進捗状況を管理し、利用者の動向や社会情勢の変化などをみながら、翌年度以降の事業展開に反映していきます。

2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・社会的養護体制の構築・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

資料編

1 瑞穂市附属機関設置条例

平成20年9月30日
条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、市が設置する附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に別表に定めるところにより、執行機関の附属機関を置く。

(担当事務)

第3条 附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる担任する事務について、調査、審議等(以下「審議等」という。)を行うものとする。

(組織)

第4条 附属機関の委員は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の委員選任基準に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、別表に掲げる期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(専門委員)

第6条 附属機関は、特別な事項を審議等するときは、附属機関の中に、又は別に、専門委員を委嘱することができる。

2 専門委員は、当該審議等が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長等)

第7条 附属機関に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、附属機関の会議(以下「会議」という。)を招集し、その会議の議長となるほか、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 附属機関の庶務は、別表に定める部又は課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関名	担当する事務	委員定数	委員選任基準	委員の任期	庶務担当部課名
市長 教育委員会	瑞穂市子ども・子育て会議	(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務を処理するために必要な事項について調査及び審議すること (2) こども計画の策定について調査及び審議すること	20人以内	識見を有する者 保健、医療、福祉、教育、地域活動団体等次世代支援又は子ども・子育て支援に関係する者 市内に居住し、市内の事務所に勤務し、又は市内の大学に在学する18歳以上の者 その他市長及び教育委員会が適当と認める者	2年	健康福祉部 子ども支援課 教育委員会 幼児教育課

2 瑞穂市こどもまんなか施策推進委員会設置要綱

令和6年5月2日

訓令第10号

(設置)

第1条 こども基本法(令和4年法律第77号。以下「法」という。)に基づき、こどもに関する施策を策定し、実施するため、瑞穂市こどもまんなか施策推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、法第3条に規定する基本理念に基づき、市のこどもをまん中に据えた施策に関する計画等の策定に係る協議及び連絡調整並びに当該施策実施のために必要な事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長の職にある者をもって充て、委員会を統括する。

3 副会長は、健康福祉部長の職にある者をもって充て、会長を補佐するとともに会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

4 委員は、部長職以上の職員であり、かつ、会長が選んだ職員とする。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要に応じて、構成員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

(研究チーム)

第5条 委員会の補助及び所掌事項を円滑に推進するため、委員会に研究チーム(以下「チーム」という。)を置く。

2 チームは、別表に掲げる第2条に規定する所掌事務に係る課等のうちから、関係する部課長等の承諾を得て選任された、原則として副主幹以上の職員をもって組織する。

3 チームは、子ども支援課長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第6条 委員会及びチームの庶務は、子ども支援課において行う。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会及びチームに関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第5条関係)

総合政策課 市民協働安全課 総務課 財務情報課 福祉生活課 子ども支援課 地域福祉
高齢課 健康推進課 都市開発課 都市管理課 学校教育課 幼児教育課 生涯学習課 その他
会長が必要と認める職員

3 瑞穂市こども計画 策定経過

開催日	審議内容等
令和5年11月7日	令和5年度第1回瑞穂市子ども・子育て会議 (1) 会長・副会長の選任 (2) 瑞穂市子ども・子育て支援事業計画における事業実績について
令和6年2月5日	令和5年度第2回瑞穂市子ども・子育て会議 瑞穂市こども計画策定に向けた事前のアンケート調査について
令和6年2月29日～ 令和6年3月18日	子育て支援に関するアンケート調査を保護者を対象に実施 就学前児童 配布数 1,600人 回収数 673 回収率 42.1% 就学児童 配布数 1,800人 回収数 719 回収率 40.1%
令和6年2月29日～ 令和6年3月29日 令和6年6月14日～ 令和6年7月7日 (※2回実施)	子どもの生活状況に関する調査を小学5年生・中学2年生の児童を対象に実施 小学5年生・中学2年生の児童 配布数 2,284人 回収数 1,017 回収率 44.5% 子育て世帯の生活実態調査を小学5年生・中学2年生の保護者を対象に実施 小学5年生・中学2年生の保護者 配布数 2,284人 回収数 670 回収率 29.3% 子ども・若者調査を子ども・若者(16～34歳)を対象に実施 子ども・若者 配布数 620人 回収数 173 回収率 27.9%
令和6年8月27日	令和6年度第1回 瑞穂市子ども・子育て会議 (1) 瑞穂市こども計画策定に向けた調査結果について (2) 瑞穂市子ども・子育て支援事業計画における事業実績について
令和6年10月25日	令和6年度第2回 瑞穂市子ども・子育て会議 瑞穂市こども計画(骨子案)について
令和6年12月24日	令和6年度第3回 瑞穂市子ども・子育て会議 瑞穂市こども計画(素案)について
令和7年1月17日～ 令和7年2月16日	瑞穂市こども計画(案)パブリックコメント(意見)を募集
令和7年2月25日	令和6年度第4回 瑞穂市子ども・子育て会議 瑞穂市こども計画(最終案)について

4 瑞穂市子ども・子育て会議 委員名簿

(五十音順)

役職	区分	氏名	職名	備考
	市民代表	秋山 博	公募委員	
副会長	福祉関係者	河村 岳昌	瑞穂市社会福祉協議会 福祉総合相談センター長	
	子ども子育て支援に関する団体（岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業）	児島 永典	ぎふ農業協同組合 巣南支店長	令和5年度
		矢崎 斉	ぎふ農業協同組合 巣南支店長	令和6年度
	福祉関係者	清水 恵子	瑞穂市民生児童委員協議会 代表	
	地域活動団体	高見 順	瑞穂市自治会連合会代表	
	市民代表	田中 佳織	公募委員	
	市民代表	土岐 祥子	公募委員	
	市民代表	豊田 千晶	公募委員	
	子ども・子育て支援に関する団体	長尾 智美	瑞穂市立保育所保護者会代表 （西保育・教育センター）	令和5年度
		朝日 美妃	瑞穂市立保育所保護者会代表 （中保育・教育センター）	令和6年度
	市民代表	成瀬 幸太郎	公募委員	
会長	識見を有する者	西垣 吉之	中部学院大学 教育学部 教授	
	教育関係者	矢野 幸子	瑞穂市青少年育成推進員	
	保健・医療関係者	若園 明裕	もとす医師会代表 （もとす医師会会長）	
	教育関係者	渡瀬 広子	ちびっこ園。ミズホ 園長	
	福祉関係者	割石 裕美子	岐阜県中央子ども相談センター 家庭支援第四係長	

瑞穂市こども計画

発行年月 : 令和7年3月

発行 : 瑞穂市

編集 : 瑞穂市 健康福祉部 子ども支援課

瑞穂市教育委員会事務局 幼児教育課

穂積庁舎 〒501-0293

子ども支援課 岐阜県瑞穂市別府 1288 番地

TEL:058-322-3022

巢南庁舎 〒501-0392

幼児教育課 岐阜県瑞穂市宮田 300 番地2

TEL:058-327-2147

<https://www.city.mizuho.lg.jp>

瑞穂市 こども計画

